

MSC 漁業認証プロセス



第 2.1 版、2018 年 8 月 31 日

著作権表示

「MSC 漁業認証プロセス」とその内容の著作権は Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）2018 に帰属する。－ 不許複製・禁無断転載

この規格の公用語は英語である。正式文書は MSC のウェブサイト（www.msc.org）に公開されている。コピー、版、または翻訳によって相違のある場合、英語の正式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSC は、部分全体を問わず、この内容のいかなる修正も禁じる。

Marine Stewardship Council
Marine House
1 Snow Hill
London EC1A 2DH
United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900

Fax: + 44 (0) 20 7246 8901

Email: standards@msc.org

本要求事項の責任

本要求事項に関する責任は海洋管理協議会（MSC）が有する。

使用にあたっては、本文書並びに関連文書が最新版であることを確認しなければならない。
最新の正式文書は MSC のウェブサイト（msc.org）に公開されている。

バージョン発行履歴

版	発行日	改訂内容
1.0	2011 年 8 月 15 日	適合性審査機関（CABs）申請用の第 1 版発行。
1.1	2011 年 10 月 24 日	グループ CoC 要求事項を組み入れ、タイプミスやページ番号、参照間違い及び解読不能のフローチャートの校正発行。
1.2	2012 年 1 月 10 日	技術諮問委員会第 20 回会議が承認した、再認証、異議申し立て手続き、二枚貝漁業の審査に適用する標準審査ツリーの修正、実施期限及び水産養殖管理協議会（ASC）要求事項への変更を組み入れた版の発行。 少量の編集、参照事項の間違い及び不足、タイプミス、解読不能な図の校正。
1.3	2013 年 1 月 14 日	技術諮問委員会第 21 回会議及び評議員会が承認した変更を組み入れた版を発行。 多少の編集や明瞭化も反映。
2.0	2014 年 10 月 1 日	時間とコストの見直しによる、MSC 漁業認証規格の見直し及び認証機関（適合性審査機関）による手順の変更を受けて行われた規格改訂を組み入れた版の発行。
2.1	2018 年 8 月 31 日	審査プロセスの効率化、ハーモナイゼーション、労働方針の策定に関する変更を組み入れた版を発行。

海洋管理協議会

ビジョン

世界中の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が確保されること、これが MSC のビジョンである。

使命

エコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもち、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献すること、これが MSC の使命である。

はじめに

漁業認証

MSC の持続可能な漁業と水産物のトレーサビリティの規格は、ステークホルダーとのグローバルな協議を通じて策定されたものである。これらの規格によって、MSC ラベル表示の水産物は、供給元である持続可能な漁業まで遡って追跡することができる製品であることの確証が得られるのである。

MSC の規格及び要求事項は、認証及びラベル制度のベストプラクティスのための国際的なガイドラインに準拠している。

適切に管理された持続可能な漁業であることを主張するためには、MSC 漁業認証規格の要求事項に準拠していなければならない。

世界各国の漁業によって推進されている適切な管理方策は、生計の安定、次世代のための漁業資源の確保、そして海洋環境の保全に貢献している。持続可能な漁業は、独立第三者機関による信頼性の高い審査によって、科学的根拠に基づく MSC の持続可能な漁業のための環境規格を順守しているとして認証される。この認証により、持続可能な漁業は水産市場において認識され、報奨される。また、消費者は、適切に管理された持続可能な漁業を供給元とする水産製品を購入しているという安心を得られる。

MSC の規格は、セクション 7.4 の要求事項を満たす天然魚漁獲漁業に適用される。

MSC 漁業認証規格は三原則から成り立っている。

原則 1：持続可能な漁獲対象資源

漁業は、過剰漁獲もしくは枯渇を引き起こさない方法で行わなければならない、枯渇状態にある固体群については、回復が実証できる方法で漁業が行われなければならない。

原則 2：漁業の環境への影響

漁業活動は、漁業が依存する生態系（生息域や相互依存種、生態学的関連種を含む）の構造、生産力、機能、多様性を維持できるものでなければならない。

原則 3：適切な管理

漁業は、地域や国内、国際的な法と規制を尊重し、責任ある持続可能な資源利用を義務付ける制度及び運営体制を有する適切な管理システムが必要である。

実施期限

漁業認証プロセス第 2.1 版の発効日

公開日：2018 年 8 月 31 日

発効日：2019 年 2 月 28 日

2019 年 2 月 28 日以降に公表された審査（初回審査、監査、適用範囲の拡大、前倒し監査、もしくは再認証審査）は、MSC 漁業認証プロセス（FCP）第 2.1 版に則って実施されなければならない。

また、適合性審査機関（以下審査機関）は、発効日以前に審査入りした、もしくは認証されたクライアント漁業もしくはクライアントグループ漁業に対して、2019 年 8 月 31 日までに「強制労働および児童労働に対する方針、慣行および措置に関する認証取得者用テンプレート」の提出させなければならない。審査機関は、MSC ウェブサイトで公開できるよう、2019 年 8 月 31 日までに「強制労働および児童労働に対する方針、慣行および措置に関する認証取得者用テンプレート」を MSC データベースにアップロードしなければならない。審査機関への「強制労働および児童労働に対する方針、慣行および措置に関する認証取得者用テンプレート」の提出を怠った際には、認証資格がないものと見なされ、既存の漁業認証は一般的な認証要求事項（GCR）7.4.2.e に則って停止される。

FCP 第 2.1 版に必要なテンプレートと研修が用意され、適用の準備が整っている審査機関については、公開日（2018 年 8 月 31 日）より当該版を使用することもできる。

見直し

MSC では、漁業認証プロセスに関するご意見を随時受け付けております。頂いたご意見は次回の見直しに際し検討されることになります。見直しは少なくとも 5 年毎に行われます。standards@msc.org までメールにてご意見をお送りください。

MSC の方針策定プロセス並びに規格策定の手順に関する詳細は、MSC のウェブサイト（msc.org）をご覧ください。

本文書の概要

MSC 漁業認証プロセス (FCP) 第 2.1 版および附属文書には、MSC 漁業認証規格に則って漁業を審査する際の審査機関への要求事項が規定されている。

FCP は審査プロセス（セクション 1～8）及びプロセスの附属文書（PA～PF）で構成されている。

漁業認証プロセス

漁業認証プロセスの目的は以下の通りである。

- 定義された認証プロセスの確立により、すべての認証機関が一貫性のある統制された方法で業務を実施できるようにする。
- ステークホルダーの信頼を保つことのできる透明性を提供する。

MSC 漁業認証プロセスのガイダンス

MSC 漁業認証プロセスに対する審査機関の理解を深めるために、MSC 漁業認証プロセスのガイダンス (GFCP) にガイダンスが記載されている。GFCP は独立した文書となっている。

GFCP の条項については、漁業認証プロセスの条項の見出しと番号と一致させ、その前にガイダンスであることを示す頭文字「G」を付した。

MSC では、MSC 漁業認証プロセスと MSC 漁業認証プロセスのガイダンス (GFCP) を併せて熟読することを認証機関に推奨している。MSC 漁業認証プロセスの文章はガイダンスには引用されていない。

セクションの題目、もしくは特定の条項に対してガイダンスが示されている場合には、FCP のセクションタイトルもしくは条項の終わりに■のアイコンが表示され、重要なガイダンスの場合には■が表示されている。それぞれのアイコンには GFCP の関連ガイダンスのハイパーリンクが設定されている。

重要ガイダンスは、本パラグラフのように、GFCP 内のサイドバーで示されている。

GFCP 内の▲のアイコンには対応する FCP のセクションもしくは条項へのハイパーリンクが設定されている。

漁業認証プロセスガイダンスの審査能力

GFCP のガイダンスそのものに審査能力は無いものの、審査機関は GFCP 内の重要ガイダンスを適用できる場合にはこれを適用しなければならない。MSC の認定機関は、漁業認証プロセス条項への不適合が提起された際に、この重要ガイダンスを参照する可能性がある。

FCP 内で重要ガイダンスが示されている場合には■のアイコンが表示されている。重要ガイダンスは以下を含む場合に示されている。

- **特殊事例**：特定の種類の漁業やデータ、状況に適用される要求事項に関するガイダンス。
- 漁業認証プロセスの条項について、より**明確な実施方法が示されている**場合には、そのガイダンスに従うことが期待されている。他の方法をとる場合には、その根拠を示す必要がある。

特例

特例とは、特定の認証申請業者もしくは認証取得業者について、要求事項を全面的あるいは部分的に変更して適用することを認める措置である。特例は脚注で示され、以下の内容が含まれている。

- 特例の決定責任部門
- 決定が行われた日付もしくは会議番号
- 特例の発効もしくは失効日
- 特例の概要

内容

1	適用範囲	11
2	規范文書	11
3	用語と定義	11
4	一般的な要求事項	12
4.1	MSC への報告書、データ、要請の提出	12
4.2	協議に関する要求事項	12
4.3	漁業審査における機密情報の使用	12
4.4	情報へのアクセス	13
4.5	秘密保持契約	13
5	構成上の要求事項	13
6	資源に関する要求事項	13
7	手続きに関する要求事項	13
7.1	予備審査	13
7.2	クライアントによる本審査の申請	14
7.3	クライアント文書チェックリスト	15
7.4	適用範囲の確認	15
7.5	審査の範囲：審査単位および認証単位の決定	18
7.6	審査チームの選定	20
7.7	審査入りコメント用報告書案の準備	20
7.8	目標資格発行日の決定	23
	トレーサビリティシステム及び水産物と水産製品が CoC に入る時点についての決定	23
7.10	審査入りコメント用報告書案	24
7.11	クライアントによる審査入り発表の決定	25
7.12	漁業認証の審査入りの発表	26
7.13	審査スケジュール	27
7.14	ピア・レビュー・カレッジ（外部査読者確保のための管理機構）	27
7.15	審査入りコメント用報告書案へのステークホルダー・インプット	28
7.16	現地視察、ステークホルダー・インプットおよび情報収集	28
7.17	漁業の採点	29
7.18	条件の設定	32
7.19	クライアントおよびピア・レビュー用報告書案	33
7.20	パブリックコメント用報告書案	34
7.21	決定	36
7.22	最終報告書案	37
7.23	異議申し立て	37

7.24	公開用認証報告書	37
7.25	認証の決定および認証登録証の発行■	38
7.26	認証取得に至らなかった、もしくは審査を取りやめる漁業	39
7.27	漁業認証登録証の範囲拡大（適用範囲拡大）■	39
7.28	監査 ■	40
7.29	前倒し監査	46
7.30	再認証審査	47
7.31	審査機関に対する管理システム要求事項	48
PA2	分別不可能もしくは実務上分離不可能な（IPI）資源に関する要求事項	49
PB1	漁業のハーモナイゼーション規範文書	51
PC1	漁業審査チームリーダー、チームメンバー、チームおよびピアレビューアの資格と 能力 54	
PD1	適用範囲	61
PD2	異議申し立て手続き	61
PE1	適用範囲の拡大—規範文書	71
PF1	リスクに基づいた審査枠組み（RBF）について ■	73
PF2	RBF におけるステークホルダーの関与	75
PF3	結果分析（CA）の実施	77
PF4	資源の生産性と影響度の分析（PSA）の実施	80
PF5	RBF を使って種に関する PI（PI 1.1.1、 2.1.1、 2.2.1 および 2.3.1）について漁 業を採点する 86	
PF6	RBF を使って種に関する PI の条件を設定	88
PF7	結果空間分析（CSA）の実施■	89
PF8	範囲・強度・結果分析（SICA）の実施	102

MSC 漁業認証プロセス

1 適用範囲

MSC 漁業認証プロセス（FCP）は、MSC の漁業認証規格に則って漁業を審査する際に審査機関が使用する。

2 規范文書

以下の文書には、本文書で引用されることによって、MSC 漁業認証プロセスに含まれる規定が盛り込まれている。

以下の文書に関しては、発行されている最新版が適用される。

- a. MSC 予備審査報告用テンプレート
- b. MSC 年次予備審査報告用テンプレート
- c. MSC 漁業認証審査入り発表用テンプレート
- d. MSC クライアント文書チェックリスト
- e. MSC 漁業審査における RBF の使用フォーム
- f. MSC 漁業審査採点ワークシート（二枚貝およびサケの増殖漁業用の版を含む）
- g. MSC RBF ワークシート
- h. MSC 本審査報告用テンプレート（二枚貝およびサケの増殖漁業用の版を含む）
- i. MSC 漁業審査のピアレビュー用テンプレート
- j. PCDR 段階でのピアレビューのフォローアップ用テンプレート
- k. MSC 監査告知用テンプレート
- l. MSC 監査報告用テンプレート
- m. MSC 監査時の情報検討用テンプレート
- n. MSC 再認証軽減審査報告用テンプレート
- o. 審査機関のための MSC データベースユーザー・マニュアル
- p. MSC 変更申請用書式
- q. MSC 漁業審査へのステークホルダー・インプット用テンプレート
- r. 強制労働および児童労働に対する方針、慣行および措置に関する認証取得者用テンプレート
- s. MSC IPI 報告用テンプレート
- t. MSC 異議申し立て通知用テンプレート

このほか、MSC 一般的な要求事項（GCR）セクション 2 に記載されている規范文書も MSC 漁業認証プロセスの実施に適用される。

3 用語と定義

用語及び定義はすべて、MSC-MSC I 用語集に明記されている。

MSC 漁業認証プロセスで使用される用語や語句のうち、複数の定義を持つものについては、かかる用語や語句が使用されている本文内で定義されている。

4 一般的な要求事項

4.1 MSC への報告書、データ、要請の提出

- 4.1.1 漁業認証及び漁業監査プロセスの一部として提出する情報とデータについては、審査機関はすべて MSC データベースにアップロードしなければならない。

4.2 協議に関する要求事項

- 4.2.1 審査機関が、関係するステークホルダーの全ての懸念を把握できるように、審査機関はステークホルダー協議を設けなければならない。
- 4.2.2 各協議期間の開始から 4 日以内に、審査機関は把握している全てのステークホルダーに協議開催の通知を「MSC 漁業審査へのステークホルダー・インプット用テンプレート」のハイパーリンクと共に送付しなければならない。
- 4.2.3 審査機関は審査中に受け取ったステークホルダーからのコメントに対し、受け取りから 10 日以内に受領確認をし、そのコメントに対し、いつ、どう対応するかを送り主に通知しなければならない。
- 4.2.4 特定の業績指標（PI）の評価・採点に、リスクに基づく審査枠組み（RBF）が使われる場合、審査機関は附属文書 PF の要求事項に適合するよう、採点に必要な情報を得るためにステークホルダー協議を行わなければならない。
- 4.2.5 ステークホルダーからの情報の最終受付日時は、早めに受領する必要がある場合を除いては、協議期間の最終日の 17 時（UTC）とし、審査機関はその旨を協議開催通知書に明記しなければならない。

4.3 漁業審査における機密情報の使用

- 4.3.1 審査機関はステークホルダーに対し、当該漁業に関する懸念や知識を含む情報の提供を差し控えることのないよう促さなければならない。
- 4.3.2 下記 4.3.3 が適用されない限り、すべてのステークホルダーの間で共有できない情報は、以下のことに使用できない旨、審査機関はステークホルダーに通知しなければならない。
- 審査の参考にする。
 - 審査結論の判断に使用する。
 - 認証への異議申し立ての根拠にする。
- 4.3.3 審査機関は機密となる情報が、確実に以下のことに限られるようにしなければならない。
- 認証に関する会計取引。
 - 個々の企業の財政や、この財政情報が漏えいにつながる情報。
 - クライアントが属する国の国家機密やデータ保護法令の対象となる情報。

4.4 情報へのアクセス

- 4.4.1 ある PI に関する審査チームの採点根拠をステークホルダーが適切に見直す為に必要な情報が未公開であった場合、審査機関は、ステークホルダーに対して確実に当該情報を提供しなければならない。
- 4.4.1.1 審査機関は、公開用審査報告書で照会が求められた際には、未公開の重要情報を提供しなければならない。審査の各段階において情報が確実に入手できるようにしなければならない。
- 4.4.1.2 審査機関は、未公開情報が、ピアレビューされた文献や、灰色文献を含まないことに留意しなければならない。

4.5 秘密保持契約

- 4.5.1 4.3.3 に指定された情報の所有者が、その情報へのアクセスに先立ち、ステークホルダーに対して、機密保持契約への署名を求める場合がある。その場合、審査機関は以下の手続きを踏まなければならない。
- a. このような情報へのアクセスを求めるステークホルダーに対し、書面によって請求を行うよう求める。
- b. 機密情報へのアクセスを許可する前に機密保持契約に署名されていることを確認する。
- 4.5.2 一部、あるいは全てのステークホルダーが秘密保持契約への署名を拒否したとしても、審査機関は 4.3.3 に指定された情報を審査に使用することができる。

5 構成上の要求事項

ISO17065 及び MSC 一般認証要求事項以外の追加要求事項はない。

6 資源に関する要求事項

ISO17065 及び MSC 一般認証要求事項以外に追加要求事項はない。

7 手続きに関する要求事項

7.1 予備審査

- 7.1.1 クライアントは任意で予備審査を行うために審査機関を選ぶことができる。
- 7.1.2 審査機関は予備審査に際し、以下を含む目的を持つ必要がある。
- a. 審査機関が本審査の計画を立てることを可能にする。
- b. 認証取得の可能性をクライアントに通知する。
- c. クライアントが本審査の計画を立てることを可能にする。
- 7.1.3 審査機関は、予備審査を行うため、表 PC2 の資格に適合し、表 PC3 の 1~5 行のいずれかに適合する個人あるいはチームを選任しなければならない。
- 7.1.4 審査機関は、予備審査においてクライアントにガイダンスを行う際には、そのガイダンスが ISO 17065 に適合していることを確認しなければならない。■
- 7.1.5 審査機関は以下のことを予備審査に含めなければならない。

- a. クライアントとの直接もしくは遠隔によるミーティング。
 - b. 必要な場合、想定される現地視察に関する決定。
 - c. 漁業がどの程度、MSC 漁業認証規格（附属文書 SA、SB、SC 及び SD）に則っているかの審査。
 - d. 審査を受けるに当たっての漁業の準備状況の評価。
 - e. 入手可能なデータの確認。
 - i. データが入手できないと考えられる場合、審査機関は RBF を使用する必要性を示唆しなければならない。
 - f. セクション 7.4 および 7.5 に適合する本審査の範囲のオプションを決定。
 - g. 認証の妨げとなり得る障害や問題の提示。
- 7.1.6 審査機関が予備審査を行なう場合、審査機関はその時点で最新の「MSC 予備審査報告用テンプレート」を使用する。
- 7.1.6.1 審査機関は、「MSC 予備審査報告用テンプレート」には、記入が必須と任意のセクションがあることをクライアントに伝えなければならない。
- 7.1.7 審査機関は、本審査に進むための要求事項をクライアントに通知しなければならない。
- 7.1.8 審査機関はクライアントに以下のことを通知する。■
- a. 管理組織や環境保護団体、漁獲後の産業部門、関係する商業漁業や非商業漁業グループと連携し、MSC の認証プロセスと認証関連事項（コストや利点などを含む）についての理解を求める。
 - b. 本審査において、クライアントが提供すべきデータや資料の種類や範囲。
 - c. 本審査中の公表をいつ、どこで、どのようにして行うのかを確認する。
 - d. 漁業審査プロセスに関する MSC のクライアント向けオプション研修についての情報を確認する。
- 7.1.9 審査機関は、予備審査が行われた事実とそのプロセス及び結果については、クライアントから予備審査についての情報をより広く知らせたい旨の指示がないかぎり、クライアントと審査機関、及び MSC だけの機密事項として扱わなければならない。
- 7.1.10 審査機関は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行った予備審査に関する年次報告書を翌 4 月 30 日までに MSC に提出しなければならない。■
- 7.1.10.1 年次報告書は「年次予備審査報告用テンプレート」を使用し、E メールに添付する形で、MSC 規格チームの E メール（standards@msc.org）に送信しなければならない。
 - 7.1.10.2 MSC への年次報告書の提出以降、特定の漁業に関する MSC 予備審査報告書の情報に変更があった場合、審査機関は最新の年次報告書の関連する場所に当該漁業の現在状況を記録しなければならない。
 - 7.1.10.3 最初の年次報告書には年代に関係なく、クライアントのために行なった全ての MSC 予備審査報告書に関するデータを含めなければならない。

7.2 クライアントによる本審査の申請

- 7.2.1 本審査申請受理後、審査機関は ISO 17065 および MSC GCR の要求事項を参照し、申請を見直さなければならない。

7.3 クライアント文書チェックリスト■

- 7.3.1 審査単位と認証単位の決定に向け、審査機関はクライアントに「クライアント文書チェックリスト」の記入と提出を求めなければならない。

7.4 適用範囲の確認 ■

MSC 漁業認証規格の適用範囲内にある漁業であることの確認

- 7.4.1 審査機関は、漁業が 7.4.2～7.4.7 の適用範囲を満たさなくなった時点で、審査を取りやめなければならない。
- 7.4.2 審査機関は漁業の認証資格を以下の判断基準に基づいて検証しなければならない。
- 7.4.2.1 次の分類群は、原則 1 における漁業の対象魚種として認められない。
 - a. 両生類
 - b. は虫類
 - c. 鳥類
 - d. ほ乳類
 - 7.4.2.2 漁業は毒物や爆発物を用いてはならない。

国際的合意に対して問題の多い、一方的な免責規定のもとで行われている漁業

- 7.4.3 漁業は、国際的合意に対して問題の多い、一方的な免責規定のもとで行われてはならない。
- 7.4.3.1 この基準を解釈するにあたり、審査機関は以下の定義を使用しなければならない。
 - a. 「問題の多い」というのは単に二国間に限ったことではなく、より広く国際社会において問題を起こしているという意味である。
 - b. 「一方的な」は一国のみが関わっている、という意味である。
 - c. 「免責」とは国際管理機関の準則への参画あるいは順守を拒絶したり、そのような機関が採用した方法に対し留保あるいは例外を唱えたりすることで、漁業の持続可能な管理が損なわれることになることを意味する。
 - d. 「国際的合意」は原則 1 及び 2 の趣旨に則り、持続可能な資源利用の管理を実現するための直接的な命令のことを指す。
 - 7.4.3.2 この基準への適合を検証するにあたり、審査機関は以下のことを考慮しなければならない。
 - a. 関連する国際合意によって認められている国際的管轄と沿岸国の管轄との関係。
 - b. 免責規定による資源保護の水準が、国際管理機関が申し合わせている水準に比べて高いか低い。
 - c. 持続可能な漁業のための資源管理が損なわれていないかどうか。

強制労働もしくは児童労働で起訴および有罪

- 7.4.4 過去 2 年間で強制労働もしくは児童労働の罪で起訴され、有罪となった法人がクライアントもしくはクライアントグループに含まれていないことを確認しなければならない。■
- 7.4.4.1 認証を取得しているクライアントグループに属する法人が強制労働もしくは児童労働の罪で起訴され、有罪となった場合、当該法人は認証の適用範囲にないものとして、認証登録証もしくはクライアントグループから離脱しなければならない。

強制労働および児童労働に関する方針の提出

- 7.4.4.2 クライアントもしくはクライアントグループは、「強制労働および児童労働に対する方針、慣行および措置に関する認証取得者用テンプレート」を使い、強制労働並びに児童労働が絶対に行われないための方針、慣行および措置を詳細に記さなければならない。
- 7.4.4.3 クライアントもしくはクライアントグループは、「クライアント文書チェックリスト」の提出と同時に、記入済みの「強制労働および児童労働に対する方針、慣行および措置に関する認証取得者用テンプレート」を審査機関に提出しなければならない。
- 7.4.4.4 審査機関は、クライアントもしくはクライアントグループによる記入済みの「強制労働および児童労働に対する方針、慣行および措置に関する認証取得者用テンプレート」を公開用認証報告書と同時に MSC ウェブサイトに公開できるよう、MSC データベースにアップロードしなければならない。

論争 — 漁業に関する紛争

- 7.4.5 もし当該漁業に紛争解決の機能がない、もしくは紛争がその漁業の手に負えない場合、当該漁業は認証の資格を有しない。■
- 7.4.5.1 認証を申請している漁業が審査中もしくは認証有効期間中に論争及び／または紛争の対象となっている場合、審査機関は以下のことを考慮しなければならない。
- 漁業管理体制（国内もしくは国際的な制度もしくは計画）が紛争解決の機能を有しているかどうか。
 - 紛争解決機能がある場合、潜在的もしくは実存する紛争に対処するのに十分なものであるかどうか。（例えば、紛争解決のメカニズムにステークホルダーが関与することができるかどうか、また適用範囲の中に関連した問題が含まれるかどうか）。
 - 論争が、漁業の MSC 漁業認証規格への適合を阻むほどかどうか。
- 7.4.5.2 7.4.5 が適用される場合、審査機関はこの申請を却下する。

増殖漁業

- 7.4.6 審査機関は、表 1 の項目にクライアント漁業を照らし合わせ、増殖漁業として適格かどうかを確認しなければならない。■
- 7.4.6.1 増殖漁業の審査を受ける資格があるのは、すべての適用範囲の項目に適合している場合のみである。

適格な増殖漁業の適用範囲項目

A	天然資源との関連とその維持
i	漁業生産の一過程において、その生産システムが <u>自然環境</u> からの魚の捕獲に頼っている。その魚の捕獲は、卵、幼魚、稚魚または成魚等、あらゆる成長段階で捕獲される（どの成長段階であっても構わない）。ここでの自然環境とは、海、淡水と他のあらゆる水生生態系を含む。
ii	種は、当該漁業の地理的範囲と、その漁獲がなされる自然生産エリアにおいて <u>在来種</u> である。

iii	漁獲がなされる資源に <u>自然繁殖の要素</u> があり、毎年放流されなくとも個体数を維持できる。
iv	HAC システムにおいて、放流がなされている場合、放流による <u>資源</u> の回復が枯渇資源の再構築計画の主要部を占めていないこと。 注記：本要求事項は、漁業の現状に適用されなければならない。天然資源は従来通りの方法で管理されなければならない。放流による資源の再構築が過去において行われた場合、他のシステムが現在機能している限り、適用範囲への不適合としてはならない。
B 給餌と飼育	
i	生産システムが多量の食物供給によって操業されていない。HAC システムにおいては、給餌は放流前の小さなサイズ(成長個体の最大体重の平均の 10%を超えない)に育てる目的で、成長のほとんどは(少なくとも 90%)放流後の天然の状態を得られる。CAG システムにおいては、飼育期間中の給餌は、自然な方法でのみ行われる(例 イガイの濾過による捕食)。または、成長の促進ではなく状態の維持を目的(例 待機タンク中の甲殻類)としたレベルでのみ給餌が行われる。
ii	CAG システムにおいては、飼育期間中の生産に薬品や予防的特質のある成分の投与といった定期的な <u>病気予防措置</u> を必要としない。
C 生息域と生態系への影響	
i	当該資源の生息域への改変が回復可能で、生態系の構造とその機能に深刻、または回復不可能な損傷を引き起こさない。 注記： 生息域への改変が回復不能で、前々から存在しており、当該漁業の為に造られたものでないものについては適用範囲に含めなければならない。以下のものがそれに該当する。 - 大規模な人工漁礁 - 川系に隣接したふ化場など、当該資源の生息域の生態系に回復不可能な損傷を引き起こさない構造。

移入種漁業 (ISBF)

7.4.7 審査機関は表 2 の適用基準を満たす移入種漁業からの認証申請のみを受諾することができる。

表 2 ISBF の暫定的適用基準

A 移入の不可逆性	
i	移入種の個体数が大きい(同じ水域にある類似の生態系に生息する在来種と同等、あるいはそれ以上である。)
ii	最初に移入された範囲よりも広く分布するようになった。
iii	生態系や経済および／もしくは社会に深刻な影響を及ぼすことなく、当該種を撲滅する既存の方法がない、という証拠がある。
B 移入の歴史	

A	移入の不可逆性
i	移入種に関する条項が組み込まれた生物多様性条約 (CBD) が批准された 1993 年以前に移入された種である。
ii	CBD の批准以降に移入が行われた場合、移入種としての適用は、移入が意図的なものではなく、MSC の規格に対する審査への申請があつてから少なくとも 20 年前に起きた場合に限りなければならない。
C	更なる移入がない
i	同じ水域に対象種の移入が引き続き行われていない（すなわち、移入された水域において再生産が行われている）。

- 7.4.7.1 移入種を対象とした漁業である場合、審査機関は MSC 漁業認証規格附属文書 SD の必須手順を踏まなければならない。
- 7.4.7.2 審査機関は、ISBF の要求事項が試験的なものであり、変更される可能性があることをクライアントに通知しなければならない。

7.5 審査の範囲：審査単位および認証単位の決定■

- 7.5.1 本審査認証の申請およびチェック済みクライアント文書チェックリストの受領後、審査機関は審査単位（UoA）に関する全ての予備審査報告書と入手可能な情報を確認し、審査単位を決定しなければならない。
- 7.5.2 審査機関は申請されている UoA（審査単位、すなわち審査されるもの）に下記が含まれていることを確認しなければならない。
- 対象魚種資源
 - 漁法もしくは漁具、漁船の種類、および／または漁業活動
 - その資源を対象とした漁船団、漁船グループ、個々の漁業者。申請されている認証単位（UoC）に含まれないすべての有資格漁業者を含む。
- 7.5.3 審査機関は申請されている UoC（認証単位、すなわち認証の適用範囲）に下記が含まれていることを確認しなければならない。
- 対象種
 - 漁法もしくは漁具、漁船の種類および／または漁業活動
 - 認証範囲に元々含まれる予定の法人を含む漁船団もしくは漁船グループ、個々の漁業者
- 7.5.4 CAB は特定の漁業がアセスメントから除外される危険があるため、漁業中に捕獲された魚種をもとに UoA や UoC を決めてはいけない。■
- 7.5.5 審査機関は、一旦決定された審査単位と認証単位を審査中に変更できないことに留意しなければならない。但し、審査入りを公表した際に暫定的に UoA を発表し、後日 7.17.3 に適合する方法で確認した場合は変更することができる。■
- 7.5.6 審査機関は主なトレーサビリティ要因を初めに検討し、以下のリスクが該当するかどうかを文書化しなければならない。■
- UoC 内で非認証の漁具が使われている可能性

- b. 認証範囲外の水域、もしくは別の水域で（同一操業時、あるいは他の操業時に）UoC 内の漁船が操業している可能性
 - c. UoC もしくはクライアントグループに含まれない漁船が同じ魚種を獲っている可能性
 - d. UoC 内の魚種とそうでない魚種との置換えが行われるその他のリスク
- 7.5.6.1 審査機関は、トレーサビリティの検討を最初に行った際に提起されたリスクを「審査入りコメント用報告書案」に含めなければならない。
- 7.5.6.2 UoC からの水産物および水産製品を MSC 認証製品もしくは認証審査中製品として販売するためには、以下を含むトレーサビリティに関する要求事項を満たさなければならないことを、審査機関はクライアントに通知しなければならない。■
- a. UoC の水産物および水産製品を UoC まで確実にトレースバックできるシステムがあること。
 - b. UoC 内の水産物および水産製品とそうでないものとを確実に分別するシステムがあること。

認証資格のあるその他の漁業者と法人及び認証共有

- 7.5.7 審査機関は、新しいクライアントグループのメンバーとして認証を共有する可能性のある漁業者や法人が他にあるかどうかを確認しなければならない。■
- 7.5.7.1 要求事項 7.27 に適合しない限り、審査単位またはクライアントグループメンバーの一部として認められていない漁業者や法人を後日、認証単位に加えてはならない。
- 7.5.7.2 審査単位に認証資格のある漁業者やクライアントグループメンバーが他にいた場合、審査機関はクライアント漁業に以下の要請をしなければならない。
- a. 審査機関が MSC ウェブサイトのデータベースに発表できるよう、認証共有の取り決めに対するクライアントの合理的な解釈及び意思を表明した文書を MSC 漁業認証審査入り報告書内に作成する。
 - b. 認証資格のある他の漁業者および／または法人に公開声明文を通知し、認証を共有する機会があることを、認証資格のある漁業者や法人との関わりの中での実行可能な範囲で伝える。

対象水産物と分離不可能もしくは実務上不可能な水産物

- 7.5.8 審査機関は、水産物の中に対象漁獲種（原則 1）と分離不可能もしくは実務上分離不可能（IPI）な非対象魚種（原則 2）があるかどうかを確認しなければならない。■
- 7.5.8.1 審査機関により IPI 種として認識されるのは、以下の理由により分離が不可能な場合のみである。
- a. 漁獲された魚種は通常の漁業操業では実務上対象種と区別が付かない（同種、あるいは類似の種であるなどの理由で）。
 - b. 区別が付いたとしても、分離するためには現存の収穫や加工方法にかなりの修正が必要で、そのため、漁業が商業的に成り立たない場合。
- 及び：
- c. 審査単位内での漁獲対象種と分離不可能な種の合計重量に対する、分離不可能な種の割合が 15%を超えていないこと。
 - d. その IPI 資源が ETP 種でないこと。
 - e. その IPI 資源が別に認証を受けていないこと。

- 7.5.9 審査範囲に IPI 資源が含まれている場合、審査機関は附属文書 PA を適用しなければならない。
- 7.5.10 IPI 種が 7.5.8.1 のとおりに確認された場合、審査機関は、ステークホルダーおよび MSC に通知するために、MSC IPI 報告用テンプレートを用いて MSC ウェブサイトに掲載できるよう、MSC データベースにアップロードしなければならない。
- 7.5.11 審査機関は「MSC IPI 報告用テンプレート」において、以下のいずれかの手続きを踏まなければならない。
- a. 附属文書 PA に従い、IPI 資源からと考えられる水産物及び水産製品が CoC 認証の対象となることを確認する。もしくは、
 - i. IPI 資源からの資源が CoC 認証の対象とすることを確認する報告書には、検討されている魚種が上記 7.5.8.1 の要求事項をどのように満たしているかの詳細及び正当性を含めなければならない。
 - b. PA1.4.2 の IPI 種への追加要求事項を免除し、IPI 資源からと考えられる水産物及び水産製品を CoC 認証の対象にすることを確認する。

IPI 種の要求事項免除を確認する報告書には、7.5.8.1 に加え、検討魚種が以下の条件を満たしているという詳細で正当な根拠を提出する。

 - A. 7.5.8.1c で計算された IPI 種は 2% 以下であり、審査単位の漁業による IPI 資源の総漁獲量は、IPI 資源全体に重大な影響を与えない。
 - B. 重大な影響は、IPI 資源の状況、及びその漁獲が IPI 資源へ与えるリスクに基づいて審査されることに審査機関は留意しなければならない。
- 7.5.12 審査機関は審査プロセスにおいて、実務上可能な限り早い段階、かつクライアントおよびピア・レビュー・カレッジ向け「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」の発行日以前に、「IPI 報告書」をアップロードしなければならない。
- 7.5.13 IPI 資源の水産物が CoC 認証の対象となるかどうかの判断をする際、審査機関は、上記 7.5.8～7.5.11 で規定されている要求事項に対する評価を基にしなければならない。

7.6 審査チームの選定

- 7.6.1 漁業審査に際し、審査機関はチームリーダーと少なくとももう 1 名のチームメンバーからなる審査チーム（以下チーム）を選定しなければならない。チームメンバーは、一般認証要求事項（GCR）の要求事項に合致し、附属文書 PC の表 PC1、PC2 および PC3 に記載されている審査員の資格への要求事項を満たしていなければならない。
- a. チームが表 3 に従って RBF を適用する場合、表 PC3 に記載されているとおり、チームメンバーの少なくとも一人は、RBF の使用に関する MSC の研修を受けていなければならない。
- 7.6.2 審査機関の力が及ばない事態によって、審査中にチームメンバーの変更が余儀なくされた場合には、審査機関はステークホルダーに新メンバーを通知しなければならない。

7.7 審査入りコメント用報告書案の準備 ■

増殖資源を含む漁業

- 7.7.1 MSC 漁業認証規格の附属文書 SB と SC が適用されない増殖漁業が認証範囲に含まれる場合、以下の手続きが必要となる。■

- 7.7.1.1 審査機関は、増殖漁業を審査するのに必要な PI を考慮し、少なくとも標準審査ツリーと同等の持続可能性レベルに達するよう、標準審査ツリーを見直し、必要があればツリーを修正しなければならない。
- 7.7.1.2 審査機関は以下を審査しなければならない：
- a. 関連する天然資源の自然繁殖要素に対する増殖活動の影響。
 - b. 以下の項目に関連した、漁業資源の移動程度。■
 - i. 資源の天然遺伝的特徴への影響。
 - ii. 資源移動の環境への影響。
 - c. 原則 2 において、他の魚種や自然環境に対する環境の改変の影響を評価する。審査機関は以下を含む環境への影響を検証しなければならない。
 - i. 給餌の増加。■
 - ii. 薬剤その他の化学物質の使用。
 - iii. 天然餌を増やすための肥沃化。
 - iv. 捕食種や競争相手の除去。
 - d. 原則 2 における生息域と生態系についての部分において、生息域の改変の影響を評価する。審査機関は以下を含む環境への影響を検証しなければならない。■
 - i. 捕食種及び／もしくは被食種の自然食物連鎖を含む、自然の生態系構造や機能に深刻、または不可逆的な損傷を引き起こしていないかどうか。
 - ii. 生息域の改変の種類や程度、及びそれが深刻、又は不可逆的な損傷を引き起こす可能性。
- 7.7.1.3 審査機関は以下のことに留意しなければならない。
- a. 審査機関は、類似の漁業に対する審査ツリーの変更を作成中の他の審査機関と協議しなければならない。
 - b. 増殖漁業用に審査機関が提案した標準審査ツリーへの変更により、後日、MSC 要求事項に適合しない決定、及び／または条件が生じたことが発覚した場合、以下の手続きが必要となる。
 - i. 審査機関は標準審査ツリーに適合するよう、評価と採点を見直し、必要に応じて修正しなければならない。
 - ii. 見直し及び修正の時期は MSC に決定権があり、前倒し監査を要求事項に含める場合もある。
 - iii. そのプロセスは、MSC 漁業認証プロセスを考慮に入れた妥当な決定であることを保証するに十分なものでなければならない。
- 7.7.1.4 審査機関が標準審査ツリーを修正する必要があると判断した場合、審査機関は 7.12.5 に則った手続きを取らなければならない。

複数漁業審査のハーモナイゼーション（重複する複数の漁業での審査の整合性を図ること）

- 7.7.2 審査機関は、申請中の UoA が、いずれかの認証漁業もしくは審査中の漁業と重複しないかを判断しなければならない。
- 7.7.2.1 UoA が重複する場合、審査機関は附属文書 PB のハーモナイゼーションの手順を踏まなければならない。

データ不足の漁業への RBF の適用

- 7.7.3 審査機関は表 3 の基準を使用し、業績評価指標内の得点要素の一つ以上について、漁業のデータが不足しているかどうかを判断しなければならない。■
- 7.7.3.1 評価指標の得点要素については、データ不足とそうでないものが混在している場合がある。
- 7.7.3.2 審査機関は表 3 の基準を使用し、得点要素についてデータが不足しているかどうかの判断をしなければならない。
- 7.7.3.3 表 3 の基準は原則 1 と原則 2 の全ての得点要素に適用しなければならない。■
- 7.7.3.4 漁業に関するなんらかの指標および基準点がある場合には、資源の定義もしくは資源評価モデルの不確実さを理由に附属文書 PF を適用してはならない。■
- 7.7.3.5 一つ以上の業績評価指標についてデータが不足していると判断した場合、チームは附属文書 PF を用いてデータ不足 PI の評価を行わなければならない。
- 7.7.3.6 評価指標にデータ不足とそうでない得点要素が混在している場合、審査機関は次のことを実施しなければならない。
- データ不足の得点要素は附属文書 PF を使用して採点。
 - データ不足でない得点要素は審査入りアナウンスの際に発表されたツリーを用いて採点。

表 3 RBF の適用の要因となる基準

業績評価指標	基準	考察結果	注釈
1.1.1 資源状態	分析的資源評価もしくは実証的アプローチによる資源状況管理基準点が利用可能。	はい	当該 PI に関しては標準審査ツリーの標準の PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用
2.1.1 第 1 種の結果 及び 2.2.1 第 2 種の結果	分析的資源評価もしくは実証的アプローチによる資源状況管理基準点が利用可能。	はい	当該 PI に関しては附属文書 SA の標準 PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用
2.3.1 ETP 種の結果	審査中の漁業の ETP 種への影響が分析的に確認できるかどうか。	はい	当該 PI に関しては標準審査ツリーの標準 PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用
2.4.1 生息域の結果	MSC 漁業認証規格の生息域ガイダンス (GSA3.13.1.1) に適合して、下	はい	当該 PI に関しては標準審査ツリーの標準 PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用

業績評価指標	基準	考察結果	注釈
	記を適用できるかどうか： 1. 接触する生息域に関する情報がある。 2. 漁業が接触する生息域への影響を分析する情報がある。		
2.5.1 生態系の結果	漁業の生態系への影響を分析するに足る情報が入手できるかどうか	はい	当該 PI に関しては標準審査ツリーの標準 PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用

7.8 目標資格発行日の決定

7.8.1 審査機関は、認証漁業を供給源とする製品が MSC 認証製品として販売されるかもしくは MSC エコラベルを表示できる可能性のある日付（目標資格発行日）を決めなければならない。

7.8.1.1 最初のパブリックコメント用報告書案の発行日以降、認証取得日までの日付でなければならない。

7.8.2 目標資格発行日が実際の認証取得日以前に設定されている場合、目標資格発行日より後に漁獲された水産物を審査中水産物として販売もしくは貯蔵する際には、以下の要求事項に適合しなければならないことを、審査機関は漁業に通知しなければならない。

- 審査中の水産物は、認証および非認証の水産物と明確に識別・分離しなければならない。
- クライアントは、審査中水産物について、漁獲日を含む UoC までのトレーサビリティを実証できるトレーサビリティ記録を維持しなければならない。
- 漁業認証の取得および製品の資格が確認されるまで、審査中水産物を認証水産物として販売、もしくは MSC エコラベル、ロゴ、登録商標を付けてはならない。

トレーサビリティシステム及び水産物と水産製品が CoC に入る時点についての決定

7.9.1 審査機関は、漁業クライアントが認証製品として販売した水産物や水産製品が UoC（認証単位）によって供給されたものであることが確認できる十分な追跡・トレースシステムがその漁業クライアントにあるかどうかを判断しなければならない。

7.9.1.1 審査機関は、MSC 認証として販売されたすべての水産物もしくは水産製品を UoC（認証単位）までトレースバックできるシステムを漁業クライアントが有していることを確認しなければならない。

- 7.9.1.2 認審査機関は、漁業クライアントが証水産物もしくは水産製品を UoC まで遡って確実にトレースバックするための適切な記録を維持していることを確認しなければならない。■
- 7.9.1.3 審査機関は「MSC 本審査報告用テンプレート」に基づいてすべてのリスク要因を検証し、それが認証製品の整合性に及ぼすリスクを確認し、そのリスクがどのように管理され軽減されているかを確認して「審査入りコメント用報告書案」に記録しなければならない。■
- 7.9.1.4 審査機関は、7.9.1.3 で特定されたそれぞれのリスク要因について、現在のリスク及びその軽減、管理の詳細について記述する。■
- 7.9.1.5 審査機関は「審査入りコメント用報告書案」に以下を特定し記録しなければならない： !!
- 認証単位
 - 製品の所有権が変わる時点
 - CoC が必要とされる時点
- 7.9.1.6 認証の適用範囲内に IPI 資源が含まれる場合、チームは附属文書 PA に従って、以下を含めてトレーサビリティシステムの検証について報告しなければならない。
- 附属文書 PA に記載されている、魚種、資源、IPI 資源の比率と重量、及び CoC 認証についての適格性。
- 7.9.2 7.9.1 に従い、システムが十分に機能していると審査機関が判断した場合には、UoC による水産物・水産製品は認証を受けた CoC に進むことができ、MSC 認証製品として販売することができ、MSC エコラベルを表示することができる。
- 7.9.2.1 審査機関は、以下に従い、認証を使用する資格を持つ事業者とその種別及び CoC 認証が必要となる時点を含めた漁業認証範囲を決定し記録しなければならない
- 漁業認証書の適用範囲内にない事業者に製品の所有権が初めて移る場合、当該事業者は必ず CoC 認証を取得する必要がある。
 - チームが認証製品とされる水産物や水産製品が認証単位から供給されたものであることを保証するシステムが不十分であると判断した場合、製品の所有権が移行する以前でも CoC 認証が必要となる場合もある。
- 7.9.3 7.9.1 に則って、審査機関がシステムが不十分であると判断した場合、審査機関は報告書に、UoC からの水産物や水産製品は MSC 認証製品として販売したり、MSC エコラベルを表示する資格がないことを記さなければならない。
- 7.9.3.1 この決定は、後の審査において審査機関によって見直されない限り効力を持ち続ける。
- 7.9.4 認証資格のない不適合製品を MSC 認証製品として販売もしくはラベル表示をしてしまった場合、UoC が以下の手続きをとらなければならないことを、審査機関は UoC に通知しなければならない。■
- 事態が発覚してから 4 日以内に影響を被った顧客及び審査機関に通知する
 - 審査機関によって製品の認証状況が確認されるまで、不適合製品の在庫を MSC 認証製品として販売することを即時中止する
 - 審査機関に協力し、その事態の原因を特定し必要な是正措置をとる

7.10 審査入りコメント用報告書案

- 7.10.1 チームは「クライアント文書チェックリスト」にある情報を使って「審査入りコメント用報告書案」を用意し、これを完成させなければならない。
- 7.10.1.1 任意の予備審査、および漁業改善計画が既に完了している場合には、その結果も考慮しなければならない。
- 7.10.2 チームは「審査入りコメント用報告書案」に以下の内容を含めなければならない。
- a. 漁業が認証適用範囲内にあるという確証。
 - b. 漁業審査に使用される審査ツリーの確認。
 - c. 提案の UoA(s)。
 - d. 提案の UoC(s)。
 - e. 各 PI の得点範囲（案）（<60, 60-79, ≥80）。!!
 - f. 各 PI および得点項目（SI）の根拠（案）。
 - g. 各 PI の文献リスト。
 - h. 各 PI を採点するのに必要な情報があるかどうか。不足している可能性のある情報についてはハイライトする。
 - i. UoA(s) で使用されているトレーサビリティシステムおよびリスクの検討結果。現地視察でトレーサビリティシステムの見直しが必要な場合にはその計画。
 - j. 当該漁業が増殖漁業であり、認証の適用範囲内にある場合、当該漁業の行っている各増殖活動の評価及び適用範囲内にあるという判断の根拠となる記録書類。
 - k. IPI 資源の確認および根拠。
 - l. 調査を要する主な点の概要。
 - m. 現地視察で実施する予定の RBF 活動計画（附属文書 PF）。
- 7.10.3 チームは全ての審査に於いて、MSC 漁業認証規格（附属文書 SA）に規定されている構造と標準の PI と SG のセットからなる標準審査ツリーを使用しなければならないが、以下の場合は例外とする。
- 7.10.3.1 増殖二枚貝漁業を採点する際には、チームは増殖二枚貝用標準ツリー（MSC 漁業認証規格 附属文書 SB）の要求事項を適用しなければならない。
 - 7.10.3.2 チームは、サケ漁業を採点する際には、サケ漁業標準審査ツリー（MSC 漁業認証規格 附属文書 SC）の要求事項を適用しなければならない。
 - 7.10.3.3 チームは、移入種を対象とする漁業を採点する際には、移入種漁業に関する附属文書（MSC 漁業認証規格附属文書 SD）の要求事項を適用しなければならない。
 - 7.10.3.4 二枚貝もしくはサケ以外の増殖漁業の場合、審査機関は以下の 7.7.1 を適用しなければならない。
 - 7.10.3.5 漁業を採点する上で、既存の標準審査ツリーが不適切もしくは修正を必要であると判断した場合、審査機関は 7.12.5 に則った手続きを取らなければならない。
- 7.10.4 審査機関は「MSC 報告書用テンプレート」を使って「審査入りコメント用報告書案」を作成しなければならない。

7.11 クライアントによる審査入り発表の決定

- 7.11.1 審査機関はクライアントに「審査入りコメント用報告書案」を提供しなければならない。
- 7.11.2 審査機関は、「審査入りコメント用報告書案」の段階でクライアントに提供された情報が ISO 17065 に適合していることを保証しなければならない。

- 7.11.3 クライアントの方でチームの決定を支持する情報が不十分、もしくは決定に誤りがあるという懸念がある場合、審査機関はクライアントに対し、チームに質問をし、懸念されている点の再検討を要求する機会を提供しなければならない。
- 7.11.3.1 追加の主張、もしくは事実誤認の主張がある場合には、審査機関はクライアントに、その根拠となる客観的証拠の提供を要請しなければならない。
- 7.11.3.2 審査チームが、報告書の修正に関するクライアントの要望を受け容れた場合、変更およびクライアントのコメントへの回答の論理的根拠を提示しなければならない。
- 7.11.4 クライアントは審査機関に審査入り発表に進むべきか否かの決定を審査機関に通知しなければならない。

7.12 漁業認証の審査入りの発表

- 7.12.1 審査機関は、MSC のウェブサイトに掲載される MSC 漁業認証審査入り発表用テンプレートおよび「審査入りコメント用報告書案」に記入して MSC データベースにアップロードすることによって正式な発表となる。
- 7.12.1.1 審査機関は 7.15.1 に示されているスケジュールに従い、ステークホルダーからのインプットを求めなければならない。
- 7.12.2 審査機関は「MSC 漁業認証審査入り発表用テンプレート」に以下の情報を含めなければならない。
- a. 漁業が MSC 漁業認証規格の適用範囲内にあるという確証。
 - b. 該当する場合には、7.5.7.2.a に記載されている認証共有に関する記述。
 - c. チームのメンバーとリーダーが、GCR および附属文書 PC の資格基準に合致していることについての説明、およびこのチームと審査対象漁業の関係に於いて利害の対立が無いことの確認を含む履歴書のまとめ。
 - d. 漁業の採点にどの審査ツリーの適用を検討しているか。
 - e. ステークホルダーが審査プロセスにインプットを行う機会と方法についての詳細。
 - i. 現地視察の詳細には、チームメンバー全員がステークホルダーと直接、あるいは遠隔で会議をする意思があることが明記されていなければならない。
 - f. 「審査入りコメント用報告書案」に記載されているステークホルダー・インプット期間の詳細。
 - g. 「MSC 漁業審査へのステークホルダー・インプット用テンプレート」のハイパーリンク。
- 7.12.3 漁業審査の発表に於いては、日時と場所を含めた現地視察についての通知も行う。
- 7.12.3.1 審査機関は 7.15 の規定通り、「審査入りコメント用報告書案」へのステークホルダーからのインプット後に現地視察の予定を組まなければならない。!!
- 7.12.3.2 審査の発表では審査プロセスへのステークホルダーの参加を募る。
- 7.12.3.3 審査機関は、予備審査報告書および／もしくは「審査入りコメント用報告書案」で確認されたステークホルダーに対し、審査プロセスへの参加を必ず呼びかけなければならない。
- 7.12.3.4 審査機関の方で RBF の適用を検討している場合には、PF2.1 および PF2.3 も順守しなければならない。
- 7.12.4 審査機関は、7.12.1～7.12.3 に要求事項として挙げられている公開用の文書のアップロードと同時に以下の書類を MSC データベースにアップロードしなければならない。

- a. クライアント文書チェックリストのコピー
- b. 当該漁業に関して作成した予備審査報告書のコピー■
 - i. 他者によって作成された予備審査報告書があることが分かっている場合、審査機関はその報告書の作成者を MSC に通知しなければならない。

審査ツリーの修正

- 7.12.5 審査機関が審査ツリーに修正が必要であると判断した場合、審査機関は以下の手続きを取らなければならない。!!
- a. 「審査入りコメント用報告書案」を作成する前に、MSC に変更を申請し漁業認証要求事項 7.10.3 への変更の承認を受ける。
 - b. 漁業審査の正式な発表を行う際に、MSC のウェブサイトの「MSC 漁業認証審査入り発表用テンプレート」に審査ツリーの草案、及び標準ツリーへの修正理由を掲載し、ステークホルダーに通知する。
 - c. 7.12.3 に従い現地視察の通知を行う。
 - d. MSC ウェブサイトに掲載するために、MSC データベースにツリー案をアップロードする。
 - e. 「審査入りコメント用報告書案」へのステークホルダーのインプットと同じ期間に、修正審査ツリーおよび重み付けについてもインプットできるようにする。
 - f. ステークホルダーから出た全てのインプットを検討し、コメントを受け入れた、もしくは、却下した理由を記録する。
 - g. ステークホルダーインプットを考慮し、審査ツリーを修正するという判断を再検討する。
 - h. 協議期間終了の 10 日以内に最終的に使用する審査ツリーを、MSC ウェブサイトに掲載するために MSC データベースにアップロードする。
 - i. 審査ツリーへの変更をこれ以降の漁業審査報告書に含める。

7.13 審査スケジュール

- 7.13.1 MSC 漁業認証審査入り発表と共に審査機関より MSC データベースに提出された審査スケジュールは、ステークホルダーが審査プロセスの経過をたどる基本とならなければならない。
- 7.13.1.1 審査機関は、次の公開用報告書の発表日が予定したスケジュールより 30 日以上前後すると判断した場合、審査機関は MSC のウェブサイトに掲載するために、修正スケジュールを MSC データベースにアップロードしなければならない。

7.14 ピア・レビュー・カレッジ（外部査読者確保のための管理機構）■

- 7.14.1 漁業の審査入りの発表に際して、審査機関はピアレビュー・カレッジに対し、漁業の審査入りを通知し、審査のタイムラインが MSC ウェブサイトに掲載されていることを通知しなければならない。
- 7.14.1.1 審査機関は「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」の完成予定日を確認しなければならない。
 - 7.14.1.2 審査機関は、ピアレビューに影響がおよぶ審査タイムラインへの変更が加えられた際に、ピアレビュー・カレッジに対して通知しなければならない。
- 7.14.2 審査機関はピアレビュー・カレッジから以下の情報を入手しなければならない。

- a. ピアレビュー候補者の氏名、資格および能力。
 - b. ピアレビューに必要とされている能力を候補者が有しているという確証。
 - c. 審査機関が示した期間内において、ピアレビュー候補者のスケジュールが空いているという確証。
- 7.14.3 現地視察後、審査機関は次のいずれかを行わなければならない：
- a. ピアレビュー候補者の潜在的な利益相反について、ステークホルダー協議が行えるよう、登録されているすべてのステークホルダーの連絡先をピアレビュー・カレッジに提供する。もしくは
 - b. ピアレビュー候補者と審査対象漁業との間に潜在的な利害の対立がある場合には、ピアレビュー・カレッジが用意した協議書式を使ってピアレビュー・カレッジに通知するよう、登録されているステークホルダーに要請する。■
- 7.14.4 審査機関はピアレビュー・カレッジに、ピアレビューと審査されている漁業との間に何ら利害関係がないことを確認しなければならない。
- 7.14.5 ピアレビューの選定はピアレビュー・カレッジに委ねられる。■
- 7.14.6 審査機関は 7.14.2. a および 7.14.2. b の情報を、パブリックコメント用報告書案をはじめとする報告書に含めなければならない。

7.15 審査入りコメント用報告書案へのステークホルダー・インプット ■

- 7.15.1 審査機関はステークホルダー・インプット用に「審査入りコメント用報告書案」を公開しなければならない。
- 7.15.1.1 初回審査の場合、審査機関は、60 日間のステークホルダー・インプット期間を設けなければならない。
 - 7.15.1.2 再認証審査の場合には、30 日間のステークホルダー・インプット期間を設けなければならない。
- 7.15.2 審査機関は、「MSC 漁業認証へのステークホルダー・インプット用テンプレート」へのハイパーリンクを提示しなければならない。
- 7.15.3 審査機関は、「MSC 漁業認証へのステークホルダー・インプット用テンプレート」を使って提起された、もしくは現地視察の際に直接、あるいは遠隔で提起された懸念の他は、公的記録として認めてはならない。
- 7.15.3.1 ステークホルダーは現地視察の際に内密でチームに懸念を提起し、検討を求めることができるが、当該秘密情報はセクション 4.3 の秘密情報の使用に関する要求事項に則っていないかぎり、採点に使用することはできない。
- 7.15.4 何らかの主張や事実誤認の主張を行うためには、客観的な証拠および情報を提供しなければならないことを、審査機関からステークホルダーに通知しなければならない。
- 7.15.5 審査機関は、現地視察の前に「審査入りコメント用報告書案」に関するステークホルダー協議で得られた書面でのインプットを MSC データベースにアップロードし、MSC ウェブサイトで公開できるようにした後、登録されているステークホルダーにその手続きが完了したことを通知しなければならない。■

7.16 現地視察、ステークホルダー・インプットおよび情報収集■

- 7.16.1 チームは計画通り現地視察を行わなければならない。■
- 7.16.2 その際、チームは次のことを行わなければならない。

- a. ステークホルダーと面談し、参加者の懸念あるいは情報を確認する。
- b. 参加者からの要望があった場合、個別の面談を認めなければならない。
- c. 非公開で提供された情報を使用するにあたっては、セクション 4.4 の秘密保持に対する要求事項に準拠しなければならない。

7.17 漁業の採点 ■

- 7.17.1 チームは、関連する全ての技術的情報、文字情報、聞き取り調査から得た情報を含む全ての情報を具備、分析した後、チームは決定されたツリーの PISGs に照らし合わせて漁業を採点しなければならない。■
- 7.17.2 チームは次の手順を踏まなければならない。■
 - a. 証拠について一緒に協議する。
 - b. 証拠の重み付けを行う。
 - c. 以下のプロセスに従い、最終的な得点について判断を下す。
- 7.17.3 現地視察の結果、原則 1 に則って査定される対象種を変更することもできる。
 - 7.17.3.1 原則 1 に則って審査されることになっていた資源および魚種を原則 1 で審査しなくなったときは、原則 2 の関連する評価指標に照らし合わせて査定しなければならない。
 - 7.17.3.2 チームは、元々原則 1 としてあがっていなかった資源または魚種を原則 1 で査定してはならない。
- 7.17.4 得点項目（SG）の要求事項は以下のように捉えなければならない。
 - a. SG80 を満たすためには、SG60 の全ての得点項目と SG80 の全ての得点項目を満たしていなければならない、各得点項目は論理的根拠によって裏付けられなければならない。
 - b. SG100 を満たすためには、SG60 の全ての得点項目と SG80 の全ての得点項目、及び SG100 の全ての得点項目を満たしていなければならない、各得点項目は論理的根拠によって裏付けられなければならない。
- 7.17.5 各 PI の得点については 5 ポイント刻みの加点にしなければならない。
 - 7.17.5.1 得点を 5 ポイント刻み未満にした場合、報告書の中でその根拠を示さなければならない。■
 - 7.17.5.2 但し、RBF ワークシートで得点が自動的に計算される際には、例外的に、切り上げ、切り下げを行わず、ワークシートの得点をそのまま加点しなければならない。
- 7.17.6 チームは、各 3 原則の得点は、一番近い小数第 1 位として報告しなければならない。
- 7.17.7 チームは各 PI の採点をしなければならない。
 - 7.17.7.1 得点が付かなかった審査単位に対しては、認証を授与してはならない。
 - 7.17.7.2 PI を査定する際には、まず SG60 の各得点項目に照らし合わせて採点しなければならない。
 - a. 一つ以上の SG60 の得点項目で 60 に満たない場合、その審査単位は失格となり、その PI においてそれ以上採点を進める必要はない。
 - i. PI について 60 点未満を付けてはならないが、60 以下になる理由を文章として記録しなければならない。
 - 7.17.7.3 SG60 の得点項目が全て満たされた場合、当該 PI の得点は 60 以上となり、チームは次に SG80 の得点項目に照らし合わせて採点しなければならない。 !!

- a. SG80 のいくつかの得点項目を満たしていない場合、SG80 の得点項目に対する全体的な業績を考慮し、当該 PI には 65、70、75 といった中間点を付けなければならない。
 - i. 得点項目に対する業績が SG60 と SG80 の中間にある場合（ある得点項目は完全に満たしているが、ある得点項目は、完全には満たしていない）、70 点を付ける。
 - ii. 得点項目に対する業績が、SG80 をほぼ満たしている場合（ほとんどの得点項目は完全に満たしているが、完全に満たしていないものがいくつかある場合）、75 点を付ける。
 - iii. 得点項目に対する業績が SG60 よりやや上である場合（いくつかの得点項目は完全に満たしているが、殆どのものは完全に満たしていない）、65 点を付ける。
 - b. SG80 の得点項目が一つでも満たされない場合、当該 PI には条件を設定しなければならない。
- 7.17.7.4 SG80 の得点項目が全て満たされた場合、PI の得点は 80 以上となり、チームは次に SG100 の得点項目に照らし合わせて採点しなければならない。
- a. SG100 のいくつかの得点項目を満たしていない場合、SG100 の得点項目に対する全体的な業績を考慮し、当該 PI には 85、90、95 といった中間点を付けなければならない。
 - i. 得点項目に対する業績が SG80 と SG100 の中間にある場合（ある得点項目は完全に満たしているが、ある得点項目は、完全には満たしていない）、90 点を付ける。
 - ii. 得点項目に対する業績が、SG100 をほぼ満たしている場合（ほとんどの得点項目は完全に満たしているが、完全に満たしていないものがいくつかある場合）、95 点を付ける。
 - iii. 得点項目に対する業績が SG80 よりやや上である場合（いくつかの得点項目は完全に満たしているが、殆どのものは完全には満たしていない）、85 点を付ける。
- 7.17.7.5 SG100 の得点項目が全て満たされた場合、PI の得点は 100 としなければならない。
- 7.17.8 チームは標準審査ツリーに基づいて採点する際に、MSC 漁業審査採点ワークシート内の標準重み付けを使用しなければならない。■
- 7.17.8.1 チームは標準審査ツリーへの修正を提案する際、必要とあれば標準重み付けへの変更を行わなければならない。
- a. 最終ツリーの各レベル（原則、評価項目、もしくは PI）の重みの合計はそれぞれ 1 でなければならない。
 - b. チームは審査ツリーの同じ評価項目下の各 PI、及び同じ原則内の各評価項目に対し同じ重み付けを行わなければならない。
- 7.17.9 PI の採点をするにあたり、チームは各得点項目が完全に、そして明確に満たされていることを検証しなければならない。
- 7.17.9.1 チームの結論を裏付ける論理的根拠が提示されなければならない。■
- 7.17.9.2 論理的根拠は、すべての得点項目について述べられる必要があり、各 SG レベルにおいて完全に満たされているかどうかについても述べられなければならない。
- 7.17.9.3 7.10.6.2 への例外は、各 SG の得点項目が一つしかない PI の場合にのみ認められる。

- a. そうした PI の得点項目について、中間得点を付けるために、部分的な採点が認められる。
- b. 得点項目のどの要素が満たされているのかを明確に説明する論理的根拠が示されなければならない。

7.17.10 原則 1 または 2 において複数の得点要素が含まれる場合、チームは、原則 1 を次のように採点しなければならない。

- a. SG100 レベルの得点要素がいくつかあったとしても、SG80 を満たさない得点要素が一つでもある場合、その他の得点要素の状況に関わらず当該 PI に関する評価は 80 未満となり、条件を設定することになる。!!
- b. 与えられる得点は、各得点要素の得点の数値的平均ではなく、80 に満たなかった得点要素の数や程度が考慮されなければならない。
- c. 各得点要素の採点を決定するにあたっては、7.17.7 のプロセスを適用しなければならない。
- d. 表 4 を使い、各得点要素の得点から PI の総合得点を付けなければならない。
- e. 一部の得点要素の採点に RBF が適用された場合には、MSC 得点に換算された得点を得点要素として利用し、表 4 に従って総合得点を出さなければならない。

表 4 得点要素の組み合わせ結果

得点	各得点要素の組み合わせ結果
<60	PI の得点要素のうち、SG60 に満たないものには得点は付けない。チームは、SG60 以下の得点を付けるのではなく、文章でその PI の論理的根拠を記録する。
60	全ての得点要素が SG60 を満たしており、すべて SG60 である。
65	全ての得点要素が SG60 を満たしており、一部は SG80 もしくはそれ以上の業績をあげているが、大半は SG80 を満たしていない。
70	全ての得点要素が SG60 を満たしており、一部は SG80 もしくはそれ以上の業績をあげているが、いくつかは、SG80 を満たしていないものもあり、SG80 に到達するためには介入措置が必要である。
75	全ての得点要素が SG60 を満たしており、大部分は SG80 もしくはそれ以上の業績をあげている。わずかの得点要素が SG80 には達しておらず、介入措置が必要。
80	全ての得点要素が SG80 を満たしている。
85	全ての得点要素が SG80 を満たしている。おり、いくつかは、より高い業績をあげているが、多くが SG100 は満たしていない。
90	全ての得点要素が SG80 を満たしている。いくつかは、SG100 に達しているが、いくつかは達していないものもある。
95	全ての得点要素が SG80 を満たしており、殆どが SG100 に達している。わずかの要素が SG100 を満たしていない。
100	全ての得点要素が SG100 を満たしている。

- 7.17.11 チームは、必要に応じて以下のような得点を修正するべきである。
- a. 上位レベル SG に満たない各要素が獲得した 2 つの SG にまたがる得点では、スコアを下げる。
 - b. 上位 SG レベルを上回る各要素が獲得した 2 つの SG にまたがる得点では、スコアを上げる。
 - c. 条件を付ける必要があると判断される場合、80 以上に得点を上げてはならない。
- 7.17.12 三原則のうち一つでも、其々の原則に属する基準の重み付け後の平均点が 80 に満たない場合、審査機関はその審査単位を認証してはならない。
- 7.17.13 SG60 の得点項目のいずれかが満たされず、60 点に満たない PI がひとつでもある場合、審査機関はその審査単位を認証してはならない。

7.18 条件の設定 ■

- 7.18.1 漁業のどれか一つの PI の得点が 80 未満、60 以上である場合、審査機関は認証の継続のために、監査と検証が可能な条件の一つ以上設定しなければならない。
- 7.18.1.1 80 点未満の得点が付いた PI には必ず関連した条件を付けなければならない。
 - 7.18.1.2 審査機関は、最終ツリーで使用されている PISG に則った定性的もしくは定量的条件の草案を作成しなければならない。
 - 7.18.1.3 審査機関は、審査機関の定めた期限以内に少なくとも 80 の水準まで現状を改善できるよう、条件の草案を作成しなければならない。審査機関の定める期限は、認証有効期間を超えてはならない。
 - 7.18.1.4 審査機関は条件を設定する際に、以下に関する節目ごとの目標を明確にしなければならない。
 - a. 定量的な評価指標によって測定可能な年毎の改善点や成果。
 - b. 節目毎の目標及び条件そのものを満たす具体的な期限。
 - c. 各節目毎に達成されなければならない成果や得点。
 - 7.18.1.5 条件を設定する際に、審査機関が、特別な事情があると判断し、認証有効期間内に 80 という業績水準を達成できない場合があると判断した場合、審査機関は、少なくとも業績水準 80 を達成するためのより長い具体的な期間を条件として設定することができる。■
 - a. 7.18.1.5 にある「特別な事情」とは、完璧に実施されたとしても、80 という業績水準の達成が認証有効期限よりも長くなる可能性がある状況、と解釈しなければならない。
 - b. 特別な事情においては、審査機関は特定の条件で以下の項目を明確にしなければならない。
 - i. 達成されるべき、有意で計測可能な改善（節目や成果に関して）および、各節目毎及び再認証審査までに到達しなければならない得点。
 - ii. より長期の指定された期限内に 80 の業績水準を達成する為に、何をもって、総合的な成果達成とするのか。
 - c. 審査機関は「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」以降の報告書に記載する条件の概要の中に「特別な事情」の論理的根拠を含めなければならない。

- 7.18.1.6 審査機関は、決められた期限内に取らなければならない措置を明記した条件の一覧を作成しなければならない。
- 7.18.2 クライアントと審査機関が、必要とされる得点を達成する為の条件や節目について合意が得られない場合には、審査機関は UoA に認証を授与してはならない。
- 7.18.3 条件及び節目は「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」及びそれ以降の全ての報告書に盛り込まなければならない。
- 7.18.4 条件や節目が、不確実性の軽減、もしくはプロセスの改善に関するものである場合、審査機関は、条件設定により、どのような最終的な生態学的もしくは管理の成果をその条件によって長期的に得ようとしているのかという説明を報告書に記載しなければならない。
- 7.18.5 認証の適用範囲内に IPI 資源が含まれる場合、チームは附属文書 PA1.3 に従わなければならない。

7.19 クライアントおよびピア・レビュー用報告書案

- 7.19.1 条件と節目およびどの時点で水産物が CoC に入るかが決まった段階で、審査機関は「MSC 本審査報告用テンプレート」を使用して、「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」を作成しなければならない。
- 7.19.2 審査機関は「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」をクライアントとピアレビュー・カレッジに同時に提出しなければならない。

ピアレビュー

- 7.19.3 審査機関はセクション 7.14 に示された通り、ピアレビュー・カレッジの専門家による「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」の検討の手配をしなければならない。
- 7.19.4 審査機関は選定されたピアレビューアーによる「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」の検討を認めなければならない。
- 7.19.5 ピアレビューアーからの書面でのコメントを受け取った後、チームは以下を行わなければならない。
- 指摘があった事項に対処し、採点や条件、報告書案に適切と考えられる修正を加える。
!!
 - ピアレビューアーのコメントやそれに対するチームの返答、適切と考えられる変更を「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」に加え、パブリックコメント用報告書案を作成する。
 - 必要に応じて条件を修正し、適宜、クライアントによる行動計画も確実に修正する。

クライアントレビュー

- 7.19.6 審査機関は、クライアントが以下を行うことができるよう、「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」を受理後、60 日間をクライアントに与えられなければならない。■
- 審査結果に対し、7.20.6.c で定義されている「重要な相違」を引き起こす可能性のある情報を提供。
 - 「MSC クリアント行動計画用テンプレート」を使って行動計画を策定。
- 7.19.7 審査機関はクライアントが以下の内容を含む行動計画の準備を行ったことを確認しなければならない。■
- 条件や節目毎の目標にどのように対応するか。
 - 誰が条件に対応するのか。

- c. 条件や節目毎の目標達成までの期限
 - d. 取るべき行動により審査単位の業績にどのような改善が期待できるのか。
 - e. その後の監査や審査において、審査機関がどのように成果や節目毎の達成を評価するのか。
 - f. 条件達成に向けた進捗状況を審査機関にどのように提示するか。
- 7.19.8 クライアントが以下を行わずに、他の団体（漁業の管理や研究予算及び／もしくは漁業の優先順位に対し権限、権力もしくは統制力がある可能性のある漁業管理組織や研究機関、政府機関、漁業管理機関）の関与、資金提供、及び／もしくは資源、を当てにしている場合には、審査機関はクライアントの行動計画を承認してはならない。
- a. 条件を満たすことによって、以下のいずれか一つ、もしくは全てが必要となる可能性について当該団体と確認する。
 - i. 当該団体による時間と資金の投資が必要。
 - ii. 管理の取り決めや規制の変更。
 - iii. 当該団体による研究優先順位の変更。
 - b. 設定された条件を満たすことが、クライアントによって達成可能で、現実的な時間枠内に設定されていることに納得している。
- 7.19.9 審査機関が、条件を満たすために必要な資金及び／もしくは資源がある、あるいはこれから入手できるという証拠が見つけれない場合には審査単位に認証を授与してはならない。
- 7.19.10 審査機関は、「クライアントおよびピアレビュー用報告書案」へのクライアントのコメントおよびチームからの回答をすべて文書化して保管しなければならない。
- 7.19.10.1 審査機関はこれらのコメントおよび回答を、要請に応じて誰にでも公開しなければならない。
- 7.19.11 ピアレビューにより条件が追加された場合には、クライアントが行動計画を更新できるよう、審査機関はクライアントに対し更に 30 日間の猶予を与えなければならない。

7.20 パブリックコメント用報告書案

- 7.20.1 本審査の発表からパブリックコメント用報告書案の MSC による受理までに 9 ヶ月間以上が経過した場合、審査機関は以下の手続きを取らなければならない。
- a. 審査機関は 9 ヶ月の期限から 5 日以内に、当該漁業を審査する際にチームが考慮すべき全ての新たな情報を 30 日以内に提出するようステークホルダーに求める声明を MSC ウェブサイトに掲載できるよう、MSC データベースにアップロードする。
 - b. 当該漁業を審査する際にチームが考慮すべき新たな情報を提出する機会があることを、漁業審査にかかわっているステークホルダーに直接通知する。
 - c. ステークホルダーが漁業審査関連の新たな情報を提出できる 30 日間の猶予期間後、チームは次のことを行わなければならない。
 - i. 新たな情報の検討。
 - ii. 変更の必要がある場合には、新たに提供された情報を基にした変更を確実に採点に反映させる。
- 7.20.2 審査機関はパブリックコメント用報告書案を作成する際には、「MSC 本審査報告用テンプレート」を使用しなければならない。
- 7.20.3 パブリックコメント用報告書案を作成する際、チームが得点を変更できるのは以下の場合のみである。

- a. 協議期間中に、ステークホルダーや MSC、クライアント、もしくはピアレビューアーのコメントにより、正当性が認められたとき。
 - b. 現地視察の最終日以前に、得点変更の正当性を認めるに至った情報が公開されていたとき。
 - i. 現地視察後に当該情報を共有する合意が書面で、審査機関といずれかの視察参加者の間で交わされた場合には、審査機関は現地視察最終日より 30 日間、当該情報を受け入れなければならない。
- 7.20.4 パブリックコメント用報告書案（PCDR）には、以下が含まなければならない。
- a. 漁業が認証適用範囲内にあるという確認。
 - b. 漁業審査に使用される審査ツリーの確認。
 - c. UoA(s)。
 - d. 提案の UoC(s)。
 - e. 各 PI の得点と重み付け
 - f. 各 PI と得点項目（SI）の論理的根拠。
 - g. 各 PI に関する文献リスト。
 - h. UoA の認証の可否についての結論案
 - i. UoA(s)におけるトレーサビリティ慣行の検討。
 - j. 目標資格発行日。
 - k. 監査計画。
 - l. 条件。
 - m. クライアントの行動計画。
 - n. ピアレビューアーのコメントおよびチームの返答。
 - o. 認証適用範囲内にあると判断される増殖漁業の場合、当該漁業の行っている各増殖活動の評価及び適用範囲内にあるという判断の根拠となる記録書類。
 - p. IPI 資源の確認および根拠
 - q. RBF を適用した場合には、その結果の検討。
- 7.20.5 報告書の査定表における記述の裏付けとなる内容は査定表の「参照」セクションに記載し、文書内に参照先の番号もしくは著者、日付などを記入しなければならない。
- 7.20.6 審査機関はパブリックコメント用報告書案の別セクションあるいは附属文書に以下の情報を含めなければならない。
- a. コンサルテーション期間中にステークホルダーから以下に関して寄せられた書面によるコメント（ある場合のみ）。
 - i. 審査入りコメント用報告書案。
 - ii. 修正された標準ツリー及び／もしくは RBF(附属文書 PF)の適用の申請。
 - b. 現地視察の際に寄せられた、書面によるすべてのコメント。
 - c. 審査結果に「重要な相違」を起こす可能性のある、現地視察の際に寄せられた口頭によるコメントの概要。以下に影響する可能性のあるものを含む。
 - i. 60 未満になる PI スコア。
 - ii. PI スコア 60 から 80。

- iii. ひとつ以上の PI の変更により原則レベルの総合得点が 80 未満になる PI スコア。
- iv. 適用範囲の変更
- d. 7.20.6. a、7.20.6. b 及び 7.20.6. c に示されたコメントに対するチームの回答。
 - i. 得点、論理的根拠もしくは条件に変更があった場合、その内容。
 - ii. 提案した変更を行わなかった場合にはその箇所と論理的根拠。
- 7.20.7 審査機関は MSC ウェブサイトで公開できるよう、「パブリックコメント用報告書案」を MSC データベースにアップロードしなければならない。
- 7.20.7.1 審査機関は「パブリックコメント用報告書案」と共に、「MSC 漁業審査のステークホルダー・インプット用テンプレート」へのハイパーリンクとステークホルダー・インプット期間を含む告知をアップロードしなければならない。
- 7.20.8 審査機関はステークホルダーインプットのために、少なくとも 30 日間、パブリックコメント用報告書案を公開しなければならない。
- 7.20.8.1 審査機関は、「審査入りコメント用報告書案」に書面によるインプットを提供、もしくは現地視察に直接あるいは遠隔で関わったステークホルダーからの「パブリックコメント用報告書案」に対するインプットを考慮に入れなければならない。
- 7.20.8.2 審査機関は、追加の主張や事実の誤りなどの主張があるステークホルダーに対し、それを裏付ける客観的証拠を提供しなければならない旨を通知しなければならない。

ピアレビューのコメントおよび MSC の技術監査

- 7.20.9 審査機関は、ピアレビューからの最初のコメントに対する審査チームの返答を、ピアレビューが検討できるよう、「パブリックコメント用報告書案」をピアレビューに提示しなければならない。
- 7.20.9.1 審査機関はピアレビューとステークホルダーが「パブリックコメント用報告書案」に対し、少なくとも 30 日間コメントできるよう、両者に対し同時に提示しなければならない。
- 7.20.10 審査機関は MSC が技術監査を実施できるよう、「パブリックコメント用報告書案」を MSC に提示しなければならない。
- 7.20.10.1 審査機関はステークホルダー・インプット用に提示すると同時に、MSC にも報告書案を提示しなければならない。

7.21 決定

- 7.21.1 チームはセクション 7.20 に従いパブリックコメント用報告書案への変更案およびコメントを検討し、結論案を確定もしくは変更しなければならない。
- 7.21.2 最終報告書案作成時の得点の変更については、以下の場合のみ認められる。
 - a. ステークホルダー協議において、ステークホルダー、MSC、クライアントもしくはピアレビューのコメントによってその正当性が認められる。
 - b. 得点変更の正当性を検討する上での情報が、現地視察の最終日またはそれ以前に公表されていた。
 - i. 現地視察後に当該情報を共有する合意が、審査機関といずれかの視察参加者の間で書面によって交わされた場合には、審査機関は現地視察最終日より 30 日間、当該情報を受け入れなければならない。
- 7.21.3 チームは最終報告書案の中に、最終的な結論を記録しなければならない。

7.21.4 得点の変更によって条件が追加もしくは取り除かれた場合、審査機関は行動計画を修正できるよう、20 日間の猶予をクライアントに与えなければならない。

7.21.4.1 審査機関は、修正が終了した行動計画を「最終報告書案」に加えなければならない。

7.22 最終報告書案

7.22.1 本審査の発表から最終報告書案の MSC による発表までに 18 ヶ月間以上が経過した場合、審査機関は当該漁業の MSC 審査を取り消さなければならない。

7.22.2 チームは最終報告書案を作成する際、「MSC 本審査報告用テンプレート」を用いなければならない。

7.22.3 審査機関は最終報告書案の別セクションもしくは附属文書として以下を含めなければならない。

- a. パブリックコメント用報告書案の協議期間中にステークホルダーから書面でコメントが寄せられた場合には、その内容。
- b. ピアレビューのフォローアップと MSC 技術監査があった場合にはその結果。
- c. 以下を含む 7.22.3.a と 7.22.3.b のコメントに対する審査チームの反応
 - i. 得点、論理的根拠もしくは条件に変更があった場合、その内容。
 - ii. 提案した変更を行わなかった場合にはその箇所と論理的根拠。

7.22.4 審査機関は MSC ウェブサイト上に掲載できるよう最終報告書案を MSC データベースにアップロードしなければならない。

7.22.4.1 審査機関は、最終報告書案と同時に「MSC 異議申し立て通知用テンプレート」のハイパーリンクとステークホルダー・インプット期間を記した告知を同時にアップロードしなければならない。

7.23 異議申し立て

7.23.1 審査機関は、附属文書 PD の MSC 異議申し立て手続きに則り、最終報告書及び決定が MSC ウェブサイト上に掲載されてから英国の 15 稼働日以内に MSC の独立裁定人に「異議申し立て通知」を出せることに留意しなければならない。

7.23.2 審査機関は以下のいずれかが確認できるまで、認証に関する決定をしてはならない。

- a. 英国における 15 稼働日の異議申し立て期間が終了し、「異議申し立て通知」が出されていない。もしくは
- b. 「異議申し立て通知」が受理された場合については、附属文書 PD に則った異議申し立て手続きが完了する。

7.24 公開用認証報告書

7.24.1 最終報告書案公開後に「異議申し立て通知」がなかった、もしくは独立裁定人によって「異議申し立て通知」が却下された場合、審査機関は、最終報告書案に関する協議期間の終了後 60 日以内に「公開用認証報告書」を発行しなければならない。

7.24.2 本審査のプロセスが終了した時点で審査機関は最終報告書案と、該当する場合は異議申し立て手続きによって発生する書面による決定を組み込んだ公開用認証報告書を完成させなければならない。

7.24.3 公開用認証報告書の作成には「MSC 本審査報告用テンプレート」を用いなければならない。

- 7.24.4 審査機関は、漁業を認証する、もしくは漁業が認証に至らなかったことの決定を MSC ウェブサイトに掲載するために公開用認証報告書を MSC データベースにアップロードしなければならない。
- 7.24.5 審査機関は、認証取得登録証を使用できる法人とそうでない法人を明確にしなければならない。
- 7.24.6 審査機関は、有効な漁業認証登録証に掲載、あるいは言及されている漁業者によって収穫された水産物にのみ CoC 認証を授与し、MSC エコラベルの使用を許可しなければならない。
- 7.24.6.1 この場合の法人の定義については、審査機関は、クライアントが認証登録証の使用を許可したい加工業者や漁業団体、その他クライアントグループメンバーを意味するものとして捉えなければならない。
- 7.24.6.2 審査機関は、MSC のウェブサイト用に、以下の点を明記した漁業認証書の告知を MSC データベースにアップロードしなければならない。
- a. 認証登録証に記載される資格のある法人（漁船、船団、代理人および／もしくは企業を含むクライアントグループのメンバー）
 - i. クライアントの UoA もしくは UoC に複数の漁船もしくは漁業者が含まれている場合、審査機関はクライアントに漁船名簿もしくは公開されている漁船名簿のハイパーリンクの提供を要請し、MSC のウェブサイトに掲載できるよう、MSC データベースにアップロードしなければならない。
 - b. 認証共有システムを利用することで、認証登録証を使用することのできる漁業者が UoA にいる場合にはその漁業者の名前。
 - c. 認証漁業由来の水産物が CoC に入ることでできる水揚げ地点、競り、もしくはその他の移動地点。
 - d. 認証を共有する上での具体的な合意点等、水産物の認証資格へのその他の制限。
- 7.24.6.3 漁業認証書の告知文の内容に変更がある場合、審査機関は変更があってから 14 日以内に、訂正された告知文を MSC ウェブサイト上に掲載できるよう、MSC データベースにアップロードしなければならない。但し、7.24.6.2.a に記されている漁船名簿についてはこの限りではない。
- a. 審査機関は 7.24.6.2.a の情報を監査の都度、更新しなければならない。

7.25 認証の決定および認証登録証の発行

- 7.25.1 審査機関が認証の授与を決定した場合、認証の日付は、公開用認証報告書が MSC のウェブサイトに掲載された日もしくは、再認証審査の場合には、現行の認証登録証の 5 年目の該当日のいずれかの日付で、後の日付になる方としなければならない。
- 7.25.2 審査機関は MSC ウェブサイト上に掲載できるよう、発行された漁業認証書のコピーを MSC データベースにアップロードしなければならない。
- 7.25.2.1 審査機関は、漁業認証書に記されている発効日が間違いなく、7.25.1 で規定されている日付であることに留意しなければならない。
 - 7.25.2.2 審査機関は公開用認証報告書が MSC ウェブサイトに公開された日から 10 日以内に認証書のコピーを MSC に提出しなければならない。
- 7.25.3 認証登録証に記載されている内容に変更があった場合、審査機関は変更があってから 10 日以内に更新された登録証のコピーを MSC に提出し、MSC ウェブサイト上に掲載できるようにしなければならない。

7.26 認証取得に至らなかった、もしくは審査を取りやめる漁業

審査を取りやめる漁業

- 7.26.1 漁業クライアントが審査を取りやめる決定をした時点で、漁業は随時審査を中止することができる。

認証取得に至らなかった漁業

- 7.26.2 審査機関が漁業に認証を授与できないと判断した場合、審査機関は MSC ウェブサイト上に掲載できるよう、公開用認証報告書を MSC データベースにアップロードしなければならない。
- 7.26.3 審査機関は、認証を授与できないと判断した漁業の公開用認証報告書に、次のことを含めなければならない。
- a. 60 を上回るものの 80 に満たない PI に関しては拘束力のない条件の草案。
 - b. 記述されている条件の概要があくまでも、漁業が認証されるために必要とされたかも知れない行動を示唆する、拘束力のないものであることを明記する。
- 7.26.4 審査機関は、認証を授与できないと判断した漁業の公開用認証報告書に、次のことを含めてはならない。
- a. 当該漁業が将来、認証を再考する前に必要な必須条件や具体的な措置。
 - b. 7.19.7 にある条件についてのクライアントの合意。

審査を再度受ける漁業

- 7.26.5 審査を取りやめ、または認証に至らなかった漁業、もしくは認証範囲に以前審査を取りやめ、または認証に至らなかった漁業が含まれている漁業が、再度審査を受ける場合、審査機関は、最新版の MSC 漁業認証プログラム文書に従わなければならない。■
- 7.26.6 審査機関は、審査を取りやめ、または認証に至らなかった漁業で、再度審査を受ける漁業の審査報告書に、次のことを含めなければならない。
- a. 漁業が再度本審査の審査入りをしたことを明記する。
 - b. 以下を含む初回審査の詳細の概要を述べる。
 - i. 初回審査の結果
 - ii. 認証を授与しないことを決定した日付。
 - c. 初回審査と得点が異なる PI を明確にし、更に／もしくはその論理的根拠を述べる。

7.27 漁業認証登録証の範囲拡大（適用範囲拡大）■

- 7.27.1 以下の条件を満たせば、審査機関は、現在の漁業認証登録証の適用範囲を拡大して他の漁業を含めることができる。
- a. 新規申請漁業の原則 1 の対象魚種が、現在の認証登録証の原則 1 もしくは原則 2 で過去に審査を受けている。
 - b. 2 つの漁業の審査ツリーに共通の要素がある。■
 - c. 地理的に近い漁業である。■
- 7.27.2 審査機関は、有効な MSC 認証書を保持している漁業からのみ、適用範囲拡大の要請を受け入れなければならない。

- 7.27.3 認証登録証を有しているクライアントが適用範囲の拡大を要請した場合、審査機関は既存の認証を取得する際に使用されたものと同じバージョンの審査ツリーを使用して新たな漁業の審査をしなければならない。
- 7.27.4 審査機関は、新たに申請された漁業の評価項目を確認し、認証漁業と同じ項目がどれかを確認するギャップ分析を行う担当者を割り当てなければならない。この担当者は表 PC2 の漁業審査チームメンバーの資格および能力基準を満たしていなければならない。■
- 7.27.5 新たな漁業者の審査ツリー項目が認証漁業と同一の場合、「その他の有資格漁業」として扱われる。■
- a. 審査に入る時点で、「その他の有資格漁業」、つまり審査単位に含まれる漁業として明確に確認することできなかったとしても、以下の条件が当てはまる場合には、認証範囲の拡大が可能な場合もある。
 - i. 認証登録証への加入を申請している漁業にまで認証を拡大する意志がクライアントにある。
 - ii. 全ての審査ツリーの項目が既存の認証登録証と同一であることを審査機関が確認する。
 - iii. 認証登録証の範囲を拡大したとしても、いずれの業績評価指標にも影響がないことを審査機関が確認する。
 - b. 新たな漁業グループが有資格グループであることが確認された場合、審査機関はステークホルダーにグループが追加されたことを通知するために、ギャップ分析の結果とグループが追加された旨を公開しなければならない。
- 7.27.6 審査ツリーの項目に認証漁業の項目と異なる場合、審査機関は附属文書 PE の手順に従って適用範囲を拡大しなければならない。
- 7.27.7 審査の結果、適用範囲の拡大が認められた場合、適用範囲を拡大した認証登録証の有効期間は既存の認証登録証と同じでなければならない。
- 7.27.8 審査機関は、適用範囲が拡大された漁業の認証発効日より 5 年以内の適切であると自ら判断する期間内に、少なくとも 80 点のレベルにまで業績が改善されるよう、セクション 7.18 に従って条件を設定しなければならない。■
- 7.27.9 適用範囲を拡大した漁業と元の認証漁業の再認証審査は、MSC 漁業認証規格の最新バージョンを使って同時に行われなければならない。
- 7.27.10 本セクションおよび附属文書 PE で示された適用範囲拡大のメカニズムは、原則 2 の対象となっていた魚種を原則 1 の対象とすることで UoA を修正しようとしている既存の漁業にも適用することができる。

認証の共有に関する審査機関の支援

- 7.27.11 認証登録証に「その他の有資格漁業」が記載されており、もしくは認証共有のメカニズムが組み込まれている場合には、審査機関は、認証共有の申請を受けてから 30 日以内に、クライアントおよびその他の有資格漁業の認証共有の実現に誠意を持って取り組まなければならない。
- 7.27.12 陸上（漁業でない）法人がクライアントグループへの参加を希望している場合、審査機関はセクション 7.9 を検討し、CoC 認証が必要かどうかを判断しなければならない。

7.28 監査 ■

監査レベル

- 7.28.1 審査機関は、本審査、監査、及び再認証審査それぞれの期間中に、チームはクライアントからの情報を検討し、認証取得漁業が受ける監査レベルを決定しなければならない。
- 7.28.2 チームが軽減監査（7.28.4-7.28.7 参照）で良いと判断した場合を除き、監査は表 5 に示された標準監査のレベルで行われなければならない。■

表5 監査レベル

監査レベル	監査のタイプ及び回数
レベル6 標準監査	4回の現地監査
レベル5	3回の現地監査 1回のオフサイト監査
レベル4	2回の現地監査 2回のオフサイト監査
レベル3	1回の現地監査 3回のオフサイト監査
レベル2	1回の現地監査 2回のオフサイト監査 1回の情報の検証
レベル1 最小監査	1回の現地監査 1回のオフサイト監査 2回の情報の検証

7.28.3 以下の監査方法を利用できる。

- a. 現地監査—クライアントとの対面での関わり、ステークホルダーの聞き取り調査、および漁業の管理体制や科学的な内容の変化の検討を現地にて行う。
- b. オフサイト監査—クライアントとの関わり、ステークホルダーの聞き取り調査、および漁業の管理体制や科学的な内容の変化の検討を遠隔地で行う。
- c. 情報の検討—クライアントの意見を聞き、詳しい調査が必要となる問題があるかを確認する遠隔監査である。審査機関は情報を検討した結果を公開する。

7.28.4 審査機関は、未達成の条件の数、および条件達成に関する情報と進捗状況を審査機関が遠隔でどの程度確認できるかによって、監査レベルの軽減の可能性を決定しなければならない。!!

7.28.4.1 審査機関は、情報、および条件達成に向けた進捗状況を遠隔で確認する能力についての自身の信頼性の程度により、監査レベルを決定しなければならない。

- a. 監査レベル1が適用されるのは、審査もしくは監査の結果、条件がない場合のみである。

7.28.5 審査機関は、軽減監査レベルを適用するにあたり、漁業が7.28.4の要求事項を満たしている論理的根拠を挙げなければならない。

7.28.6 審査機関は、認証期間、条件の数、および条件達成に関する情報と進捗状況を審査機関が遠隔でどの程度確認できるかによって、チームメンバーの人数を決定しなければならない。!!

7.28.6.1 初回認証期間中は、少なくとも2名による監査を実施しなくてはならない。現地監査の場合、少なくとも1名の審査員が現地に赴き、1ヶ所もしくはそれ以上の遠隔地にいるチームのサポートを受けながら監査を実施しても良い。

- 7.28.6.2 2回目以降の認証期間の場合、1つの原則にのみ条件が設定されている、もしくは条件が全くない場合に限り、審査員を1名に減らしても良い。
- 7.28.6.3 2回目以降の認証期間で、人数を減らした監査を受ける資格がない漁業の場合、現地監査には少なくとも1名の審査員が出向き、別の地点にいる残りのチームメンバーのサポートを受けながら監査を実施することができる。
- 7.28.7 人数を減らした監査を実施する場合、監査チームは、漁業が7.28.6の基準を満たしているという判断に至った根拠を挙げなければならない。

監査のタイミング

- 7.28.8 審査機関は、認証の応当日前30日以内に監査を行わなければならないが、以下の場合を除く。
 - 7.28.8.1 審査機関は、漁業の状況により監査の時期をずらすことが妥当と判断した場合、認証の応当日の前後6ヶ月まで監査時期をずらすことができる。■
 - a. 審査機関は、年応当日に監査を実施しない理由を、監査計画に記さなければならない。
- 7.28.9 審査機関は、認証の5年目の応当日までに4回の監査を行わなければならない。

監査計画

- 7.28.10 審査機関は、7.28.1～7.28.9に従い、認証期間中の監査計画について合意しなければならない。
- 7.28.11 審査機関は、監査計画をパブリックコメント用報告書案に含めて公開しなければならない。
 - 7.28.11.1 審査機関は、最終報告書案および公開用認証報告書のために監査計画案を見直し、審査に変更を反映させなければならない。
- 7.28.12 審査機関は監査前に監査計画を修正することができる。
 - 7.28.12.1 監査計画の変更を行った場合、審査機関は、監査計画で変更された箇所とその論理的根拠を「MSC 監査告知用テンプレート」に記さなければならない。
- 7.28.13 審査機関は、監査の結果を受け、監査計画の変更を行うことができる。
 - 7.28.13.1 監査計画の変更を行った場合、審査機関は、監査計画で変更された箇所とその論理的根拠を監査報告書に加えなければならない。

監査の準備

- 7.28.14 審査機関は以下のとおりに、それぞれの監査を計画しなければならない。
 - 7.28.14.1 初回の監査の場合、元の審査チームメンバーと同等の専門知識を有する2名以上の審査員を任命しなければならない。
 - a. チームは、チームリーダー及び最低1名のチームメンバーで構成されなければならない、チーム全体で漁業チームの資格および能力基準の少なくとも3つを満たしていなければならない（表PC3を参照）。
 - 7.28.14.2 2年目以降の監査の場合、7.28.6.2に従って監査を実施するために、審査機関は審査員を1名以上任命しなければならない。
 - a. 2名以上の審査員がチームに任命された場合には、7.28.14.1の要求事項を適用しなければならない。
 - b. 審査員が1名のみの場合、任命された審査員は表PC1に示されたチームリーダーの条件および、表PC3の漁業の未達成の条件の監査に必要な漁業チームの資格と能力基準の少なくとも一つを満たしていなければならない。

- 7.28.14.3 審査機関はチームに、漁業の地元情報を確実に把握させなければならない。
- 7.28.14.4 審査で RBF が使用された場合には、チームは RBF 要求事項を満たさなければならない（表 PC3 を参照）。
- 7.28.14.5 審査機関は「MSC 監査告知用テンプレート」を使用し、以下をステークホルダーと MSC に通知しなければならない。
 - a. 監査活動の日時 監査活動が行われる場所
 - b. 監査対象
 - c. 監査を行う審査員の能力及び専門知識
- 7.28.14.6 審査機関は監査通知を MSC のウェブサイトに掲載できるよう、少なくとも監査の 30 日前までに MSC データベースにアップロードしなければならない。

監査活動

- 7.28.15 現地監査及びオフサイト監査において、審査機関は以下の活動を行わなければならない。
 - a. クライアントから積極的に以下に関する意見を求める。
 - i. 漁業及び管理における変化
 - ii. 認証に付けられた条件に関連する漁業の業績
 - iii. トレーサビリティ及び MSC 認証製品と非認証製品の分離能力に影響を及ぼす漁業内での出来事や変化
 - iv. 漁業内での他の重要な変更
 - b. ステークホルダー及び監査参加者と面談をして積極的に意見を求め、ステークホルダーの懸念を確実に把握する。
 - i. チームは、面談に応じたくないステークホルダーに対して、書面にて情報を提供することができることを通知しなければならない。
 - c. 情報へのアクセスに関するセクション 4.3～4.5 に示された要求事項を適用する。
 - d. クライアントの UoA もしくは UoC に複数の漁船もしくは漁業者が含まれている場合、審査機関はクライアントに漁船名簿もしくは公開されている漁船名簿のハイパーリンクの提供を要請しなければならない。
 - i. 審査機関は MSC ウェブサイト上に掲載できるよう、更新された漁船名簿、もしくはハイパーリンクを MSC データベースにアップロードしなければならない。
 - e. 以下について検証、確認する。
 - i. 管理システムに関して実施される可能性のある、あるいはすでに実施された変更。
 - ii. 変更あるいは追加/削除された規制。
 - iii. 研究部門、管理部門、業界の人事異動及びそれが漁業管理に及ぼす影響。
 - iv. 資源評価を含む科学的情報に関する変更の可能性。
 - v. トレーサビリティに影響を及ぼす変更。
 - vi. 重複する漁業の審査のハーモナイゼーションに影響を及ぼす変更。PB1.3.5 を参照。
- 7.28.15.1 PI スコアの得点情報に変更があった場合、審査機関は下記の手続きを踏まなければならない。
 - a. 何の情報に変更があったかを報告し記録する。

- b. セクション 7.17 の規定に従い、当該 PI に関して採点をやり直す。
 - i. 新しい得点が 80 に満たなかった場合、審査機関は条件を決定し、クライアントにその条件のためのクライアント行動計画の作成を要請する。
- 7.28.16 それぞれの現地監査もしくはオフサイト監査毎に、査察チームは認証条件の進捗状況を審査しなければならない。
 - 7.28.16.1 監査チームは認証条件の順守、進捗、達成状況を審査しなければならない。❗
 - a. 審査機関は、初回認証条件に対する認証条件の順守、進捗、達成状況を、定性的あるいは定量的な形式を用いて記録しなければならない。
 - b. 審査機関は、進展が予定通りなのか、予定より早いのか、あるいは遅れているのかについて、その判断の論理的根拠も含めて記録しなければならない。
 - i. 測定可能な結果、予期される結果、もしくは、条件の設定時に明示された（暫定的な）節目への到達が、予定よりも遅れていると判断された場合、審査機関は、条件設定時の期限までに条件を満たせるよう、12 か月以内に必要な改善措置を設定しなければならない。
 - c. 条件が満たされ、結果が達成されたことを確認するために、審査機関は以下のことを行わなければならない。
 - i. 関連する客観的証拠を検証する。
 - ii. その条件に関連する全ての PISG を再採点し、得点が 80 より上の場合にのみ、条件を終了する。
 - iii. 再採点と条件の終了についての論理的根拠を監査報告書に記録しなければならない。
 - 7.28.16.2 予定より遅れていると判断された後 12 ヶ月以内にまだ計画に沿った進捗が見られないと審査機関が判断した場合、審査機関は、
 - a. 進捗が充分でないと判断する。
 - b. GCR セクション 7.4 の要件を適用する（認証の一時停止、または認証からの離脱）
 - 7.28.16.3 条件の要求事項を変更する場合、審査機関は監査報告書にその変更の正当性を書面にて提示しなければならない。
- 7.28.17 情報の検証の監査の際、審査機関は 7.28.15 及び 7.28.15.1 に規定されている活動を行わなければならない。
 - 7.28.17.1 情報の検証の監査の際に、PI の得点に影響を及ぼす可能性のある新たな情報が得られた場合には、審査機関は 7.28.15 に則り、オフサイト監査を行わなければならない。
- 7.28.18 オフサイト監査または情報の検証の実施に必要な情報が提供されていない、または得られないと判断した場合、審査機関は現地監査を行わなければならない。

報告

- 7.28.19 審査機関は、下記に準じて適切な MSC テンプレートを使用し、監査報告書を作成しなければならない。
 - a. 現地監査及びオフサイト監査の場合、漁業監査報告書は「MSC 監査報告用テンプレート」に従う。
 - b. 情報の検証の監査の場合、情報の検証の漁業監査報告書は「MSC 監査時の情報検討用テンプレート」に従う。

- 7.28.20 審査機関は、監査によって生じた新たな要件や条件と共に、クライアントに監査報告書を提出しなければならない。
- 7.28.20.1 新たな条件が設定された場合、審査機関はクライアントに、監査報告書の受領後 30 日以内に行動計画を策定するよう要請しなければならない。
- 7.28.21 審査機関は、以下を監査報告書の中に別セクションとして組み込むか、附属文書として添付しなければならない。
- a. 年次監査の際にステークホルダーから送達された陳情書及び口頭によるコメントの概要。
 - b. 7.28.21. a の陳情書に対するチームからの回答。以下を含めること。
 - i. 得点、論理的根拠もしくは条件に変更があった場合、その内容。
 - ii. 提案した変更を行わなかった場合にはその箇所と論理的根拠。
- 7.28.22 各監査報告書を提出する際に、審査機関はそれぞれの UoC について、直近の漁獲年の漁獲高に占める UoC の漁獲高を MSC のデータベースにアップロードしなければならない。
- 7.28.23 審査機関は、監査終了後 60 日以内に監査報告書を MSC のウェブサイトに掲載するために、MSC データベースにアップロードしなければならない。■
- 7.28.23.1 クライアントが監査後に行動計画を訂正した場合、審査機関は MSC ウェブサイト上に掲載できるよう、監査完了後 90 日以内に「監査報告書」を MSC データベースにアップロードしなければならない。

監査におけるその他の検討事項

- 7.28.24 認証範囲に IPI 種が含まれている場合、監査チームはそれぞれの監査毎に附属文書 PA の規定を順守しなければならない。

7.29 前倒し監査

- 7.29.1 審査機関が、漁業の状況に関連する変更、及び／もしくは 7.20.6.c に定義された「重要な相違」を起こす可能性のある新たな情報を認識した場合、審査機関は前倒し監査を行わなければならない。■
- 7.29.2 審査機関は、審査チームリーダーに検討してもらうために当該情報を提出し、前倒し監査が必要かどうかの判断を仰がなければならない。
- 7.29.2.1 審査チームリーダーが不在の場合、審査機関は GCR および表 PC1 に定められている漁業審査チームリーダーの資格と能力基準を満たす審査員を代理人に任命し、当該情報を提出し、前倒し監査が必要かどうかの判断を仰がなければならない。
- 7.29.3 前倒し監査の実施方法は、審査機関の判断によって、情報の検証、オフサイト監査、現地監査の中から選ぶことができる。
- 7.29.4 審査機関は、漁業の状況に関連する変更、もしくは 7.20.6.c に定義された「重要な相違」を起こす可能性のある新たな情報を認識してから 30 日以内に、前倒し監査の実施を発表しなければならない。
- 7.29.4.1 審査機関は 7.28.14.5 に従い、当該情報を MSC ウェブサイト上に掲載できるよう、MSC データベースにアップロードしなければならない。
- 7.29.5 審査機関は 7.28.15 に従い、前倒し監査を完了しなければならない。
- 7.29.6 審査機関は 7.28.19 に従い、前倒し監査報告書を作成しなければならない。

- 7.29.7 審査機関はクライアントに前倒し監査報告書と共に新たに認められた条件を提示し、クライアントが行動計画を策定できるようにしなければならない。
- 7.29.8 審査機関は前倒し監査の実施を発表してから 60 日以内に、MSC ウェブサイト上に掲載できるよう、前倒し監査報告書を MSC データベースにアップロードしなければならない。

7.30 再認証審査

- 7.30.1 審査機関は、認証取得日より 4 年目の応当日後 90 日までに認証漁業の再認証審査を通知しなければならない。具体的なタイミングや計画については、クライアントと協議の上、審査機関が決定する責任がある。

通常の再認証審査

- 7.30.2 認証漁業の再認証審査を行うにあたって審査機関は、再認証審査時に効力を持つ「MSC 漁業認証プロセス」の全てのステップを適用しなければならない。
- 7.30.3 初回審査で修正審査ツリーが使用されていた場合で、MSC から新規の標準審査ツリーが発行されていない場合には、審査機関はその修正ツリーの再適用を検討しなければならない。
- 7.30.4 審査機関は、すべての監査報告書や結果を考慮し、認証条件に対する進捗状況を評価しなければならない。7.18.1.5 の特別な事情、もしくは 7.30.4.2 が適用される場合を除き、漁業はすべての条件や節目の目標を達成していなければならない。■
- 7.30.4.1 まだ達成されていない条件がある場合、審査機関はセクション 7.28.16.1 と 7.28.16.2 (7.28.16.2.b は除外) を適用し、条件や節目標達成に向けてどれだけ適切に対処しているかを判断しなければならない。進捗が不適切であると判断した場合、審査機関は新たな認証を授与してはならない。
- 7.30.4.2 再認証審査で使用する審査ツリーと異なる審査ツリーの PI に対して条件が付けられた漁業の場合、審査機関は、前回の認証に付けられた条件が、再認証審査用のツリーにおける PI、もしくは、対応する PI に対して SG80 を獲得するのに適切かどうかを考慮し、
- a. 設定された条件が、再認証審査用ツリーにおいて SG80 を獲得するのに適切な場合、それらの条件に対する進捗を 7.30.4.1 に沿って、評価しなければならない。
 - b. 設定された条件が、再認証審査用ツリーにおいて SG80 を獲得するのに適切ではない場合、審査機関は SG80 レベルの結果を達成するために必要と思われる行動を検討し、結果が達成できたか否かを評価しなければならない。
 - i. SG80 レベルに達していない場合、再認証審査用ツリーに則った条件に書き換え、その達成期限を再認証の有効期間内としなければならない。
 - ii. SG80 レベルに達している場合、もしくは条件の達成度が再認証審査用ツリーのいずれの PI においても SG80 に満たない点数となるような影響を及ぼさない場合、条件は終了としなければならない。
- b. 審査機関は、上記に関わるすべての懸案事項を記録し、それに関する決定を行なった際には、その論理的根拠も記録する。
- 7.30.5 漁業に IPI 資源が含まれている場合、審査機関は附属文書 PA に従わなければならない。
- 7.30.6 附属文書 PD で定められた異議申し立て手続きは、漁業の再認証審査にも適用されることに審査機関は留意しなければならない。
- 7.30.6.1 クライアントの認証更新に対して「異議申し立て通知」が独立裁定人によって受理された場合、異議申し立て手続きが完了されるよう、審査機関は現行の認証書

の有効期限を、独立裁定人が「異議申し立て通知」を受理した日から最長6ヶ月まで延長することができる。

- 7.30.7 審査機関は「MSC 本審査報告用テンプレート」を使用して再認証報告書を作成しなければならない。

再認証軽減審査

- 7.30.8 以下の条件を満たす漁業については再認証軽減審査を適用することができる。■

- a. 前回の認証もしくは認証範囲の拡張にカバーされていた。
- b. 3回目の監査で未達成の条件がなく、また
- c. 規格に関するステークホルダーのインプットへの対応が、3回目の監査までに全て完了していることを審査機関が確認している。

- 7.30.9 再認証軽減審査の適用を受ける資格を持つ漁業の再認証審査入りを発表する際、審査機関は漁業が再認証軽減審査の要求事項をどのように満たしているかについて詳細な説明を行わなければならない。

- 7.30.10 再認証軽減審査は、通常の再認証審査の要求事項に準じなければならない。ただし、

- a. 審査機関においては、チームのメンバーを現地に1名派遣し、他のメンバーは1ヶ所もしくはそれ以上の遠隔地から審査に参加することができる。
 - i. 審査機関は、以下に基づき、現地およびオフサイトのチームメンバーについてどの能力が要求されるのかを判断しなければならない。
 - A. これまでの審査／監査でステークホルダーより提起された案件。
 - B. オフサイトのチームメンバーによる包括的な検討のために十分な原則1、原則2、原則3の評価項目に関する情報があるかどうか。
- b. 再認証審査ピアレビュー報告書を査読するピアレビューアーは1名でよい。

- 7.30.11 審査機関は、「MSC 再認証軽減審査報告用テンプレート」を使用して「再認証軽減審査報告書」を作成しなければならない。

7.31 審査機関に対する管理システム要求事項

- 7.31.1 審査機関は各漁業本審査完了時に手続きの見直しを行い、審査プロセスの更なる改善に向け、修正すべき点や予防的措置を確認、記録しなければならない。

- 7.31.1.1 審査機関は、審査機関の活動や手続きに関してステークホルダーもしくは他の当事者から提出された書面及び／あるいはコメントを検討しなければならない。

- 7.31.1.2 審査機関は、見直しの記録を保管しなければならない。

End of Fisheries Certification Process

附属文書 PA： 分別不可能もしくは実務上分離不可能な（IPI）資源に関する要求事項

PA2 分別不可能もしくは実務上分離不可能な（IPI）資源に関する要求事項

PA2.1 適用範囲

PA2.1.1 本附属文書の要求事項は、審査対象漁業の全ての IPI 水産物に適用しなければならない。

PA2.2 標準審査ツリー

PA2.2.1 IPI 資源の評価を進める場合、適合性審査機関（以下審査機関）は標準審査ツリーを見直し、必要があれば修正案を提示しなければならない。

PA2.2.2 審査機関はツリーを使って、以下を行わなければならない。

- a. 原則 2 の第 1 種もしくは第 2 種に関する評価項目について IPI 水産物を評価する。
- b. IPI 種の水産物が CoC 認証の対象となりうるかどうかを見極める為に、附属文書 PA 1.4.2 の基準に基づき、CoC 認証候補に挙げられている IPI 資源に対する全ての漁業活動の影響をそれぞれ審査する。

PA2.3 条件

PA2.3.1 認証の適用範囲に IPI 資源が含まれている場合、審査機関は、将来的に IPI 資源に対して原則 1 への適合審査を行う、あるいは現行の IPI 資源と対象種とを効果的に分離する技術の開発を促進する、といった条件を付けなければならない。

PA2.4 CoC 認証の対象

PA2.4.1 審査機関は IPI 資源の漁獲量のうちの限定された割合のみが CoC 認証サプライチェーンに入ることを確認しなければならない。

PA2.4.1.1 MSC エコラベルの使用は長くとも 1 回の認証有効期間に限定しなくてはならない。

PA2.4.2 審査機関は、CoC 認証への適合性を検討する前に、IPI 資源が以下の要件を満たしていることを確認しなければならない。

- a. MSC 漁業認証規格の表 SA 8 で定義されているように生物学的限界基準を上回っている可能性が高く、たとえ下回っていたとしても、全体の漁獲死亡率によって IPI 資源の回復と再生が妨げられないための措置が講じられている。
- b. 資源状態のデータが不足している場合、IPI 資源のレベルを生物学的限界基準よりも上で維持し、全ての漁業活動により、回復が妨げられない措置もしくは方法が講じられている。
- c. 全般的な経験や理論、類似の漁業や魚種との比較といった信頼性の高い根拠により、当該措置の効果に期待できる可能性がある。

PA2.5 監査

- PA2.5.1 IPI を含む漁業の場合、審査機関は、PA1.3.1 の条件及び付随文書 PA1.4.2 の要求事項に対して、IPI 資源が CoC に入るのに引き続き適格かどうかを確認して、記録しなくてはならない。

PA2.6 再認証審査

- PA2.6.1 IPI 資源の適用は 1 回の認証有効期間に限られる。クライアントが引き続き適用を望む場合には、以下のオプションがあることを審査機関は通知しなければならない。
- a. 再認証審査の際に全ての IPI 資源を原則 1 に基づいて認証する、または
 - b. 現行の IPI 種と対象種の水産物を効果的に分離する技術を開発し、ISBF の適用基準を満たさないようにする、または
 - c. IPI 資源の割合を減らす措置を開発し、漁業認証プロセス 7.5.11.b の IPI 資源に関する要求事項に適合できるようにする）。
- PA2.6.2 審査機関は再認証審査の際に IPI 資源の原則 1 への適合審査を行わなければならない。

End of Annex PA

附属文書 PB: 漁業のハーモナイゼーション（重複する複数の漁業での審査の整合性を図ること）－規範文書

PB1 漁業のハーモナイゼーション－規範文書

PB1.1 適用範囲 ■

PB1.1.1 審査機関は審査単位（UoA）が重複している場合に本附属文書を適用しなければならない。

PB1.2 審査ツリー ■

漁業認証規格の別バージョン

PB1.2.1 同じバージョンの審査ツリー（MSC 漁業認証規格附属文書 SA, SB, SC および SD）を使った漁業審査については、審査のハーモナイゼーションを図らなければならない。

PB1.3 重複する漁業における審査のハーモナイゼーション !!

PB1.3.1 重複する UoA を審査するチームは、MSC の漁業審査の整合性が損なわれないよう、一貫性のある結論を確実に下さなければならない。

PB1.3.2 重複する UoA の場合、チームは遅くとも現地視察段階の前に審査もしくは監査のハーモナイゼーションを行う準備をしなければならない。

PB1.3.3 2 つ以上の漁業審査が同時に行われる場合、チームは審査およびその後の監査の重要なステップのハーモナイゼーションを行い、結果が確実にハーモナイゼーションされるよう、審査を調整しなければならない。

PB1.3.3.1 チームは以下の活動を行わなければならない。

- a. 他のチームと調整を図る。
- b. 審査の計画および実施における調整を図る。これには審査の各ステップや審査報告書の公開時期も含まれる。
- c. 共通の審査ツリーの使用。
- d. 漁業に関する情報の共有。

PB1.3.3.2 チームは重複する 2 つ以上の漁業審査に対し、評価、得点、及び条件において一貫性のある結論を確実に下さなければならない。

PB1.3.3.3 得点および根拠についての合意に達した場合、審査チームは当該の得点を採用しなければならない。

PB1.3.3.4 PB1.3.3.1 の活動を実施した結果、一貫性のある評価、得点、および条件に及ばなかった場合、チームは以下の活動を行わなければならない。

- a. ハーモナイゼーションに関する協議を行う。
 - i. 協議により、合意に達した場合、合意した得点を採用しなければならない。
 - ii. 協議により、合意に達しなかった場合、全審査の最低得点を採用しなければならない。

- b. 変更点は、審査中の漁業に関する次の報告書（例：審査入り発表報告案もしくはパブリックコメント用報告書案）作成の際に含めなければならない。

PB1.3.4 審査対象の UoA が現行の認証 UoA と重複する場合には、チームは審査を調整し、認証漁業の主要な報告書や結果と確実にハーモナイゼーションさせなければならない。

PB1.3.4.1 対象漁業が、既に認証されている UoA、もしくは審査中の UoA と重複する場合、チームは採点済みの漁業の得点やその理由付けを元に審査を行わなければならない。

PB1.3.4.2 ハーモナイゼーションさせるためにチームは以下のすべての活動を行わなければならない。

- a. 同じ審査ツリーが適用可能であればそれを使用。
- b. 他のチームと調整を図る。
- c. 漁業に関する情報の共有。
- d. 評価、得点、及び条件において一貫性のある結果を下す。

PB1.3.4.3 新規の審査を担当するチームは、重複する認証 UoA の直近の査察報告書の内容を検討しなければならない。

PB1.3.4.4 得点および根拠について合意に達した場合、審査チームは当該の得点を採用しなければならない。

PB1.3.4.5 PB1.3.3.1 と PB1.3.4.2 の活動を実施した結果、一貫性のある評価、得点、および条件に及ばなかった場合、チームは以下の活動を行わなければならない。

- a. ハーモナイゼーションに関する協議を行う。
 - i. 協議により、合意に達した場合、合意した得点を採用しなければならない。
 - ii. 協議により、合意に達しなかった場合、全審査の最低得点を採用しなければならない。
- b. 変更点は、審査中の漁業に関する次の報告書（例：審査入りコメント用報告書案、もしくはパブリックコメント用報告書案）作成の際に含めなければならない。

PB1.3.5 監査対象の UoA が現行の認証 UoA と重複する場合においても、チームは審査を調整し、認証漁業の主要な報告書や結果と確実にハーモナイゼーションし続けるようにさせなければならない。

PB1.3.4.6 この場合、ハーモナイゼーションを図るために審査機関は PB1.3.4.1～PB1.3.4.5 と同じステップを踏まなければならない。

PB1.3.5 関連する PI の得点が異なる場合、チームはその違いを説明し、正当化できなければならない。

PB1.3.5.1 ハーモナイゼーションされた漁業の評価、得点および条件に関しての異なる結果については、UoA が明らかに異なる場合などの特殊な状況をチームが特定した場合に限って、これを認めることができる。

- a. チームは、特殊な状況についてはすべて文書化し、重複する漁業の審査を担当しているチーム間の合意を明確にしなければならない。

附属文書 PC: 漁業審査チームリーダー、チームメンバー、チームおよびピアレビューアの資格と能力ー規范文書

PC1 漁業審査チームリーダー、チームメンバー、チームおよびピアレビューアの資格と能力

PC1.1 適用範囲

PC1.1.1 本附属文書では、審査機関が MSC 一般要求事項（GCR）に則って確認しなければならない漁業審査チームリーダー、チームメンバー、チームおよびピアレビューアの資格と能力に関する要求事項の追加要求事項を規定している。

PC1.2 漁業審査チームリーダーの資格および能力基準■

表 PC1: 漁業審査チームリーダーの資格および能力基準

1. 全般
資格
a. 経営、経済、科学もしくは技術関連の学位もしくはそれに相当する資格。（例：サプライチェーンおよびロジスティクス管理、食品／水産食品、科学および水産科学）もしくは b. 水産セクターにおいて、チームリーダーの責任業務関連の実務経験を 3 年
検証方法
- 履歴書 - 証書
2. MSC 漁業認証規格および漁業認証プロセスの理解
資格
a. MSC 漁業認証プログラム文書の改訂を少なくとも年に 1 回見直していること。■ b. MSC が主催する漁業審査チームリーダー向け研修を少なくとも 5 年毎に受講し、合格していること。■ c. MSC 漁業認証規格もしくは認証プロセスの改訂版が発行された場合、改訂された規格、プロセスに則った審査を実施する前に、必須のオンライン研修モジュールを受講し、合格していること。 d. MSC 漁業認証規格の修正バージョン（増殖二枚貝、サケ、その他将来的に開発される可能性のあるバージョン）を使った審査を実施する前に、修正バージョンに関する新規のオンライン研修モジュールを受講し、合格していること。
能力
以下のことが可能である

- i. MSC 漁業認証規格の趣旨と要求事項を説明する。
- ii. 漁業審査プロセスの各ステップを正しい順に並べる。
- iii. ステークホルダー協議がどの段階で行われるかを特定。
- iv. 標準審査ツリーを使って漁業を採点。
- v. 条件がどのように設定され、モニタリングされるかを説明。
- vi. どの段階でどのような報告を行い、その際のピアレビューの役割について説明。

検証方法

- 試験に合格
- MSC の認定機関による確認もしくは審査機関事務所監査時の確認
- 審査機関による監査の立ち会い

3. 審査経験

資格

- a. チームメンバーとして、この 5 年間に 2 回の MSC 漁業認証審査もしくは現地視察を実施
- b. 新規漁業チームリーダーのみ：審査機関の初回認定審査の一環として行われる、認定機関立ち会いによる漁業審査において、チームリーダーを務めた。

能力

- i. 情報収集や漁業の採点、得点の理由付けを行う際に、審査テクニックの知識を適用する能力がある

検証方法

- 審査機関の記録
- 前雇用主の推薦状
- MSC の認定機関による確認もしくは審査機関事務所監査時の確認
- 審査機関が審査に立ち会う
- 過去の審査／監査報告書

4. コミュニケーション能力およびステークホルダーとのファシリテーション能力

資格

- a. 各種インタビューおよびファシリテーション・スキルの適用経験

能力

- i. クライアントおよび他のステークホルダーと効果的なコミュニケーションをとることができる

検証方法

- 履歴書

- 審査機関の記録
- MSC の認定機関（ASI）による（直接的な）確認もしくは審査機関事務所監査時の確認
- 審査機関が審査に立ち会う

PC1.3 漁業審査チームメンバーの資格および能力基準

表 PC2: 漁業審査チームメンバーの資格および能力基準

1. 全般
資格
a. 水産、海洋保全生態学、天然資源、環境管理、経済、数学、統計といった関連分野の学位、もしくは b. 海洋保全生態学もしくは水産、天然資源、環境管理において、3 年の管理経験もしくは研究実績
検証方法
• 履歴書 • 証書
2. MSC 漁業認証規格、および関連する MSC 認証プロセスと要求事項に関する理解
資格
a. MSC 漁業認証プログラム文書の改訂を少なくとも年に 1 回見直していること。■ b. MSC 主催の漁業審査チームメンバー研修を 5 年に 1 回受講し、合格する。■ c. MSC 漁業認証規格の改訂版が発行された場合、改訂版に則った審査を実施する前に、必須のオンライン研修モジュールを受講し、合格していること。 d. MSC 漁業認証規格の修正バージョン（増殖二枚貝、サケ、その他将来的に開発される可能性のあるバージョン）を使った審査を実施する前に、修正バージョンに関する新規のオンライン研修モジュールを受講し、合格していること。
能力
以下の能力を有する i. MSC の漁業認証規格の趣旨と要求事項を説明することができる。 ii. 標準審査ツリーを使って漁業の採点ができる。 iii. 条件がどのように設定され、モニタリングされるかを説明することができる。
検証方法
• 試験に合格 • 審査機関の記録

PC1.4 漁業審査チームの資格および能力基準

PC1.4.1 審査機関は漁業審査チーム全体が、表 PC 3 に記載されている資格および能力基準に確実に適合していることを確認しなければならない。

表 PC 3： 漁業審査チームの資格および能力基準

1. 漁業資源評価
資格
a. 審査中の漁業が使用している資源評価方法の 3 年以上の適用経験、もしくは b. 審査中の漁業が使用している資源評価方法と同様の手法を使って、2 本の査読付きの資源評価の筆頭執筆者となっている。
能力
i. 漁業に適した資源評価方法を用いて資源評価を行うことができる
検証方法
• これまで出版した論文のリストを含む履歴書 • 前雇用主の推薦状 • 審査機関の立ち会いによる審査
2. 魚種資源生物学／生態学
資格
a. 対象種もしくは生物学的に類似している魚種の生物学および個体群動態に関する 3 年以上の研究実績
能力
i. 対象種もしくは個体群動態が類似している魚種の生物学的プロセスに関する科学的情報を分析する知識とノウハウを有する。
検証方法
• これまで出版した論文のリストを含む履歴書 • 前雇用主の推薦状 • 審査機関の立ち会いによる審査
3. 水圏生態系への漁業の影響
資格

- a. 以下の項目の少なくとも2つを含む、水圏生態系への漁業の影響に関する漁業方策分析または管理に関する3年以上の研究実績

- i. 混獲
- ii. ETP 種
- iii. 生息域
- iv. 生態系相互作用

能力

- i. 上記 a の項目のうち少なくとも2つの項目について、生態系への漁業の影響に関する科学的情報を分析する知識とノウハウを有する。

検証方法

- 履歴書
- 前雇用主の推薦状
- MSC の認定機関による（直接的な）確認もしくは審査機関事務所監査時の確認
- 審査機関の立ち会いによる審査

4. 漁業管理および運営

資格

- a. 漁業管理者および／もしくは漁業方策アナリスト／コンサルタントとしての3年以上の実務経験。

能力

以下の能力を有する

- i. 不適切な管理によって起こりうる原則1および原則2に関わる問題を確認
- ii. 審査中の漁業に適用される管理システム並びに法規について熟知している

検証方法

- これまで出版した論文のリストを含む履歴書
- 前雇用主の推薦状
- MSC の認定機関による（直接的な）確認もしくは審査機関事務所監査時の確認
- 審査機関の立ち会いによる審査

5. 漁業の国や言語、地域の漁業事情の現状認識

資格

- a. クライアントおよびステークホルダー共通の言語について理解があり、以下のうち1つを満たしている。
- i. この15年間で当該国の漁業または関連漁業における2年間の実務経験がある、もしくは
 - ii. この10年間で、認証中の漁業の本拠地である国または地域で2度にわたる業務経験があ

- る、もしくは
- iii. 認証中の漁業の本拠地である国または地域の漁業問題について、機関誌もしくは灰色文献において、主な執筆者としてこの 5 年間に少なくとも 1 遍の論文を出版している。

能力

以下の能力を有する

- i. 当該国のステークホルダーと共通の言語で効果的にコミュニケーションを図る。
- ii. 審査中の漁業がおかれている地理的、文化的状況およびその生態系について説明する。

検証方法

- 履歴書
- 前雇用主の推薦状
- 機関誌の抜粋
- MSC の認定機関による（直接的な）確認もしくは審査機関事務所監査時の確認
- 審査機関の立ち会いによる審査

6. CoC 認証規格および CoC 認証要求事項への理解

資格

- a. MSC のトレーサビリティに関する研修モジュールを 5 年毎に受講し、合格する。■
- b. トレーサビリティに関する新規の要求事項が発行された場合、新規要求事項に則った審査を実施する前に、新規要求事項に関する研修を受講し、合格していること。
- c. トレーサビリティに関する要求事項の改訂を少なくとも年に 1 回見直していること。

能力

- i. 漁業審査に関係するトレーサビリティの要素について説明する能力を有する。

検証方法

- 試験に合格
- 審査機関の記録
- 審査機関の立ち会いによる審査

7. RBF の使用（適用する場合）

資格

- a. 5 年毎に MSC 主催の RBF 研修を受講し、合格する。
- b. RBF に関する新規の要求事項が発行された場合、新規要求事項に則った審査を実施する前に、新規要求事項に関する研修を受講し、合格していること。
- c. RBF に関する要求事項の改訂を少なくとも年に 1 回見直していること。■

能力

以下についての理解を有する

- i. RBF をいつ適用することができるか
- ii. RBF の構成要素の実施方法
- iii. RBF を適用する場合にどのようにしてステークホルダーを効果的に引き入れることができるか
- iv. RBF を適用する際の業績評価指標の採点方法
- v. RBF のプロセスおよび結果の報告方法

検証方法

- 試験に合格
- 審査機関の立ち会いによる審査

End of Annex PC

附属文書 PD: 異議申し立て手続き一規范文書

PD1 適用範囲

PD1.1.1 異議申し立ての当事者は：

- a. 当該漁業の審査に適用されたプロセス要求事項に対応する異議申し立て手続きのバージョンを使用しなければならない。
- b. 異議申し立てプロセスを通じて同じバージョンを使用しなければならない。

PD2 異議申し立て手続き

PD2.1 対象及び目的

PD2.1.1 異議申し立て手続きの目的は、審査機関の最終報告書案と決定に対する異議申し立てを、秩序正しい、構造化された、透明で独立性のあるプロセスにより解決することである。

PD2.1.1.1 異議申し立て手続きの目的は、MSC 漁業認証規格への当該漁業の適合を見直すことではなく、審査機関が審査の決定あるいは公正さに重大な影響を及ぼすようなミス、審査手続き、もしくは採点、クライアントの行動計画の検討の際に犯していないかどうかを判断することである。

PD2.1.2 PD2. 3. 1. c の規定により、異議申し立て手続きは、審査プロセス中に審査機関に対して書面を提出した当事者、もしくは直接／遠隔でステークホルダー協議、現地視察に参加した当事者のみが行うことができる。

PD2.1.3 独立裁定人は、「異議申し立て通知」を検討し、PD2. 8. 2 のいずれかに該当するかどうかの結果を書面にて発表する。

PD2.1.3.1 PD2. 8. 2 もしくは PD2. 8. 2 のいずれかに該当する場合、独立裁定人は、決定を審査機関に差し戻し、再検討を要請する。

PD2.1.4 「異議申し立て通知」が出された場合、本附属文書に定められている異議申し立て手続きが完了し、公開用認証報告書が発表されるまでは、審査機関は認証登録証を発行してはならない。

PD2.2 独立裁定人

PD2.2.1 MSC 評議員会は最終報告書案と決定に対する全ての異議申し立てを検討する、独立裁定人を任命しなければならない。

PD2.2.1.1 独立裁定人は3年の任期で任命しなければならない、再任することもできる。

PD2.2.1.2 独立裁定人の任命や再任については、MSC 評議員会の決定を最終決定としなければならない。

PD2.2.1.3 独立裁定人は MSC 漁業認証プロセス（FCP）に規定されている手続きに従って割り当てられている全ての職務を行わなければならない。

PD2.2.1.4 任命された独立裁定人が利害関係等の理由により、職務を遂行できない状況に置かれた場合には、代理の独立裁定人を任命することができる。

PD2.2.1.5 独立裁定人に利害関係のある異議申し立てが行われた場合、独立裁定人はその件に関する職務を辞退しなければならない。但し、当事者がその必要がないと認める場合にはこの限りではない。

- a. 独立裁定人と当事者との間の利害関係の有無についての見解が異なる場合、MSC 評議員会の決定を最終決定としなければならない。
- PD2.2.2 不適格、偏見、不適切といった正当な理由がある場合、MSC 評議員会は独立裁定人を解任することができる。
- PD2.2.3 独立裁定人は MSC との独立性を保たなければならないが、MSC は通知の送受や通信を含む、適切な管理支援や後方支援を行うことができる。
- PD2.2.4 独立裁定人は、自らの裁量で、関係者との通信や裁定決定の発行を含む異議申し立て手続きに関する後方支援や管理支援のために、独立の立場にあるパラリーガルを使用することができる。

PD2.3 異議申し立ての通知

- PD2.3.1 最終報告書案と決定に対して「異議申し立て通知」を出すことができるのは以下の関係者である。
 - a. 審査対象漁業。
 - b. 審査に関わり、審査中に審査機関に書面で意見を提出、もしくは直接／遠隔でステークホルダー協議に参加したことがある当事者。
 - c. 審査機関が手続きを守らなかったことが原因で、審査への参加が妨げられた、あるいは大いに損なわれたということが証明できるその他の関係者。
- PD2.3.2 「異議申し立て通知」は MSC のウェブサイト到最后報告書案と決定が掲載されてから英国の稼働日の 15 日以内に提出されなければならない。
- PD2.3.3 「異議申し立て通知」には、「MSC 異議申し立て通知用テンプレート」を使用して行わなければならない。
- PD2.3.4 「異議申し立て通知」は、MSC、独立裁定人、及び MSC 異議申し立ての E メール宛 objections@msc.org に送らなければならない。
- PD2.3.5 「異議申し立て通知」には、PD2.8.2 の規定する根拠の詳細を明確に記載しなくてはならない。
- PD2.3.6 すなわち：
 - a. 最終報告書案と決定の誤りの申し立てを明らかにする。
 - b. どのような理由で、申し立てられた過ちが、決定の結果、あるいは審査の公平性に、重大な影響を及ぼしたといえるのかを十分に説明する。
 - c. 異議申し立てを裏付けるエビデンスの概要を述べる。
 - d. 現地視察の最終日またはそれ以前に公開されていた最終的な形の（案ではなく）情報、もしくは FCP7.20.3.b に規定されているとおり、現地視察後の情報の共有が、審査機関と現地視察参加者の間で書面にて同意されていた情報のみを含める。
 - i. 公開日より後に明らかになった情報を異議申し立ての根拠に使用してはならない。
- PD2.3.7 PD2.8.3 に規定されている理由により、審査機関の決定を差し戻すべきであると主張する場合には、「異議申し立て通知」に以下のことを十分詳細に記述しなければならない。
 - a. 審査機関に提供されなかったと主張する情報の性質。
 - b. その情報が考慮されていれば、決定の結果、あるいは審査の公平性に、重大な影響を与えたと主張する根拠。
- PD2.3.8 「異議申し立て通知」を受領後、MSC は、「異議申し立て通知」が受理され、独立裁定人によって検討される旨を MSC ウェブサイト上で発表しなければならない。

- PD2.3.9 「異議申し立て通知」を受領後、独立裁定人は PD2.4 に従って手続きを進めなければならない。

PD2.4 「異議申し立て通知」受理後の手続き

- PD2.4.1 独立裁定人から見て、「異議申し立て通知」が規定の手続きをとっていない、もしくは認められる可能性が少ないと判断した場合、裁定人は以下のいずれかを行うことができる。
- 「異議申し立て通知」を全面的あるいは部分的に却下し、その理由を記述するか、あるいは
 - 「異議申し立て通知」のすべて、あるいは一部について「異議申し立て通知」を行った当事者から追加説明を求める。
- PD2.4.2 当該セクションの目的から鑑みて、次の場合に相当するという見解に独立裁定人が達した場合、「異議申し立て通知」が認められる可能性はそれ相応にある。
- その「異議申し立て通知」は偽りや悪意をもって行われたものではない。
 - PD2.8.2 に示された規定が一つ以上満たされていると考えるのが妥当、という証拠が提示されている。
- PD2.4.3 独立裁定人により、「異議申し立て通知」が却下された場合、「異議申し立て通知」を行った当事者は独立裁定人からの却下決定通知を受け取ってから 5 日以内に、「異議申し立て通知」を修正して提出することができる。
- PD2.4.3.1 異議申し立て当事者による、そうした「異議申し立て通知」の修正が認められるのは 1 回のみである。
- PD2.4.4 「異議申し立て通知」を行った当事者から更なる説明が必要とされる場合、独立裁定人はどういう詳細が、いつまでに必要なのかを書面にて当事者に通知しなければならない。特別な事情がない限り、5 日以内に求められている情報を提出するのが通常である。
- PD2.4.4.1 当事者からの回答が期限内にない場合、独立裁定人は当事者にその意志がないものと判断し、独立裁定人は書面にて「異議申し立て通知」を却下しなければならない。
- PD2.4.5 「異議申し立て通知」の修正が PD2.3.6 に定められた理由を明らかにするものでなく、異議申し立て手続きの要求事項を満たす形式に則っておらず、認められる可能性がそれ相応になく、偽りの、あるいは悪意をもって行われたものであると独立裁定人が判断した場合、独立裁定人は「異議申し立て通知」を却下し、その理由を記述しなければならない。
- PD2.4.6 独立裁定人によって「異議申し立て通知」が受領された場合、独立裁定人は速やかにその旨を審査機関、審査対象漁業クライアント、及び「異議申し立て通知」を行った当事者に通知し、「異議申し立て通知」のコピーを全ての当事者に送付しなければならない。
- PD2.4.6.1 MSC は、異議申し立て続き期間中に関係者が連絡を取り、必要な情報を提出するために使用される専用の e メールボックスを設定しなければならない。
- PD2.4.6.2 MSC は「異議申し立て通知」を MSC ウェブサイトに公開しなければならない。
- PD2.4.6.3 「異議申し立て通知」がウェブサイトに掲載された日付を発行日としなければならない。

PD2.5 当事者間の協議

- PD2.5.1 異議申し立て当事者、漁業クライアント、および審査機関には、異議申し立て通知が発表されてから 15 日間の猶予が与えられ、その間に「異議申し立て通知」で提起された 1 つ以上の項目について合意に達する機会が与えられる。

- PD2.5.1.1 より多くの時間が必要となる場合には、当事者は、独立裁定人に協議期間の延長を申し出ることができる。
- PD2.5.1.2 独立裁定人は、「異議申し立て通知」で提起された項目の1つ以上について、合意に達するまで僅かであると判断した際には、協議期間を延長することができる。
- PD2.5.2 いずれかの当事者により、「異議申し立て通知」で提起された項目について速やかに合意に至る可能性がないと判断された場合には、その旨を独立裁定人に通知しなければならない。
- PD2.5.3 協議期間が終了、もしくは PD2.5.2 の通知を受けた場合、独立裁定人は PD2.5.6 に従って裁定を進めなければならない。
- PD2.5.4 「異議申し立て通知」に提起された項目が協議によってすべて解決された場合には、関係者は独立裁定人に合意に達した旨を通知しなければならない。
 - PD2.5.4.1 審査機関は FCP セクション 7.24 に従い、最終報告書案と決定に合意された変更、修正を反映させ、公開用認証報告書の作成に取りかからなければならない。
 - PD2.5.4.2 独立裁定人は裁定の中止を発しなければならない。
 - PD2.5.4.3 更なる訴えや異議申し立ては認められない。
- PD2.5.5 「異議申し立て通知」の内容が一部解決された場合には、当事者は合意に達した項目および合意内容について独立裁定人に通知しなければならない。
- PD2.5.6 独立裁定人は当事者全員に対し、セクション PD2.6 に従い、陳述書によって審理が進められことを通知しなければならない。
 - PD2.5.6.1 「陳述書による審理開始日」は、独立裁定人が当事者全員に対し、異議申し立てプロセスが陳述書の段階に入ることを通知した日としなければならない。
 - PD2.5.6.2 MSC は、「陳述書による審理開始日」を含む独立裁定人の決定、および PD2.5.5 の通り、異議申し立て通知で提起された項目のうちで合意に至った内容が、MSC ウェブサイト上で掲載されるようにしなければならない。

PD2.6 審査機関による陳述書及び再検討

- PD2.6.1 審査対象漁業や認証審査プロセスに参加した異議申し立て当事者以外のステークホルダーは、「陳述書による審理開始日」から 15 日以内に、PD2.5.6.2 に記されている発表の後、未だに解決に至っていない「異議申し立て通知」の内容について陳述書を提出することができる。
 - PD2.6.1.1 こうした陳述書はすべて独立裁定人を介して MSC に提出され、MSC のウェブサイトに公開されなければならない。
- PD2.6.2 審査機関は、PD2.5.6.2 で記されている発表を受け、未だに解決に至っていない「異議申し立て通知」の内容を考慮した上で、最終報告書案と決定を再検討しなければならない。
 - PD2.6.2.1 審査機関は「陳述書による審理開始日」から 20 日以内に異議申し立て内容に対して書面で回答しなければならない。
 - PD2.6.2.2 審査機関は回答するにあたり、それらの内容に関して、漁業審査の際にどの程度の検討がなされたのかを示す適切な情報を提供するとともに、そのことが結果にどのような影響を及ぼしたのかを説明しなければならない。
 - PD2.6.2.3 回答をまとめるにあたり、審査機関は PD2.6.1 に従って受理された陳述書を検討しなければならない。
 - PD2.6.2.4 再検討の結果、最終報告や決定に変更を提案する場合、審査機関はその理由も含めて最終報告書案と決定に明記しなければならない。

- PD2.6.3 審査機関の回答は異議申し立て当事者、審査対象漁業、及び MSC を含む全ての関係者が閲覧できるようにしなければならず、MSC ウェブサイトに公開されなければならない。
- PD2.6.4 審査機関の回答を受領後、独立裁定人は異議申し立て当事者や審査対象漁業、及び審査機関と協議し、最終報告書案と決定に対する変更への提案を含む審査機関の回答が、PD2.5.6.2により発表された未解決のままの「異議申し立て通知」の内容に適切に対応しているかどうかを判断しなければならない。
- PD2.6.4.1 独立裁定人はそうした協議を 10 日以内に終らせるよう努力しなければならないが、関係者との協議の結果、すべての関係者を満足させるような解決策まであと僅か、という場合には、独自の裁量で協議期間を延長することができる。
- PD2.6.4.2 PD2.5.6.2により発表された、未解決のままの「異議申し立て通知」の内容が協議によって解決できる場合には、審査機関は独立裁定人と協議しながら、最終報告書案と決定に合意された変更や修正を加え、公開用認証報告書の作成を行わなければならない。以後の訴えや異議の申し立ては認めてはならない。
- PD2.6.4.3 一部、あるいは全ての異議申し立て内容が追加の協議によっても解決できない場合には、独立裁定人は全ての当事者に対し、セクション PD2.7 に従って早急に裁定プロセスに入ることを通知しなければならない。

PD2.7 裁定

- PD2.7.1 セクション PD2.10 によるが、独立裁定人は、裁定を行う旨の通知を各当事者に出した後 30 日以内に、口頭審理を行わなければならない。但し、各当事者の間で別の合意がなされた場合、もしくは独立裁定人が別の判断を行った場合にはこの限りではない。
- PD2.7.1.1 当事者が口頭審理を望まない場合には、独立裁定人の自由裁量によって、書面審理を行わなければならない。
- PD2.7.2 口頭審理は、審査機関や異議申し立て当事者、（漁業が異議申し立て当事者ではない場合は）審査対象漁業に対し、主張を直に述べる機会を与える趣旨の下に行われる。これにはビデオ、テレビ会議も含まれるが、独立裁定人の自由裁量による。
- PD2.7.3 独立裁定人は、本セクションの規定に従って審理を行わなければならないが、口頭発表の時間制限や書面のページ数制限、発表者などに関する追加規定を定めることができる。
- PD2.7.3.1 独立裁定人は通常一回で審理を完了することを目指さなければならないが、必要に応じて審理を延期し、電子通信その他の方法で継続することもできる。
- PD2.7.4 審査対象漁業、異議申し立て当事者、および審査機関は「異議申し立て通知」の内容、または PD2.6.1 に則って他の当事者から提出された書面内容に応える追加陳述書を提出することができる。
- PD2.7.4.1 全ての陳述書は独立裁定人を通して提出されなければならないが、口頭審理が行われる予定日の遅くとも 5 日前、あるいは書面審理の場合には独立裁定人の定める期日までに受領されていなければならない。
- PD2.7.4.2 聴聞される当事者が閲覧できるよう、審理傍聴希望者のリスト及び陳述書を独立裁定人に提出し、審理が予定されている日の遅くとも 5 日前までに受領されなければならない。
- PD2.7.4.3 PD2.6.1 及び／もしくは PD2.7.4 に準ずる陳述書は、すべて MSC ウェブサイトに公開されなければならない。
- PD2.7.5 独立裁定人は以下の内容のみを参考に、異議申し立てを評価しなければならない。
- a. 記録には以下が含まれていなければならない、他は含めてはならない。

- i. 審査機関の最終報告書案およびその根拠となった記録。これには審査中に審査機関に提出された提出物および報告書、口頭や書面にて提供された情報の記録や証拠書類、および最終報告書案内で参照または引用されたその他の証拠も含まれる。
 - ii. 「異議申し立て通知」。
 - iii. PD2. 6. 1 及び／もしくは PD2. 7. 4 に従って提出された陳述書。
 - iv. 異議申し立て手続きに従って行われた口頭審理の場における当事者による陳述。
 - v. その他、独立裁定人が求める説明。独立裁定人が手続に必要と見なす文書またはエビデンスを含む。
- b. 記録の一部を成してはいないものの、現地視察の最終日以前に公開されている、もしくは審査機関といずれかのステークホルダーとの間で書面によって、現地視察後に共有し検討する合意がなされており、「異議申し立て通知」の項目に関連する、以下の条件に該当するその他の情報：
- i. 審査プロセスの関係者に周知され、もしくは、当然周知されているべき情報。
 - ii. 審査中に当然審査機関に提示されるべきであった情報。
 - iii. 検討されていれば審査結果もしくは審査の公平性に影響を及ぼした可能性のある情報。
- c. MSC 漁業認証規格。
- d. 当該審査の時点で有効であった MSC 漁業認証プロセスやガイダンス、その後に MSC の技術諮問委員会や評議員会によって行われた改訂、これらの文書への審査機関の適合が必須であったかどうかに関する MSC や MSC の認定機関の解釈。
- PD2.7.5.1 記録の一部ではない文書やプレゼンテーションで、PD2. 6. 1 および／もしくは PD2. 7. 4 に規定されている「陳述書」に該当しないものは、異議申し立て当事者の機密情報であり、独立裁定人の指示のない限り、MSC ウェブサイト上に掲載してはならない。
- PD2.7.6 独立裁定人は、たとえ提起する必要がある、あるいは未解決のままである、と考えられることであっても、PD2. 5. 6. 2 で発表された異議申し立てで、未解決のままの項目以外については検討してはならない。
- PD2.7.6.1 独立裁定人はいかなる場合も、自らの見解や審議結果を審査機関の見解として提示してはならない。
- PD2.7.7 独立裁定人は技術的な事柄に関して外部の意見を求めることができる。そのために、技術的な専門家と同席し、技術的な意見を求めることができる。
- PD2.7.7.1 そうした専門家は意思決定プロセスには参加してはならない。
- PD2.7.7.2 技術的な専門家による報告書や書面による意見は、独立裁定人の裁定結果報告書に添付されなければならない。
- PD2.7.8 特定の異議申し立て事項に関する意見を求めるため、独立裁定人が選任した専門家は利益相反的活動に関与してはならない。そうした活動には以下の基準が含まれるが、これに限るものではない。
- a. 専門家は MSC 評議員会、技術諮問委員会、ステークホルダー協議会もしくは MSC のメンバーであってはならない。
 - b. 審査機関や審査対象漁業、異議申し立て当事者との商業的関与があってはならない。
 - c. 専門家は漁業の管理や、漁業に対して賛成／反対のロビー活動に関与したり、対象漁業の認証に反対の意志表示をしたことのある組織に関与してはならない。
 - d. 専門家は、異議申し立ての対象となっている漁業の審査プロセスに一切関与してはならない。

PD2.7.9 異議申し立て手続きを容易にするため、MSC は独立した立場の専門家として務める意志のある適性のある人員の公開登録簿を維持することができる。

PD2.7.9.1 登録簿にない専門家が選ばれることもある。

PD2.7.10 異議申し立て手続きの期間中に独立裁定人が事実を誤ったり、手続きを誤ったり、公平性に欠けている、という指摘が異議申し立て当事者から書面で寄せられた場合、独立裁定人は可能な限り、速やかに対応しなければならない。

PD2.8 独立裁定人の権限

PD2.8.1 独立裁定人は書面にて下記のいずれかの決定を下さなければならない。

- a. 審査機関の決定を承認する。
- b. 審査機関に決定を差し戻す。

PD2.8.2 独立裁定人は以下の裁定を下した場合、審査機関に決定を差し戻さなければならない。

- a. 審査プロセスに重大な手続き上やその他の不備があり、それにより審査の公平さが損なわれた。及び／もしくは
- b. 与えられた時間内に達成することが根本的に不可能であるため、一つ以上の評価指標（PIs）に対して付けられた条件及びクライアント行動計画に対する審査機関の評価についてその正当性が認められない。及び／または、
- c. 一つ以上の評価指標に対する得点の正当性が認められず、それとの関連で以下のいずれかの理由により、結果に重大な影響を及ぼした。
 - i. 審査機関は重大な事実を誤って解釈した。もしくは
 - ii. 審査機関は、審査対象漁業やステークホルダーが審査中に提示した重要な情報を考慮に入れなかった。もしくは
 - iii. 審査機関は、ピアレビューが提示した重要な情報を考慮に入れなかった。もしくは
 - iv. 採点結果が専断的で不当あり、公正な審査機関であれば、入手できる証拠に基づいてそのような判断をすることが有り得ない。

PD2.8.3 PD2.7.5.b に記述されている追加情報や「異議申し立て通知」に記述されている情報を審査機関に検討してもらうために、決定を差し戻す必要がある。

PD2.8.4 そのような場合、審査機関への差し戻しは、追加情報の影響を考慮にいたした上で、元の決定について再考し、PD2.9.2 に従って回答をすることに留めなければならない。

PD2.9 差し戻し

PD2.9.1 決定の差し戻しを行った場合、独立裁定人は書面にて、決定が差し戻された理由に加え、審査機関が検討しなければならない具体的な問題、そしてそれらが MSC 漁業認証規格もしくは手続き上の要求事項とどう関連があるのかを記述しなければならない。

PD2.9.1.1 回答のコピーは審査機関、クライアント、異議申し立て当事者に送付し、ウェブサイトで公開するために MSC にも送付しなければならない。

PD2.9.2 独立裁定人が一定の猶予期間を認めた場合を除き、審査機関は差し戻しの指示を受けてから 10 日以内に、差し戻しの内容に対し書面にて回答し、クライアント、異議申し立て当事者に送付し、ウェブサイトで公開するために MSC にも送付しなければならない。

PD2.9.2.1 回答は下記のいずれかに該当しなければならない。

- a. 評価指標の得点に関して「変更なし」という文言が含まれている。もしくは、

- b. 得点の論理的根拠付けの変更や評価指標に関する得点の変更を示唆している。
 - c. そして PD2.9.2.1.a または PD2.9.2.1.b の決定理由を記述しなければならない。
- PD2.9.3 異議申し立て当事者は PD2.9.2 に従って、差し戻しの内容やそれに対する回答に関する陳述書を提出することができる。提出する場合には、審査機関の回答が MSC ウェブサイトに公開されてから遅くとも 5 日以内に行わなければならない。
 陳述書の提出後、独立裁定人は必要と思われる行動について判断を下さなければならない。
- PD2.9.4 審査機関の回答が MSC ウェブサイトに公開されてから 10 日以内に独立裁定人は次のいずれかを行わなければならない。
 - a. 差し戻しで挙げられた問題に十分対処しているとして回答を容認し、審査機関による元の、あるいは修正された最終報告書案と決定を承認する。もしくは、
 - b. 審査機関の回答を検討後、PD2.8.2 に該当する点が一つ以上あるとし、異議申し立ての訴えを支持する決定を下す。
- PD2.9.5 PD2.9.2 で規定されている期限内に審査機関からの回答がない場合、独立裁定人は差し戻しに対し「変更なし」の回答があったものとして PD2.9.4 の手続きに進まなければならない。
- PD2.9.6 独立裁定人は最終決定の中に、不受理、却下、支持といった、過去のすべての「異議申し立て通知」に対する結論の概要を盛り込むことで、それまでの経緯を伝えなければならない。
- PD2.9.7 PD2.9.4 に基づく独立裁定人の決定は最終決定である。そうした決定に対し、更なる異議申し立ての訴えを起こすことはできない。
- PD2.9.8 審査機関は、独立裁定人の決定を考慮に入れて認証授与に関する決定を行わなければならない。
- PD2.9.9 独立裁定人が修正決定を承認した場合、審査機関は最終報告書案と決定に独立裁定人の所見を反映させるために必要な修正を加え、FCP セクション 7.24 に基づいて公開用認証報告書の発行準備を進め、独立裁定人は当該報告書を査定しなければならない。
- PD2.9.10 独立裁定人は、公開用認証報告書の発行前に、審査機関による最終報告書案と決定への修正が独立裁定人の所見を十分に反映したものであるかを判断しなければならない。
 - PD2.9.10.1 修正が独立裁定人の所見を十分に反映したものである、という決定が独立裁定人によって下された場合、MSC は公開用認証報告書を発行しなければならない。
 - PD2.9.10.2 修正が独立裁定人の裁定を十分に反映していないという決定が独立裁定人によって下された場合、公開用認証報告書は発行してはならず、審査機関側に差し戻される。審査機関による更なる修正の後、独立裁定人は報告書を検討しなければならない。
- PD2.9.11 漁業認証審査に関与している当事者はこの異議申し立て手続きに一切関係がなく、MSC の認定機関の手続きに従って直接その認定機関に審査機関に関する苦情を申し立てることが可能であり、異議申し立て手続きによってその権利を妨げられてはならない。
 - PD2.9.11.1 MSC 認定機関への申し立てが、当該異議申し立て手続きの結果に影響を及ぼしてはならない。

PD2.10 費用

- PD2.10.1 異議申し立てに関する費用は関係者が各自負担しなければならない。

- PD2.10.2 異議申し立てから審理プロセスに進む場合、異議申し立ての訴えを起こした当事者は裁定の管理費を賄う費用（費用）を支払わなければならない（費用の上限は MSC 評議員会により随時設定される）。
- PD2.10.2.1 費用は、異議申し立ての訴えを起こした当事者がこれを負担しなければならず、複数の当事者がいる場合には、均等に負担しなければならない。
- PD2.10.2.2 「MSC 異議申し立て通知用テンプレート」に費用および支払いに関する詳細が記載されている。
- PD2.10.3 異議申し立ての訴えを起こした当事者は、独立裁定人より審理プロセスが開始される旨の通知があつてから 15 日以内に費用を支払わなければならない。
- PD2.10.3.1 異議申し立て当事者が PD2. 10. 5 に従って独立裁定人から費用の免除を言い渡されておらず、PD2. 10. 3 が定める期限内に費用の支払いを行っていない場合、その当事者が当該異議申し立て手続きに参加する権利は失われる。
- a. 異議申し立て当事者が PD2. 10. 3 を満たすことができない場合、独立裁定人は、当該当事者による「異議申し立て通知」を却下しなければならない。
- PD2.10.4 異議申し立て当事者は、独立裁定人に対し、「MSC 異議申し立て通知用テンプレートの申請書を用いて費用の免除（全部またはその一部）を申請することができる。
- PD2.10.4.1 異議申し立て当事者は、費用免除申請書を、異議申し立ての発行日から 15 日以内に独立裁定人に提出しなければならない。
- PD2.10.4.2 申請書には免除を求める理由となった特別な事情と、それを裏付ける十分な証拠を記述しなければならず、入手可能な場合は異議申し立て当事者の最新の監査済み決算報告書を添付しなければならない。
- PD2.10.5 独立裁定人は免除申請を受理してから 5 日以内に申請を却下するか、本来なら異議申し立て当事者が負担すべき費用の一部あるいは全てを免除する決定を下さなければならない。
- PD2.10.5.1 免除の決定は、免除の正当性が認められる特別な事情があると判断した場合に限定しなければならない。そうした特別な事情の存在を実証する責任は異議申し立て当事者にある。特別な事情の有無を判断するにあたり、独立裁定人は以下のことを考慮しなければならない。
- a. 審理プロセスの費用を負担する上での、異議申し立て当事者の支払い能力に関する証拠。
- b. 審理プロセスの費用の負担が、異議申し立て当事者の他の活動にどのような影響を及ぼすか。
- c. 審理プロセスの費用を負担するために、漁業認証審査に関与している他の当事者を含む外部から資金を調達する上での異議申し立て当事者の能力。
- PD2.10.5.2 PD2. 10. 5 が定める期限内に、独立裁定人が免除に関する決定を下すことができず、その延滞が独立裁定人の責任によるものである場合には、独立裁定人は期限を延長し、その延長について関係当事者に通知しなければならない。
- PD2.10.6 免除の申請が却下、あるいは部分的な免除のみが承認された場合には、異議申し立て当事者は PD2. 10. 3 に準じて費用を支払わなければならない。
- PD2.10.7 当該セクションにより、セクション PD2. 6 で規定されている審査機関による再検討や協議が妨げられてはならない。

PD2.11 異議申し立て手続きに関する全般的な規定

- PD2.11.1 期限内、あるいは期限前までに独立裁定人、あるいは MSC に通知や文書が提出されなければならない、という規定がある場合には、当該通知、あるいは文書が間に合ったかどうかを判断するために次の規定を適用しなければならない。
- 時間についての言及がある場合、特に明記しない限りは、協定世界時（UTC）を指すものと考えなければならない。
 - 日数についての言及がある場合、特に明記しない限りは、「英国の稼働日」のことを指す。
 - 17 時以降、あるいは土日、英国の公休日に送達された文書は翌稼働日に送達されたものとして扱わなければならない。
 - 当該異議申し立て手続きで定められている期限が、ステークホルダーの居住する国の法定休日を考慮に入れていない場合、独立裁定人は当該手続きの目的を果たすため、全ての当事者が同様の指定日数内に回答できるよう、期限の猶予を認めることができる。
 - 特別な事情がある場合、独立裁定人は当該手続きに規定されている期限の猶予を検討することができる。
- PD2.11.2 手渡し、あるいは電子署名入りの電子メールによる送達も有効である。
- すべての関係当事者は各提出物に日付を含めなければならない。
- PD2.11.3 手渡しが行われた時点で受理されたものと見なさなければならない。電子文書については、受信者が当該文書の類いを受信処理するために指定した、あるいは使用している情報システムに文書が送られた時点で受理されたものと見なさなければならない。
- PD2.11.4 MSC の業務用語は英語である。文書は全て英語で提出されなければならない、そうでない場合には提出側の費用負担において英語の翻訳文書を付けなければならない。
- PD2.11.5 正確を期すために、独立裁定人もしくは MSC 委員会によって発行され、あるいは MSC ウェブサイトに公開される全ての通知や文書には発行日、もしくは掲載日を記さなければならない。さらに、当該手続きの規定により、引き続き提出が求められている通知、回答、陳述書や文書の提出期限日を明記しなくてはならない。当該手続きの他の規定に拘らず、また MSC のウェブサイトでの公開の有無に拘らず、異議申し立てに対して提出された文書は全て、他の当事者も閲覧できるようにしなければならない。唯一の例外は PD2. 10 の費用に関する文書である。

PD2.12 MSC ウェブサイトの最終異議申し立て文書

- PD2.12.1 公開用認証報告書には、FCP 7. 24. 2 に則り、独立裁定人の決定をすべて盛り込まなければならない、異議申し立てにより最終報告書案と決定にどのような修正が成されたかを示さなければならない。
- PD2.12.2 公開用認証報告書を除く異議申し立て関連文書は、審査の完了から 6 ヶ月後に MSC ウェブサイトから削除される。

End of Annex PD

附属文書 PE: 適用範囲の拡大—規範文書!!

PE1 適用範囲の拡大—規範文書

PE1.1 適用範囲

PE1.1.1 本附属文書の要求事項は現行の漁業認証の適用範囲を拡大する際に適用しなければならない。

PE1.2 審査手順

PE1.2.1 審査機関は、適用範囲拡大の趣旨を記した審査入りの発表と審査入りコメント用報告書案を MSC ウェブサイトに掲載できるよう MSC データベースにアップロードしなければならない。

PE1.2.2 審査入りの発表には以下の情報が含まれていなければならない：

- a. FCP7. 27. 4 に記載されているギャップ分析結果の論理的根拠。■
- b. 二つの漁業に共通する審査項目。
- c. 適用範囲の拡大で評価される審査項目。
- d. その他の評価指標（PI）への潜在的影響の有無の論理的根拠。

PE1.2.3 適用範囲の拡大を実施する際には少なくとも以下の手順を踏まなければならない。

PE1.2.3.1 審査機関は、表 PC2 の能力基準を満たす審査員を最低 1 名公表しなければならない。

- a. 当該審査員は他にも、表 PC3 の 1 ～4 列に規定される能力基準のうち、評価される審査項目に即した基準を満たしていなければならない。

PE1.2.3.2 審査機関は、現地審査もしくは定期的な現地監査に合わせて、適用範囲の拡大を実施しなければならない。

- a. 審査機関は、審査もしくは通常の監査の際に、現行の認証範囲に他の漁業を加えるための適用範囲拡大を含める審査を行うことをステークホルダーおよび MSC に通知しなければならない。
 - i. その際、審査機関はどの評価項目が適用範囲拡大の対象になるのかを明記しなければならない。

PE1.2.3.3 審査機関は、対象の評価項目について、MSC 漁業認証規格附属文書 SA2 のすべての要求事項への適合を FCP セクション 7. 9、セクション 7. 17 およびセクション 7. 18 のプロセスに従って評価しなければならない。!!

- a. 審査対象の資源が一つ以上の漁業と重複する場合、附属文書 PB の審査のハーモナイゼーションの手順を踏まなければならない。
- b. その他の評価項目に変化があれば、関連の PI を改めて採点し直さなければならない。

PE1.2.3.4 審査機関は、FCP7. 13. 1、7. 20. 1 及び 7. 22. 1 に定められたスケジュールに従って適用範囲の拡大を完了させなければならない。

PE1.3 報告

- PE1.3.1 審査機関は適切なテンプレートを用い、以下の報告書を、FCP のセクション 7. 19～7. 24 に従って作成しなければならない。
- a. 審査入りコメント用報告書案
 - b. クライアントおよびピアレビュー用報告書案
 - c. パブリックコメント用報告書案
 - d. 最終報告書案
 - e. 公開用認証報告書
- PE1.3.2 定期的な監査に併せて適用範囲の拡大が行われている場合、審査機関は FCP セクション 7. 19～7. 24 に従い、適用範囲拡大用の報告書を別途作成しなければならない。
- PE1.3.3 審査機関は、現行の公開認証報告書を基に「MSC 本審査報告用テンプレート」のセクションを適宜記入しなければならない。
- PE1.3.4 適用範囲拡大の際のピアレビューは最低 1 名いなければならない。
- PE1.3.5 FCP セクション 7. 14、7. 19. 3～7. 19. 5 及び 7. 20. 9 に規定されているピアレビューに関するその他の要求事項はすべて適用させなければならない。

PE1.4 認証の決定と発行

- PE1.4.1 審査機関は、適用範囲拡大の審査結果に関する決定を行い、ステークホルダーに最終報告書案が公開された旨を通知しなければならない。
- PE1.4.2 最終報告書案と決定が MSC ウェブサイトで公表されてから英国の 15 稼働日以内に、附属文書 PD の MSC 異議申し立て手続きに従った異議申し立てを行うことが認められる。
- PE1.4.3 評価された PI の得点、および現行の認証書と重複する評価項目に対する得点とが認証要求事項を満たしていると判断した場合、審査機関は次のことを行わなければならない。
- a. 現行の有効な漁業認証の適用範囲に新しい審査単位を加える。
 - b. 認証決定および認証の発行に関する FCP セクション 7. 25 の要求事項を順守する。
- PE1.4.4 対象漁業が認証要求事項を満たしていないという決定が下された場合、審査機関は最終報告書案および公開認証報告書にその旨を報告し、現行の有効な漁業認証書の適用範囲には変更を加えてはならない。

End of Annex PE

附属文書 PF: リスクに基づいた審査枠組みについて—規範文書

PF1 リスクに基づいた審査枠組み（RBF）について ■

PF1.1 特定の PI の採点への RBF の使用!!

PF1.1.1 RBF には 4 つの方法論がある。■

- 結果分析（CA）
- 生産性と影響度の分析（PSA）
- 結果・空間分析（CSA）
- 規模・強度・結果分析（SICA）

PF1.1.2 チームは PI の中の特定の得点要素について RBF を適用できるかどうかを検証し、使用する前に他の PI への影響をエラー！参照元が見つかりません。図 PF1 およびエラー！参照元が見つかりません。表 PF1 を使って確認しなければならない。■

図 PF1. RBF を採点に適用する方法

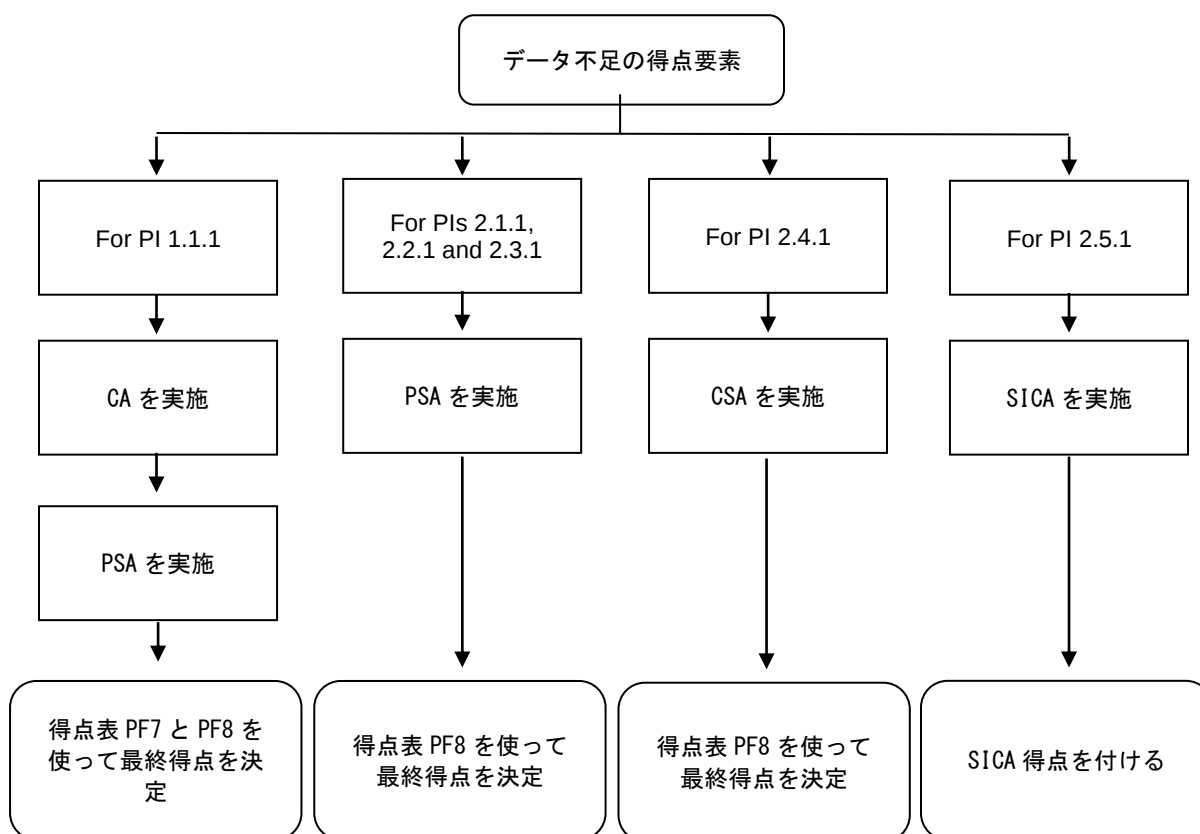


表 PF1: RBF 適用可能な PI 及びその他の PI への影響

業績評価指標	RBF	注記
1.1.1 資源状態	可	RBF を使って採点する場合には CA と PSA の両方を実施
1.1.2 資源の回復	不可	PI 1.1.1 に RBF を使う場合、採点をしない。
1.2.1 漁獲方策	不可	通常通り採点
1.2.2 漁獲制御ルールと手段	不可	通常通り採点
1.2.3 データとモニタリング	不可	通常通り採点
1.2.4 資源状態の評価	不可	PI 1.1.1 に RBF を使う場合、当該 PI には標準得点の 80 を付ける
2.1.1 第 1 種の結果	可	RBF を使用する際には PSA のみを実施
2.1.2 第 1 種の管理方策	不可	通常通り採点
2.1.3 第 1 種のデータ／モニタリング	不可	PI2.1.1. に対し RBF を使う場合、得点項目 (a) の RBF 代替方法を実施
2.2.1 第 2 種の結果	可	RBF を使用する際には PSA のみを実施
2.2.2 第 2 種の管理方策	不可	通常通り採点
2.2.3 第 2 種のデータ／モニタリング	不可	PI2.2.1. に対し RBF を使う場合、得点項目 (a) の RBF 代替方法を実施
2.3.1 ETP 種の結果	可	RBF を使用する際には PSA のみを実施
2.3.2 ETP 種の管理方策	不可	通常通り採点
2.3.3 ETP 種のデータ／モニタリング	不可	PI2.3.1 に対し RBF を使う場合、得点項目 (a) の RBF 代替方法を実施
2.4.1 生息域の結果	可	RBF を使用する際には CSA のみを実施
2.4.2 生息域の管理方策	不可	通常通り採点
2.4.3 生息域のデータ／モニタリング	不可	PI2.4.1 に対し RBF を使う場合、得点項目 (a) および (b) の RBF 代替方法を実施
2.5.1 生態系の結果	可	RBF を使用する際には SICA のみを実施
2.5.2 生態系の管理方策	不可	通常通り採点
2.5.3 生態系のデータ／モニタリン	不可	通常通り採点

業績評価指標	RBF	注記
グ		
原則 3 PI	不可	原則 3 の PI の採点に RBF を使用してはならない

PF2 RBF におけるステークホルダーの関与

PF2.1 RBF の通知!!

- PF2.1.1 チームが RBF を適用すべきだと判断した場合、以下の手続きを踏まなければならない。
- 「漁業審査における RBF の使用フォーム」を用い、RBF を使用することを記述し、その正当性を示す。
 - MSC ウェブサイトに掲載するために「漁業審査における RBF の使用フォーム」を MSC データベースにアップロードする。
 - 登録されたステークホルダーに RBF の使用を提案したことを通知する。
 - コメント受付期間を少なくとも 30 日間設ける。
 - ステークホルダーからのインプットを全て検討し、それぞれに対し承認／非承認の理由を記録する。
 - コメントを踏まえ、RBF を使用する決定を見直す。
 - RBF を使用すると発表していた PI のいずれかに RBF を使用しないことになった場合、MSC に通知する。
 - 提案されている RBF の使用に変更があった場合、上記 PF2.1.1.a ~PF2.1.1.g のステップを繰り返す。

PF2.2 情報収集■

- PF2.2.1 現地視察の前に、チームは以下を含む、採点に必要な情報を収集しなければならない。
- 講じられている管理の手はず、及び混獲の削減や資源の回復といった特定の方策。■
 - 講じられているモニタリング方策の記述、海上監視プログラム（範囲、期間、目標）を含む。
 - 以下に関する地図：
 - 漁業の管轄区内にある漁獲活動の分布。
 - 対象種に関する、審査対象漁業を除いたすべての漁獲活動の分布
 - 魚種、生息域及び群集の分布（水深区域を含む）
 - CA を実施する場合には、以下を実施するための情報が必要である。
 - 魚種の最も影響を受けやすい下位項目を特定。
 - 魚種への漁獲活動の影響を採点
 - PSA を実施する際の採点に必要な情報
 - 各魚種の生産属性
 - 魚種の影響度属性

- f. CSA を実施する際に必要な情報■
 - i. 生息域の特定
 - ii. 審査単位（UoA）の生息域への結果属性を採点
 - iii. UoA の生息域の空間属性を採点
 - g. SICA を実施する際の採点に必要な情報。
 - i. 生態系に対する漁業の空間規模の特定
 - ii. 生態系に対する漁業の時間的範囲の特定
 - iii. 生態系に対する漁業の強度
 - iv. 生態系に対する漁獲活動の結果
- PF2.2.2 情報は RBF ステークホルダー協議の告知の際に使用し、参加するステークホルダーに可能な限り提供しなければならない。情報は現地視察の際にも収集することが可能で、それ以降も必要に応じて収集することができる。
- PF2.2.3 チームは入手可能なデータを審査の一環として扱い、漁業を採点する際に当該情報の分析を考慮しなければならない。

PF2.3 ステークホルダー協議

- PF2.3.1 チームはデータを収集し、専門家の意見を求めるために、ステークホルダー協議を行わなければならない（FCP セクション 7.12 を参照）。
- PF2.3.2 審査機関は漁業審査において RBF が使用されることをステークホルダーに通知しなければならない。■
- a. 現地視察の主な目的は情報を収集し、漁業に関心のあるステークホルダーと話をすることである。MSC のリスクに基づく審査枠組み、（RBF、msc.org を参照）を適用した審査に関しては、訪問中にステークホルダー主体の定性分析および半定量分析を行う予定である。本協議アプローチによって信頼性の高い、正確な結果を得る為には、漁業に関する有力な情報を有する広範囲にわたるステークホルダーの参加が重要である。漁業に関する経験や知識のあるステークホルダーにはぜひとも協議に参加していただきたい。
- PF2.3.3 幅広いステークホルダーからの効果的な参加を確実にするために、審査チームはステークホルダー協議戦略を立てなければならない。■
- PF2.3.3.1 ステークホルダー協議には多様なグループを含めなければならない。!!
 - PF2.3.3.2 ステークホルダーは審査プロセスの初期の段階で特定しなければならない。!!
 - PF2.3.3.3 協議はステークホルダーの参加を促すような形で執り行われなければならない。■
 - PF2.3.3.4 協議はステークホルダーの参加を促すような形で執り行われなければならない。■
 - PF2.3.3.5 言語、教育レベル、語彙レベル、文化的行動がそれぞれ異なるグループが参加している場合、審査チームは各グループに合わせ、別々の協議を行うことを検討すべきである。■
 - PF2.3.3.6 ステークホルダー協議はすべてのステークホルダーが理解できる言葉で行われなければならない。■
 - a. ステークホルダー協議に必要な資料は全ての参加者に理解できる言語で準備されなければならない。

- PF2.3.3.7 ステークホルダー協議が、RBF 採点プロセスに必要な情報の収集と参加者からの専門的意見の発表の場として機能するよう、漁業に関する基本的な情報はステークホルダーに事前に提供されなければならない。■
- PF2.3.3.8 ステークホルダー協議の効果を高めるために、参加ツールを適宜使用しなければならない。■
- PF2.3.4 ステークホルダー協議において集められた情報は CA, PSA, CSA および SICA を採点する際に考慮しなければならない。
- PF2.3.5 PI を採点する責任はチームに委ねられなければならない。!!

PF3 結果分析（CA）の実施

PF3.1 準備

- PF3.1.1 チームは PI 1.1.1（対象種）の魚種のうち、データ不足として特定されたすべての得点要素に対し、それぞれ CA を行わなければならない。!!
- PF3.1.2 表 PF2 の結果状況に関する 4 つの下位項目のうちの少なくとも一つに関する傾向を特定できる何らかの定性的、もしくは定量的データがなければ CA を行うことはできない。
- PF3.1.2.1 PF3.1.2 で規定されている指標データが無い場合、MSC 漁業認証規格に対して漁業を審査することはできない。■
- PF3.1.3 チームは「MSC 本審査報告用テンプレート」に含まれている表 PF2 の CA 採点テンプレートに CA の得点および論理的根拠を記録しなければならない。

PF3.2 CA におけるステークホルダーの関与■

- PF3.2.1 チームはステークホルダーからのインプットを次の目的のために利用しなければならない。
- リスク評価を行う魚種に対し、漁獲活動が及ぼすリスクの半定量的評価を行うための情報を得る。
 - 最も影響を受けやすい下位項目の特定。
 - 魚種に対する漁業の結果採点。

表 PF2 : CA 採点テンプレート

原則 1 資源状態	得点要素	結果の下位項目	結果得点
		個体群の大きさ	
		再生産能力	
		年齢／体サイズ／性別構造	
		地理的分布	
最も影響を受けやすい下位項目の論理的根拠			
結果得点の論理的根拠			

PF3.3 CA 得点の決定

- PF3.3.1 漁獲活動による影響を最も受けているとしてチームが判断した下位項目（個体群の大きさ、再生産能力、年齢／体サイズ／性別構造、地理的分布）に対してのみ採点を行わなければならない。
- PF3.3.2 チームは、表 PF3 を用いて指標データおよび傾向データを基にステークホルダーと CA に関する協議を行い、漁獲活動による影響を最も受けている下位項目の結果得点を付けなければならない。!!
- PF3.3.3 審査チームは「微々たる変化」、「検知可能な変化」、「検出できる変化」を次のように解釈しなければならない。
- 「微々たる変化」というのは、当該個体群への漁獲活動の影響による下位項目の変化は、検出できないか、できたとしても自然に起こりうる変動と区別できないくらい微細なものであるという意味である。
 - 「検知可能な変化」というのは、検出可能な変化があり、漁獲活動によるものであることが合理的に考えられるが、わずかな程度であるため、個体群の大きさ、および動態への影響は最小限度に留まっている、という意味である。
 - 「検出できる変化」というのは、漁獲活動によるものと考えられる下位項目への変化があり、最小限度に留まっているとは言えない程度大きく変化している、という意味である。
- PF3.3.4 ステークホルダー間の合意が無い場合には、チームは結果状況分類（60, 80 もしくは 100）のうち、最も低い得点を付けなければならない。
- PF3.3.5 チームは、漁獲活動によるリスクが、表 PF3 のレベル 60 よりも高いと判断した場合、漁業を失格としなければならない。
- PF3.3.6 チームは CA の最終得点をセクション PF5 に適用しなければならない。

表 PF3： 下位項目の CA 採点

	結果状況の分類			
下位項目	100	80	60	失格
個体群の大きさ	個体群のサイズや成長率（r）への微々たる変化。当該個体群の自然な変動と区別できる可能性は無い。	個体群のサイズや成長率（r）への検知可能な変化はあるものの、個体群の大きさへの影響は最小、動態への影響は皆無。	漁獲率は限界に達してはいるが、長期加入動態へのダメージは無い。	結果のリスクは 60 レベルよりも高い
再生産能力	再生産能力への微々たる変化。当該個体群の自然な変動と区別できる可能性は無い。	再生産能力への検知可能な変化はあるものの、個体群動態への影響は最小。	再生産能力への検出できる変化。個体群動態への影響は持続可能なレベルの限度であるものの、長期間の加入動態へのダメージは無い。	
年齢／体サイズ	年齢／体サイズ／	年齢／体サイズ／	年齢／体サイズ／	

／性別構造	性別構造への微々たる変化。当個体群の自然な変動と区別できる可能性は無い。	性別構造への検知可能な変化はあるものの、個体群動態への影響は最小。	性別構造への検出できる変化。個体群動態への影響は持続可能なレベルの限度であるものの、長期加入動態へのダメージは無い。	
地理的分布	地理的分布への微々たる変化。当個体群の自然な変動と区別できる可能性は無い。	地理的分布への検知可能な変化はあるものの、個体群動態への影響は最小、動態への影響は皆無。	漁獲活動による地理的分布への検出できる変化がある。その変化は元の分布の 10%まで。	

PF4 資源の生産性と影響度の分析（PSA）の実施

PF4.1 準備

PF4.1.1 チームは「MSC RBF ワークシート」を用いて、PSA 得点を計算しなければならない。

PF4.1.2 「MSC 本審査報告用テンプレート」の中の PSA 論理的根拠の表に各項目の得点および論理的根拠を記録しなければならない。

PF4.1.3 チームは各 PI におけるデータ不足の得点要素についてそれぞれ PSA を行わなければならない。但し、PF4.1.4 もしくは PF4.1.5 のオプションを選択した場合にはこの限りではない。

PF4.1.4 チームは PI 2.1.1 もしくは 2.2.1 を評価する際にのみ「主要」な種について PSA の実施を選択してもよい。■

PF4.1.4.1 チームが「主要」な種のみについて検討することにした場合、PI の最終得点は PF5.3.2 に従って低めに抑えなければならない。

PF4.1.5 PI 2.1.1 もしくは 2.2.1 において多くの種を評価する場合、チームは類似の生物分類学ごとに分け、PSA の実施数を減らしてもよい。グループ毎に分類することにした場合、チームは以下のことを行わなければならない。■

- a. 種をすべて挙げ、類似の生物学的分類毎に分けなければならない。!!
- b. 分類毎のグループにおいてそれぞれ最もリスクのある魚種を少なくとも二つ特定する。最も高いリスクにある種は以下の方法で特定する。!!
 - i. すべての種について、PSA のうちの生産性得点を付け、最も高いリスクにあった種を選び、
 - ii. ステークホルダーと協働で、各グループ内のどの種が一番高いリスクにあるかを定性的に特定する。

PF4.1.5.1 同等のリスクレベルにある種が複数あり、ある PI について最も高いリスクにある種について、チームと過半数のステークホルダーとの間で合意が得られない場合、チームはすべての種について PSA を実施しなければならない。

PF4.1.5.2 種のグループ化およびグループ内で最もリスクのある種を選定するプロセスの説明および論理的根拠は評価文書に詳細に記録しなければならない。

- PF4.1.5.3 最も高いリスクにある代表的な種については PSA を行わなければならない、それに基づいて当該魚種グループの得点が決まることになる。■
- PF4.1.5.4 チームが、類似の生物学的分類毎に種をグループ化することに決めた場合、PI の最終得点は PF 5.3.2 に従って低めに抑えなければならない。■

PF4.2 PSA におけるステークホルダー協議

- PF4.2.1 チームは、ステークホルダーからのインプットを次の目的のために利用しなければならない。
- UoA によって影響を受ける種の特定。
 - PSA の影響度属性の採点。

PF4.3 PSA ステップ 1： 種の生産性を採点する。■

- PF4.3.1 チームはデータ不足の得点要素について、それぞれ生産性を採点しなければならない。!!
- PF4.3.2 チームは表 PF4 の区分枠を用いて、生産性の各属性へのリスクに低（3）、中（2）、高（1）のいずれかの得点を付けなければならない。■
- PF4.3.2.1 平均最大サイズおよび成魚の平均サイズは、脊椎動物種についてのみ採点しなければならない。
- PF4.3.2.2 密度依存性は無脊椎動物についてのみ採点しなければならない。
- PF4.3.2.3 チームは全体の生産性得点を計算するために、「MSC RBF ワークシート」に 3 ポイント制に基づく得点を記入しなければならない。
- PF4.3.2.4 生産性属性に関する情報が限られている場合、より予防的な得点を付けなければならない。

表 PF4 : PSA 生産性決定要因と得点 ■

生産性決定要因	高生産性（低リスク、得点＝1）	中生産性（中リスク、得点＝2）	低生産性（高リスク、得点＝3）
成熟平均年齢	<5 歳	5～15 歳	>15 歳
平均最高年齢	<10 歳	10～25 歳	>25 歳
生殖能力	年間産卵数 >20,000	年間産卵数 100-20,000	年間産卵数<100
平均最大体長（無脊椎動物の採点には使用しない）	<100 cm	100～300 cm	>300 cm

生産性 決定要 因	高生産性（低リスク、得点＝ 1）	中生産性（中リスク、得点＝ 2）	低生産性（高リスク、 得点＝3）
い)			
成熟 時・の 平均体 長（無 脊椎動 物の採 点には 使用し ない）	<40 cm	40～200 cm	>200 cm
繁殖方 法	ばらまき産卵	海床産卵	胎生
栄養段 階	<2.75	2.75～3.25	>3.25
密度依 存性!! （無脊 椎動物 の採点 にのみ 使用す る）	個体数が少ないときには Compensatory 動態（訳注：資 源量が減少すると再生産成功 率が上昇する）が実証されてい る、または可能性がある。	Depensatory 動態（訳注：資源 量が減少すると再生産成功率も 低下する）も Compensatory 動態 も起こらないことが実証されて いる、または可能性が高い	個体数が少ない時の Depensatory 動態（ア リー効果）が実証され ている、または可能性 が高い

PF4.4 PSA ステップ 2：影響度を採点する。■

PF4.4.1 チームはデータ不足のすべての得点要素の影響度を採点しなければならない。!!

PF4.4.2 チームは影響度の 4 つの属性（地域的な重複（漁業にとって、その資源のどのくらいの割合が漁獲対象となるか）、漁具と遭遇する可能性、選択性、及び捕獲後の死亡率のリスク）について、**エラー! 参照元が見つかりません。**表 PF5 の区分を用いてそれぞれ高（3）、中（2）、低（1）のいずれかの得点を付けなければならない。

PF4.4.2.1 チームは、全体の影響度得点を計算するために、3 ポイント制に基づく得点を「MSC RBF ワークシート」に記入しなければならない。

PF4.4.2.2 影響度属性に関する情報が限られている場合、より予防的な得点を付けなければならない。

PF4.4.3 影響度を採点する場合、チームは次の要求事項に則り、UoA 以外の漁業の影響も考慮しなければならない。

- a. PI 1.1.1 の採点をする際には、当該対象種に影響を及ぼしている漁業を全て確認し、記載しなければならない。■
- b. PI 2.1.1 の採点をする際には、それぞれの主要第 1 種に影響を及ぼしているすべての MSC UoA を確認し、記載しなければならない。■

- c. PI 2.2.1 の採点をする際に、UoA の第 1 種の漁獲量が当該 UoA の総漁獲量の 10%以上を占める場合には、同種の漁獲量がすべての UoA の総漁獲量の合計の 10%以上を占める MSC UoA をすべて確認し、掲載しなければならない。
- d. 漁獲量が UoA の総漁獲量の 10%以上を占める主要種がない場合には、審査チームは当該 UoA に対してのみ PSA を実施することを選択してもよい。
- e. PI 2.3.1 の採点をする際には、UoA についてのみ検討しなければならない。

表 PF5 : PSA 影響度の属性及び得点

影響度属性	低影響度（低リスク、得点 1）	中影響度（中リスク、得点 2）	高影響度（高リスク、得点 3）
地域的な重複（漁業にとって、その資源のどのくらいの割合が漁獲対象となるか） 種の密度と漁獲活動の重複	<10%の重複	10–30%の重複	>30%の重複
漁具と遭遇する可能性 水柱における漁具と資源／種の位置関係、及び生息域における資源／種と漁具との位置関係	漁具との重複は少ない。（遭遇する可能性は低い）	漁具との重複は中程度。	漁具との重複が多い（遭遇する可能性が高い） 対象種（P1）に対し標準得点。
漁具の選択性 種の漁獲に対する漁具の潜在的な能力	a 成熟体長未満の個体はめったに捕獲されない	a 成熟体長未満の個体は定期的捕獲される	a 成熟体長未満の個体は頻繁に捕獲される
	b 成熟体長未満の個体は漁具から逃避、もしくは回避することができる	b 成熟体長の半分未満の個体は漁具から逃避、もしくは回避することができる	b 成熟体長の半分未満の個体は漁具で捕獲される。
捕獲後の死亡率（PCM） 捕獲された後に放流され、生存し続けることのできる可能性	大部分が捕獲後に放流され、生存し続ける証拠がある。	いくらかが捕獲後に放流され、生き続ける証拠がある。	非対象種としてそのまま漁獲、もしくは放流時にはその大部分は死んでいる。 非対象種（原則 1 もしくは原則 2）に対しては標準得点。

PF4.4.4 当該 UoA 以外の漁業の影響についても考慮する場合、当該種に影響を及ぼしている漁業を全て確認し、記載しなければならない。■

- PF4.4.4.1 特定の資源に対する他の漁業への影響を考慮するために、チームは対象資源の総漁獲高に占める各漁業の割合を確認しなければならない。
- a. 漁獲高に関する正確なデータが入手できる場合には、対象資源の総漁獲量に占める漁業の割合による重み付けをしなければならない。■
 - b. 漁獲高に関するデータがない場合、定性的なデータを収集、記録し、表 PF6 を使って各漁業の重み付けをしなければならない。■
- PF4.4.5 当該資源に影響を及ぼしている各漁業について、重み付けされた PSA の平均得点を計算し、最終的な PSA 総合得点を引き出さなければならない。但し以下の場合はその限りではない。■
- a. 定性的データや定量的データを使って特定の漁業（漁具）の漁獲高が推定できない場合には、総合 PSA の影響度得点は最も高い影響度得点がついた漁具属性に基づいていなければならない。

表 PF6 漁業の比重

漁獲高に占める比率	得点の重み付け
0-25	1
25-50	2
50-75	3
75-100	4

PF4.4.6 チームは以下のように地域的な重複（漁業にとって、その資源のどのくらいの割合が漁獲対象となるか）を採点しなければならない。!!

- チームは、漁獲活動と資源分布の重複を検討してから、地域的な重複得点を出さなければならない。
- UoA 以外の漁業の影響についても考慮する場合には、記録されているすべての漁業の漁獲活動と資源の面密度との重複を基に地域的な重複を採点しなければならない。
- その結果得られた地域的な重複のリスク得点は、MSB RBF ワークシートに記録されているすべての漁業のセルに記入しなければならない。
- 漁具と資源の面密度を検討してから、地域的な重複得点を出さなければならない。■
- 正確な分布図がある場合、地図を細かく分析することによって確認された漁獲活動と資源分布の重複を基に、生息の可能性の地域的な重複を採点しなければならない。
- 正確な資源分布図が無い場合は、ステークホルダーが作成した地図を使用しても構わない。

PF4.4.7 チームは以下のようにして遭遇する可能性を採点しなければならない。!!

- チームは、当該種の地理的範囲内で使用されている漁具と接触する可能性を検討した上で、遭遇する可能性の得点を付けなければならない。
- UoA 以外の漁業の影響についても考慮する場合、記録されているすべての漁業と遭遇する可能性に対して得点を付けなければならない。
- その結果得られた遭遇する可能性のリスク得点は、MSB RBF ワークシートに記録されているすべての漁業のセルに記入しなければならない。
- 漁具と資源の面密度を検討してから、遭遇する可能性のリスク得点を出さなければならない。
- 個々の種について、成魚の生息域と使用されている漁具との関係を主に見て行く。

PF4.4.8 チームは以下のようにして選択性を採点しなければならない。!!

- チームは、漁具が接触した場合に、漁具が種を対象種、あるいは非対象種として捕獲する可能性を検討した上で UoA 内の漁具の選択性の得点を付けなければならない。
- 選択性リスク得点は UoA 内の漁具と種の組み合わせ毎に付け、MSC RBF ワークシートに記入しなければならない。
- 漁具の選択性得点は、表 PF5 の二つのカテゴリーを使って付けなければならない。■
 - 要素 (a) と (b) によってリスク得点異なる場合、審査チームは二つのカテゴリーの平均値を出し、1, 2、または 3 のうち最も近い整数に切り上げた数字を得点としなければならない。

- d. 表 PF5 で使われている「めったに」、「定期的に」、「頻繁に」は次のように解釈しなければならない。
- i. 「めったに」というのは、成熟体長よりも小さい個体が捕獲される可能性が 5% 未満である、という意味である。
 - ii. 「定期的」というのは、成熟体長よりも小さい個体が捕獲される可能性が 5% から 50% である、という意味である。
 - iii. 「頻繁に」というのは、成熟体長よりも小さい個体が捕獲される可能性が 50% を超えている、という意味である。

PF4.4.9 チームは以下のようにして捕獲後死亡率 (PCM) を採点しなければならない。

- a. チームは、種に関する生物学的知見、漁獲方法に関する専門知識、及び独立の現地観測により、捕獲された場合にその後も生存可能な状態で放流される可能性について検討しなければならない。!!
- b. PCM リスク得点は UoA 内の漁具と種の組み合わせ毎に付け、MSC RBF ワークシートに記入しなければならない。
- c. 審査対象の漁業について、捕獲後に放流され、生存することができるということを示すオプザバーのデータやその他の実証済みの現地観測データが無い場合、全ての種の PCM 標準得点は「高」でなければならない。
- d. チームは以下の場合、PCM の得点を標準得点よりも低く採点することができる。
 - i. 選択性が高めに採点され、
 - ii. 多くの動物が生きたまま放流され、生存している。

PF4.4.10 チームは、当該漁業や地域に関したデータを入手し、影響度に対する得点を変更するに値する情報を得た場合には、当該得点を変更することができる。■

PF4.4.10.1 チームは全ての変更の論理的根拠を記録しなければならない。

PF4.5 PSA ステップ 3 : PSA 得点とそれに相当する MSC 得点を付ける

PF4.5.1 チームは、MSC RBF ワークシートを用いて、各得点要素毎の生産性と影響度のリスクの総合得点 (PSA 得点) および相当する MSC 得点を計算しなければならない。■

PF5 RBF を使って種に関する PI (PI 1.1.1、2.1.1、2.2.1 および 2.3.1) について漁業を採点する

PF5.1 種に関する PI の採点

PF5.1.1 PI 1.1.1 を採点する際には、CA と PSA を併せて実施し、総合得点を各得点要素毎に付けなければならない。

PF5.1.1.1 得点要素の総合得点はエラー! 参照元が見つかりません。表 PF7 に従って付けなければならない。■

表 PF7 : CA 及び PSA の得点を適用する際の規則

CA	PSA	規則
80 もしくは	≥80	CA 得点と PSA 得点の中間の値を付けなければならない。

CA	PSA	規則
100		
80 もしくは 100	60 以上、80 未満	CA 得点と PSA 得点の中間の値になるべく近い、80 点未満の得点を付けなければならない。
80 もしくは 100	<60	失格
60	≥80	CA 得点と PSA 得点の中間の値になるべく近い、80 点未満の得点を付けなければならない。
60	60 以上、80 未満	CA 得点と PSA 得点の中間の値を付けなければならない。
60	<60	失格
<60	≥80	失格
<60	60 以上、80 未満	失格
<60	<60	失格

PF5.1.2 PI 2.1.1、2.2.1 および 2.3.1 の各得点要素については、PSA のみを使って総合得点を付けなければならない。

PF5.2 得点要素を合わせる

PF5.2.1 PI の得点要素が一つしかない場合、チームはそれを MSC の総合得点と見なさなければならない。

PF5.2.2 データ不足（RBF）及び標準ツリーを使って採点できる種が混在している場合、チームは当該 PI のすべての得点要素を採点し、**エラー！参照元が見つかりません**。表 PF8 から最終的な MSC 得点を導き出さなければならない。■

表 PF8： 種に関する複数の得点を MSC 得点に換算する際の規則

MSC 得点	得点の要件
無し	PI の得点要素のうち、一つでも 60 未満の得点がある場合には、MSC 漁業認証規格への不適合と見なし、得点は付けてはならない。
60	全ての得点要素に 60 点が付いているが、それより高い得点は付かない。
65	全ての得点要素に少なくとも 60 点が付いており、一部にはついては 80 点近い、もしくはそれ以上の得点が付いているが、大半は 80 点に達していない。
70	全ての得点要素に少なくとも 60 点が付いており、一部には 80 点もしくはそれ以上の得点が付いているが、80 点に達していないものもあり、介入措置が必要である。

MSC 得点	得点の要件
75	全ての得点要素に少なくとも 60 点が付いており、殆どが 80 点近い、もしくはそれ以上の得点が付いており、80 点に満たないために介入措置が必要なものは僅かである。
80	全ての得点要素に 80 点が付いている。
85	全ての得点要素に少なくとも 80 点が付いており、それより高い点数がついているものもあるが、殆どは 100 点に満たない。
90	全ての得点要素に少なくとも 80 点が付いている。一部には 100 点に近い高得点が付いているが、そうでないものもある。
95	全ての得点要素に少なくとも 80 点が付いており、殆どが 100 点に近く、100 点を満たしていない要素は僅か。
100	全ての得点要素の得点が 100 点。

PF5.3 PI 得点の調節

PF5.3.1 PI に関する情報が他に無い場合、チームは付けた得点をそのまま MSC 得点とし、論理的根拠として得点テンプレートと理由付けを添付しなければならない。

PF5.3.1.1 最大 10 点まで MSC 得点を上下に修正する理由付けとなる情報が新たに得られた場合、それを考慮に入れて PI に関する最終 MSC 得点を付けなければならない。■

- a. チームは UoA に関するすべての情報を使って得点を付けなければならない。
- b. いずれかの得点を修正した場合、チームはそれを正当化する論理的根拠を挙げなければならない。

PF5.3.2 全種の一部のみが評価された場合、チームは最終 PI 得点の上限を設けなければならない。

PF5.3.2.1 PSA 分析において主要な種のみを検討した場合、最終 PI 得点は 80 を超えてはならない。

PF5.3.2.2 種を生物学的に分類するオプションを選択した場合、最終 PI 得点は 80 を超えてはならない。

PF5.3.3 MSC 得点到相当する CA および PSA 得点、および最終 MSC 得点は、「MSC 本審査報告用テンプレート」の得点表に記入しなければならない。

PF6 RBF を使って種に関する PI の条件を設定

PF6.1 PI 1.1.1、2.1.1、2.2.1 及び 2.3.1

PF6.1.1 得点要素に 80 未満の得点が一つでもあれば、チームは当該 PI に対し条件を設定しなければならない。

PF6.1.2 CA もしくは PSA を使って PI を評価した際に条件を付ける必要が生じた場合、チームは、クライアントの行動計画が、得点 80 を達成することができ、得点要素で 80 未満の得点が付いたすべての種に効果があり、それによって他の種に弊害が及ばない事を確認しなければならない。■

PF6.1.3 行動計画により、適切な期限内に CA もしくは PSA 得点を 80 にまで上げることが出来ない場合、チームは今後、当該魚種の MSC 審査において、当該漁業に RBF の使用を認めてはならない。■

PF6.1.3.1 そのような場合チームは、再認証審査の時期までに、生物学管理基準に相当する資源状況の把握が可能な場合には、情報の収集と分析を終えていなければならない、という条件を PI に付けなければならない。

PF7 結果空間分析（CSA）の実施■

PF7.1 準備

PF7.1.1 チームは「MSC RBF ワークシート」を用いて、CSA 得点を算出しなければならない。

PF7.1.2 「MSC 本審査報告用テンプレート」の中の CSA 論理的根拠の表に各得点要素（生息域）の得点および論理的根拠を記録しなければならない。

PF7.1.3 標準審査ツリーを使うために必要な情報が不十分な場合、チームは PI 2.4.1 を採点する際に CSA を実施しなければならない。■

PF7.1.4 チームはデータ不足の得点要素についてそれぞれ CSA を行わなければならない。

PF7.1.5 チームが CSA の実施を選択できるのは「主要」な生息域についてのみである。■

PF7.1.5.1 チームが「主要」な生息域についてのみ検討することにした場合、PI の最終得点は PF7.6.4 に従って低めに抑えなければならない。

PF7.1.6 CSA を実施する際、専門家としての判断を全面的に適用しなければならない。

PF7.1.7 採点にあたって、チームは漁具との考えられる限りの接触を検討し、予防的アプローチをとらなければならない。以下の場合には、それぞれの範囲において最も高いリスク得点をつけなければならない。■

- a. 漁獲活動もしくは影響に付けられる得点が一つ以上の閾値の範囲もしくは代替閾値の範囲にまたがっている。
- b. 漁具が改変されており、影響が増す可能性がある。

PF7.2 CSA におけるステークホルダーの関与■

PF7.2.1 チームはステークホルダーからのインプットを次の目的のために利用しなければならない。

- a. UoA の影響を受けている生息域を特定。
- b. CSA の結果と空間的属性の採点。

PF7.2.2 PI の採点はチームが責任をもって行わなければならない。

PF7.2.2.1 ステークホルダーは合意に至らなくてもよい。

PF7.3 CSA ステップ 1：生息域の特定

PF7.3.1 チームは「管理区域」内にある生息域、すなわち、UoA が操業している海域だけでなく、その漁業管理機関が管轄する全海域内の生息域をそれぞれ特定し、記録しなければならない。■

PF7.3.1.1 MSC 漁業認証規格附属文書 SA3.13.5 およびその下位項目をここで適用しなければならない。

PF7.3.1.2 UoA 内の各生息域は得点要素として扱わなければならない。

PF7.3.2 UoA 内の生息域は基盤、地形および生物相特性（SGB）によって分類しなければならない（表 PF9）。例えばある生息域は「中粒-露頭-大型直立性」として定義することができる。

PF7.3.3 バイオーム、サブバイオームおよび特徴も記録しなければならない（エラー！参照元が見つかりません。表 PF10）。■

表 PF9: SGB 生息域命名法 (Williams et al., 2011¹を修正)

基盤	地形	生物相
細粒（泥、砂） - 泥（0.1 mm） - 細粒堆積物（0.1–1mm） - 粗粒砂（1–4 mm）	平坦 - 単純な表層構造 - 波打っていない／平坦 - 海流によるリップル／洗堀 - 波によるリップル	大型直立性 以下が大半を占める： - 大型および、もしくは直立性の海綿動物 - 単体の大型海綿動物 - 単体の定着性／固着性の表性動物（例：ホヤ、コケムシ） - ウミユリ - サンゴ - 異種混合の大型もしくは直立性生物群集
中粒 礫／中礫（4～60 mm）	小起伏 - 凹凸のある不規則地形 - 表面粗造 - 土石流／粗石洲	小型の直立性／層を形成する／穿孔動物 以下が大半を占める： - 小型の低い層を形成する海綿動物 - 小型の、低い直立性の海綿動物 - 集結型二枚貝（例：イガイ）および未集結型二枚貝（例：ホタテガイ） - 異種混合の小型／低めの層を形成する無脊椎動物の生物群集 - 埋在性バイオターベーター（生物擾乱を起こす生物）
大粒 - 大礫／巨礫（60 mm～3 m） - 火成、変成、もしくは堆積	露頭 不整合露頭（周囲の堆積物より突出した岩石<1 m）	動植物が生息していない 明らかな表在生物、埋在生物、植物が生息していない

¹ Williams, A., Dowdney, J., Smith, A.D.M., Hobday, A.J., and Fuller, M. (2011). Evaluating impacts of fishing on benthic habitats: A risk assessment framework applied to Australian fisheries. Fisheries Research 112(3):154-167.

基盤	地形	生物相
岩盤 (>3 m)	小起伏露頭 (<1 m)	
生物起源の硬い礁 - 生物起源 (生物起源の炭酸カルシウム基盤) - 骨格物質の堆積物が珊瑚礁を形成	大起伏 - 大型の露頭 (突出した基層の塊 >1 m) - 起伏の多い表層構造	植物相 以下が大半を占める 海草類

表 PF10: バイオーム、サブバイオームおよび特徴の例 (Williams et. Al., 2011 を修正)

バイオーム	サブバイオーム	特性
沿岸 (0~25 m) 大陸棚 (25~200 m) 海側斜面 (200~2,000 m) 深海層 (>2,000 m)	沿岸の縁 (<25 m) 内側の大陸棚 (25~100 m) 外側の大陸棚 (100~200 m) 海側斜面上部 (200~700 m) 海側斜面中間部 (700~1,500 m)	海山 海底谷 深海層 大陸棚外淵 (~150~300 m) 堆積平野 堆積段丘 断崖 拡散した礁 岩の多い浅瀬

PF7.4 CSA ステップ 2 : 結果属性の採点 (エラー! 参照元が見つかりません。表 PF11)

表 PF11: 結果属性 (Williams et. Al., 2011 を修正)

生息域－生産性属性	漁具－生息域の接触属性
1. 生物相の再生 2. 自然攪乱	1. 生物相の剥離性 2. 基盤の剥離性 3. 基盤の硬さ 4. 基盤の起伏 5. 海底の傾斜

生物相の再生

PF7.4.1 この属性については、入手可能な生物相の年齢、成長および再群集形成に関する情報を利用しながら、生息域の生物相の再生率に基づいて採点しなければならない。(エラー! 参照元が見つかりません。表 PF12) 

PF7.4.2 当該 UoA について、生物相の年齢、成長および再群集形成に関する情報が無い場合には、他の調査結果を参照しなければならない。比較対象の調査結果が無い場合には、累積および再生時間の代わりに、**エラー！参照元が見つかりません**。表 PF12 の代替基準を使用しなければならない。■

PF7.4.3 MSC RBF ワークシートに各生息域の「生物相再生」得点を記録する。

表 PF12: 年齢、成長および再コロニー形成に基づいた生物相の採点 (Williams et al., 2011 の修正)

サブパイ オーム	入手可能なデータを使用			データ不足の際の代替情報					
	年次	10 年未満	10 年以上	表在生物が生息していない	小型の直立性／層を形成する	大型、直立性（海綿動物）	大型、直立性（ホヤ、コケムシ）	（海草群集／異種混合動物群集／造礁サンゴ	ウミユリ／単体／異種混合群集／造礁サンゴ、ソフトコーラル
沿岸の縁 (<25 m)	1	2	3	1	1	1	1	2	1
内側の大 陸棚(25 ～100 m)	1	2	3	1	1	2	2	2	2
外側の大 陸棚(100 ～200 m)	1	2	3	1	1	3	2	3	3
海側斜面 上部(200 ～700 m)	1	2	3	1	1	3	3	3	3
海側斜面 中間部 (700～ 1,500 m)	1	2	3	1	2	3	3	3	3

自然撓乱

- PF7.4.4 この属性については、漁獲活動が行われる生息域の水深帯における自然撓乱に対して採点しなければならない。(エラー! 参照元が見つかりません。表 PF13)■
- PF7.4.5 撓乱に関する情報が無い場合には、エラー! 参照元が見つかりません。表 PF13 に従って代理基準を適用しなければならない。■
- PF7.4.6 MSC RBF ワークシートに各生息域の「自然撓乱」得点を記録する。■

表 PF13: 自然撓乱の得点付け (Williams et al., 2011 の修正)

属性	得点		
	1	2	3
自然撓乱	定期的、もしくは劇的な自然撓乱	不定期、もしくは中程度の自然撓乱	自然撓乱が無い
自然撓乱 (情報が無い場合)	沿岸の縁および浅い内側の大陸棚 (<60 m)	深い内側の大陸棚および外側の大陸棚 (60~200 m)	斜面 (>200 m)

- PF7.4.7 エラー! 参照元が見つかりません。表 PF14 およびエラー! 参照元が見つかりません。表 PF15 を使って漁具-生息域の接触属性を採点しなければならない。■

- PF7.4.7.1 エラー! 参照元が見つかりません。表 PF14 およびエラー! 参照元が見つかりません。表 PF15 に UoA の漁具タイプが載っていない場合には、海底との接触程度において最も近い漁具に基づいて属性の得点付けをしなければならない。

- チームは、最も近い漁具を選ぶにあたり、予防的アプローチをとらなければならない。
- チームは、最も近い漁具を選ぶに至った論理的根拠を挙げなければならない。

生物相の剥離性

- PF7.4.8 この属性を採点する際には、付着している生物相が漁具と接触することによって剥離、もしくは死亡する可能性について検討しなければならない。(エラー! 参照元が見つかりません。表 PF13) ■
- PF7.4.9 この属性を採点する際には、生物相を形成する表面に付着している生物の剥離および死亡、および生物撓乱についても検討しなければならない。
- PF7.4.10 MSC RBF ワークシートに各生息域の「生物相剥離性」得点を記録する。

基盤の剥離性

- PF7.4.11 この属性を採点する際には、碎屑物（大きな岩石の破片や粒）の大きさ、および基盤が移される可能性について検討しなければならない(表 PF14)。
- PF7.4.12 この属性を採点する際には、評価対象の漁具のタイプについて検討しなければならない。

PF7.4.13 MSC RBF ワークシートに各生息域の「基盤剥離性」得点を記録する。

表 PF14: 生物相の剥離性および基盤の剥離性属性の採点 (Hobday et al., 2007²を修正)

漁具の種類	生物相の剥離性			基盤の剥離性		
	体長の短い、頑強、小型 (<5 cm)、滑らか、柔軟な生物相 もしくは頑強で深く穿孔する生物相	直立性、中型 (<30 cm)、中程度に表面が粗い、もしくは柔軟性の無い生物相 もしくは中程度に頑強で、浅く穿孔する生物相	体長の長い、繊細、大型 (>30 cm 以上)、表面が粗い、もしくは柔軟性の無い生物相 もしくは繊細で浅く穿孔する生物相	不動 (岩盤および巨礫 >3 m)	<6 cm (移動可能)	6 cm~3 m (剥離可能)
手持ちの道具による採集	1	1	1	1	1	2
底延縄漁	1	1	2	1	1	1
手釣り	1	1	2	1	1	1
トラップ (仕掛け)	1	2	2	1	1	1
底刺網などの絡み網	1	2	3	1	1	1
底曳網 (かけまわし漁法)	1	2	3	1	2	3

² Hobday, A. J., Smith, A., Webb, H., Daley, R., Wayte, S., Bulman, C., Dowdney, J., Williams, A., Sporic, M., Dambacher, J., Fuller, M. and Walker, T. (2007). Ecological risk assessment for the effects of fishing: methodology. Report R04/1072 for the Australian Fisheries Management Authority, Canberra.

漁具の種類	生物相の剥離性			基盤の剥離性		
底引き網 (二艘式 オッター、複数の船舶によるものも含む)	1	3	3	1	3	3
貝桁網	3	3	3	1	3	3

基盤の硬さ

- PF7.4.14 この属性を採点する際には、基盤構成について検討しなければならない（エラー！参照元が見つかりません。表 PF15）
- PF7.4.15 この属性を採点する際には、SGB 特徴付けプロセス (CSA ステップ 1) によって識別された基盤について検討しなければならない。
- PF7.4.16 MSC RBF ワークシートに各生息域の「基盤硬度」得点を記録する。

基盤の起伏

- PF7.4.17 この属性を採点する際には、基盤の起伏により、移動漁具がどの程度、実際に生息域に接触できるかを検討しなければならない（エラー！参照元が見つかりません。表 PF15）。
- PF7.4.18 この属性を採点する際には、基盤の特徴および使用されている漁具のタイプについて検討しなければならない。
- PF7.4.19 MSC RBF ワークシートに各生息域の「基盤起伏」得点を記録する。

海底の傾斜

- PF7.4.20 この属性を採点する際には、傾斜角度、および取り除かれた基盤の移動による生息域への影響について検討し（エラー！参照元が見つかりません。表 PF15）、傾斜の角度についても検討しなければならない。
- PF7.4.21 MSC RBF ワークシートに各生息域の「海底傾斜」得点を記録する。
- PF7.4.22 各生息域の結果に関する総合得点を MSC RBF ワークシートを使って算出しなければならない。

表 PF15: 基盤の硬さ、起伏および海底の傾斜属性の採点 (Hobday et al., 2007 を修正)

漁具の種類	基盤の硬さ			基盤の起伏			海底の傾斜		
	硬い (火成岩、堆積物、もしくは大きな塊の岩石)	柔らかい (小さな塊、風化岩、もしくは生物起源)	堆積物 (塊を形成していない)	大起伏 (>1 m) 大型の露頭、もしくは起伏の多い表層構造 (割れ目、クレビス、オーバーハング、大型の巨礫、岩壁)	小起伏 (<1.0 m), 表面粗造 (粗石、小さい巨礫、岩角、不整合もしくは低い露頭)	平で単純な表層構造 (凹凸、うねり、波打っている) 流れや波によって波打っている、もしくは是不規則)	低度 (<1): 沿岸の端や内側の大陸棚, 外側の大陸棚, 海側斜面中間部の平野もしくは斜面中間部の段丘 もしくは 岩石の多い浅瀬/ 沿岸の縁や内側の大陸棚, 外側の大陸棚の裾礁, 海側斜面の上部、中間部	中度 (1~10): 外側の大陸棚もしくは海側斜面上部の段丘	高度 (>10): 外側の大陸棚もしくは海側斜面上部や中間部の溪谷 もしくは 海山/沿岸の縁や内側の大陸棚, 海側斜面上部、中間部の塊状礁
手持ちの道具による採集	1	2	3	3	3	1	1	2	3

MSC Fisheries Certification Process v2.1

漁具の種類	基盤の硬さ			基盤の起伏			海底の傾斜		
底延縄漁	1	2	3	2	3	3	1	2	3
手釣り	1	2	3	2	3	3	1	2	3
トラップ (仕掛け)	1	2	3	2	3	3	1	2	3
底刺網などの 絡み網	1	2	3	2	3	3	1	2	3
底曳網（か けまわし漁 法）	1	2	3	1	1	3	1	2	3
底引き網 （二艘式オ ッター、複 数の船舶に よるものも 含む）	1	2	3	1	3	3	1	2	3
貝桁網	1	2	3	1	1	3	1	2	3

PF7.5 CSA ステップ 3 : 空間属性の採点■

漁具のフットプリント!!

- PF7.5.1 この属性を採点する際には、各漁具の大きさ、重さおよび移動性、およびフットプリント（エラー！参照元が見つかりません。表 PF16）を念頭に置き、漁具が生息域を乱す可能性、および生息域に影響を与えるに必要な遭遇回数について検討しなければならない。■
- PF7.5.2 PF7. 4. 7. 1 および下位項目をここで適用しなければならない。■
- PF7.5.3 MSC RBF ワークシートに各生息域の「漁具フットプリント」得点を記録する。■

表 PF16: 漁具のフットプリント属性の得点付け (Hobday et al., 2007 の修正)

漁具の種類	漁具のフットプリント得点
手持ちの道具による採集	1
手釣り	1
トラップ (仕掛け)	1
底延縄漁	2
底刺網などの絡み網	2
底曳網（かけまわし漁法）	2
底引き網（二艘式オッター、複数の船舶によるものも含む）	3
Dredge 貝桁網	3

空間的な重複!!

- PF7.5.4 この属性を採点する際には、「管理区域」内の生息域の分布と UoA の漁域分布との空間的重複（表 PF17）を検討しなければならない。
- PF7.5.5 MSC 漁業認証規格附属文書 SA3. 13. 5 および下位項目をここで適用しなければならない。
- PF7.5.6 MSC RBF ワークシートに各生息域の「空間的重複」得点を記録する。

遭遇する可能性!!

- PF7.5.7 この属性を採点する際には、漁具の特性、配備を念頭におきながら、漁具が「管理区域」内の生息域に遭遇する可能性について検討しなければならない。（表 PF17）
- PF7.5.8 MSC 漁業認証規格附属文書 SA3. 13. 5 および下位項目をここで適用しなければならない。
- PF7.5.9 MSC RBF ワークシートに各生息域の「遭遇可能性」得点を記録する。
- PF7.5.10 空間に関する総合得点を MSC RBF ワークシートを使って算出しなければならない。

表 PF17: 空間属性の採点 Williams et al., 2011 の修正)

空間属性	得点					
	0.5	1	1.5	2	2.5	3
空間重複	UoA と生息域との重複は≤15%	UoA と生息域との重複は≤30%	UoA と生息域との重複は≤45%	UoA と生息域との重複は≤60%	UoA と生息域との重複は≤75%	UoA と生息域との重複は>75%
遭遇の可能性	遭遇の可能性は≤15%	遭遇の可能性は≤30%	遭遇の可能性は≤45%	遭遇の可能性は≤60%	遭遇の可能性は≤75%	遭遇の可能性は>75%

PF7.6 CSA ステップ 4 : CSA 得点とそれに相当する MSC 得点の決定

PF7.6.1 チームは MSC RBF ワークシートを使って、各生態系（得点要素）の CSA による MSC 得点、および相当する MSC 得点を算出しなければならない。

PF7.6.2 チームは CSA 得点を PI 2.4.1 の最終 MSC 得点に換算しなければならない。

PF7.6.2.1 生息域（得点要素）が一つしかない場合、チームは CSA による MSC 得点を最終 MSC 得点に換算しなければならない。

- 当該得点要素の MSC 得点を最終 MSC 得点としなければならない。
- 換算後、最も近い整数に切り上げた得点を（例えば 87）最終 MSC 得点とし、「MSC 本審査報告用テンプレート」に記録しなければならない。

PF7.6.2.2 得点要素が一つ以上あり、CSA による MSC 得点がすべて同じである場合、チームは CSA による MSC 得点を最終 MSC 得点に換算しなければならない。

- 得点要素の MSC 得点を最終 MSC 得点としなければならない。（例：得点がどれも 64 の場合、最終得点は 64）
- 換算後、最も近い整数に切り上げた得点を最終 MSC 得点とし、「MSC 本審査報告用テンプレート」に記録しなければならない。

PF7.6.2.3 得点要素が一つ以上あり、CSA による MSC 得点がそれぞれ異なる場合、チームはエラー! 参照元が見つかりません。表 PF18 の規則を適用して最終 MSC 得点を算出しなければならない。

- 最終 MSC 得点は 5 ポイント刻み（例：60, 65, 70）の加点にしなければならない。「MSC 本審査報告用テンプレート」に記録しなければならない。
- 高リスクと見なされる（すなわち<60）の得点要素が一つでもあれば、当該 PI は失格としなければならない。

表 PF18 : 複数の得点要素を MSC 得点に換算する際の規則

得点	個々の得点要素の換算
無し	PI の得点要素のうち、60 点に満たないものは MSC 漁業認証規格への不適合と見なし、得点を付けてはならない。
60	全ての得点要素が 60 点を満たしているが、それより高い点は付かない。
65	全ての得点要素に少なくとも 60 点が付いており、一部にはついては 80 点近い、もしくはそれ以上の得点が付いているが、大半は 80 に達していない。
70	全ての得点要素に少なくとも 60 点が付いており、一部には 80 点もしくはそれ以上の得点が付いているが、80 点に達していないものもあり、介入措置が必要である。
75	全ての得点要素に少なくとも 60 点が付いており、殆どが 80 点近い、もしくはそれ以上の得点が付いており、80 点に満たないために介入措置が必要なものは僅かである。
80	全ての得点要素に 80 点が付いている。
85	全ての得点要素に少なくとも 80 点が付いており、それより高い点数がついているものもあるが、殆どは 100 点に満たない。
90	全ての得点要素に少なくとも 80 点が付いている。一部には 100 点に近い高得点が付いているが、そうでないものもある。
95	全ての得点要素に少なくとも 80 点が付いており、殆どが 100 点に近く、100 点を満たしていない要素は僅か。
100	全ての得点要素の得点が 100 点。

PF7.6.3 PI に関する情報が他に無い場合、チームは付けた MSC 得点をそのまま「MSC 本審査報告用テンプレート」内の PI の MSC 得点として記入し、その論理的根拠を挙げなければならない。

PF7.6.3.1 属性について、最大 10 点まで MSC 得点を上下する理由付けとなる情報が新たに得られた場合、それを考慮に入れて PI に関する最終 MSC 得点を付けなければならない。!!

- チームは UoA に関するすべての情報を使って得点を付けなければならない。
- いずれかの得点を修正した場合、チームはその論理的根拠を挙げなければならない。

PF7.6.4 CSA 分析において主要な生息域のみを検討した場合、主要な生息域しか査定していないことを反映し、最終 PI 得点は 95 を超えてはならない。

PF7.7 CSA を使った条件の設定

PF7.7.1 80 未満の生息域（得点要素）が一つでもあれば、チームは当該 PI に対し条件を設定しなければならない。■

- PF7.7.1.1 CSA を使って PI を評価した際に条件を付ける必要が生じた場合、チームは、クライアントの行動計画が、得点 80 を達成することができ、80 未満の得点が付いたすべての生息域に効果があり、それによって他の弊害が及ばない事を確認しなければならない。

PF8 範囲・強度・結果分析（SICA）の実施

PF8.1 準備

- PF8.1.1 チームは PI 2.5.1 のデータ不足の得点要素についてそれぞれ SICA を実施しなければならない。

PF8.2 SICA におけるステークホルダーの関与

- PF8.2.1 チームはステークホルダーからのインプットを次の目的のために利用しなければならない。
- a. 漁業による影響を受けている生態系の特定。
 - b. リスク評価の対象となっている生態系への漁獲活動のリスクの定性的評価を行うための情報として。
 - c. 漁獲活動の空間的、時間的範囲、強度の採点。
 - d. 生態系に対する漁業の結果採点。

PF8.3 SICA ステップ 1：データ不足の得点要素についてそれぞれ SICA 採点テンプレートを準備する。

- PF8.3.1 「MSC 本審査報告用テンプレート」内の SICA 採点テンプレート（表 PF19）に得点とその根拠を記録しなければならない。

表 PF19 : SICA 採点テンプレート (PI 2.5.1 生態系の結果状況)

業績評価指標 PI 2.5.1 生態系の結果	活動の空間 的範囲	活動の時間的 範囲	活動の強度	関連する生態系の下位項目	MSC 結果得点
漁業の名称：				種組成	
				機能グループ組成	
				コミュニティの分布	
				栄養段階／サイズ構成	
漁獲活動の空間的範囲の論理的根拠					
漁獲活動の時間的範囲の論理的根拠					
漁獲活動の強度の論理的根拠					
結果得点の論理的根拠					

PF8.4 SICA ステップ 2 : 空間的範囲の採点

- PF8.4.1 チームは RBF ステークホルダー協議においてステークホルダーと共同で空間的範囲の得点を付けるようにしなければならない。
- PF8.4.2 生態系と漁獲活動の重複の空間的範囲の得点を決定する際には、最大の空間範囲を使用しなければならない（エラー！参照元が見つかりません。表 PF20）。■
- PF8.4.2.1 UoA の漁獲活動と生態系が重複するところのみを検討しなければならない。
- PF8.4.3 各項目の得点を SICA 採点テンプレートに記入すると共に、その根拠も記載しなければならない。

表 PF20 : SICA 空間的範囲の採点

<1%	1-15%	16-30%	31-45%	46-60%	>60%
1	2	3	4	5	6

PF8.5 SICA ステップ 3 : 時間的範囲の採点

- PF8.5.1 チームは RBF ステークホルダー協議においてステークホルダーと共同で時間的範囲の得点を付けるようにしなければならない。
- PF8.5.2 生態系と漁獲活動の重複に対する時間的範囲の得点を決定する際には、最大頻度を使用しなければならない（エラー！参照元が見つかりません。表 PF21）。■
- PF8.5.2.1 UoA の漁獲活動日についてのみ検討しなければならない。
- PF8.5.3 各項目の得点を SICA 採点テンプレートに記入すると共に、その根拠も記載しなければならない。

表 PF21 : SICA 時間的範囲の採点

10 年位の間に 1 日	数年毎に 1 日	年間 1 ~100 日間	年間 101 ~ 200 日間	年間 201 ~ 300 日間	年間 301 ~ 365 日間
1	2	3	4	5	6

PF8.6 SICA ステップ 4 : 強度の採点

- PF8.6.1 チームは RBF ステークホルダー協議においてステークホルダーと共同で強度の得点を付けるなければならない。!!
- PF8.6.1.1 活動の強度は活動の空間的及び時間的範囲、特性及び程度によって決まる。
- PF8.6.1.2 活動の強度を採点するに際しては、対象となっている生態系への漁獲活動の直接的な影響を検討しなければならない（エラー！参照元が見つかりません。）。
!!
- PF8.6.2 対象の得点項目の得点を SICA 採点テンプレートに記入すると共に、その根拠も記載しなければならない。

表 PF22 : SICA 強度採点

レベル	得点	記述
ごく僅か	1	空間的及び時間的範囲内で活動が検知される可能性は殆どない。
小規模	2	活動は殆ど行われず、行われるとしても限定された少数の場所に限られ、その場合も活動の形跡はほとんど現れない。
中程度	3	より広範囲な空間においての活動が中程度に検知されるか、局地的にはっきりと検知される。
大規模	4	検知できる程度の活動の形跡が広い空間的範囲において、比較的頻繁に現れる。
深刻	5	容易に検知できる局地的な活動、もしくは広範囲にわたって頻繁に行われる活動。
壊滅的	6	局地から地域にかけての活動形跡、もしくは絶え間ない、広範囲にわたる活動の形跡。

PF8.7 SICA ステップ5：生態系の最も影響を受けやすい下位項目を確認し、下位項目への活動の影響結果を採点する

- PF8.7.1 チームは RBF ステークホルダー協議においてステークホルダーと共同で、漁獲活動によって最も影響を受けている下位項目を選択しなければならない。
- PF8.7.2 漁獲活動の影響を最も強く受けている下位項目を一つだけ選択しなければならない。■
- PF8.7.3 採点する下位項目を選択するにあたり、一つの影響を査定するためにいくつもの下位項目が設けられている場合があるものの、定性的な観察、採点を行う方が容易であることを認識する。
- PF8.7.4 結果得点は全てのステークホルダーから提供された情報とチームの専門的判断に基づいたものであり、範囲と強度に関する得点から定性的に導かれたものでなければならない。!!
- PF8.7.4.1 合意や情報が得られない場合には、起こりうる最も高いリスク得点を使用しなければならない。■
- PF8.7.5 漁獲活動の結果は SICA 結果得点（エラー！参照元が見つかりません。）を使って採点しなければならない。
- PF8.7.6 活動の結果が業績評価指標の結果分類の 60 に満たないと判断した場合、審査チームは結果得点を失格として記録しなければならない。
- PF8.7.7 下位項目への「変更」を審査する場合、漁業活動による変化のみが検討されなければならない。
- PF8.7.8 各項目の結果得点を SICA 採点テンプレートに記入すると共に、その根拠も記載しなければならない。

表 PF23 : SICA 結果得点

下位項目	結果分類			
	100	80	60	失格
種組成	コミュニティ内の動態に影響を及ぼし、種組成の変化を起こし得る接触が起きている可能性はあるが、自然変化との差が検知できない。	影響を受けている種は主要な役割（栄養段階への影響）を果たしてはおらず、他の組成の豊かさが多少変わる程度である。種組成の変化は5%まで。影響を受けてから回復までに要する時間は5年まで。	種の組成の変化は検知できるが、機能における大幅な変化は無い（機能が失われない）。種の組成の変化は最大10%まで。影響を受けてから回復までに要する時間は数年から20年までの間。	結果は60よりも高いリスクレベルである
機能グループ組成	接触によるコミュニティ動態への影響および、機能的グループ組成の変化は、自然変動と変わらない。	他の組成の豊かさの最大5%までの変化が僅かに生じる。	他の組成の豊かさが変化し、他の状態／栄養カスケードを引き起こす確率は最大10%。	
コミュニティの分布	接触によるコミュニティ分布への影響が自然変動に比べ検知される可能性は殆ど無い。	コミュニティ分布に、検知できるほどの地理的变化が生じているが、コミュニティ動態への影響はごく僅かで、地理的分布の変化は5%まで。	コミュニティ分布の変化が検知され、コミュニティ動態に多少の影響がある。地理的分布の変化は最大10%まで。インパクトから回復までに要する時間は数年から20年までの間。	
栄養段階／サイズ構成	内部動態に影響を及ぼす変化が自然変動に比べ検知できる可能性は殆ど無い。	平均栄養段階、生物量、及び各サイズ階級の変化は最大5%。	平均栄養段階、生物量、及び各サイズ階級の変化は最大10%まで。影響を受けてから回復までに要する時間は数年から20年までの範囲。	

PF8.8 RBF を使った PI 2.5.1 の採点

PF8.8.1 換算された SICA 得点を生態系に関する最終得点としなければならない。

PF8.8.2 チームは、PI の採点において追加情報があるかどうかについて検討しなければならない。

- PF8.8.2.1 追加情報が無ければ、チームは換算された得点をそのまま PI の得点とし、それを正当化するために、採点テンプレートを添付し、論理的根拠を記載しなければならない。
- PF8.8.2.2 追加情報が入手され、MSC 得点を最大 10 点まで上下させる正当な理由がある場合には、当該情報を利用して PI の最終 MSC 得点を算出しなければならない。
- PF8.8.2.3 チームは UoA に関して入手できるすべての情報を利用して審査を実施しなければならない。
- PF8.8.2.4 チームは得点を修正した際には、その論理的根拠を挙げなければならない。
- PF8.8.2.5 チームは得点の修正のすべてを記録し、その修正の論理的根拠を挙げなければならない。
- PF8.8.3 チームは「MSC 本審査報告用テンプレート」内の SICA 表に、最終 PI 得点を記録しなければならない。

PF8.9 RBF を使った条件の設定 (PI 2.5.1)

- PF8.9.1 80 未満の得点が一つでもあれば、チームは当該 PI に対し条件を設定しなければならない。
- PF8.9.1.1 SICA を使って PI を評価した際に条件を付ける必要が生じた場合、チームは、クライアントの行動計画により、得点 80 を達成できることを確認しなければならない。
- PF8.9.1.2 行動計画により、適切な期限内に SICA 得点を 80 にまで上げることが出来ない場合、チームは今後、当該 PI の MSC 審査において、当該漁業への RBF の使用を認めてはならない。
- a. そのような場合チームは、再認証審査の時期までに、生態系への漁業の影響分析を裏付ける情報の収集を終えていなければならない、という条件を PI に付けなければならない。

End of Annex PF

End of Fisheries Certification Process
